

第2次 南部町総合振興計画

前期基本計画

2018 ～ 2022 / 平成30 ～ 34年度

みんながつながり達者に暮らす
笑顔あふれるまち 南部町



2018 —————> 2027

南 部 町

はじめに

当町では、平成 18 年 1 月の合併後、平成 20 年 3 月に「南部町総合振興計画」を策定し、「名久井岳と馬淵川に抱かれ 自然・環境・福祉に恵まれた交流のまち」をまちづくりの目指す将来像のもと、“合併してよかった”と思えるようなまちづくりに取り組んでまいりました。



策定から 10 年が経過し、今後さらに進んでいく人口減少・少子高齢化や高度情報化の進展、価値観・ライフスタイルの多様化など、本町を取り巻く社会情勢は、非常に大きく変化しています。

このような状況の中、地域資源を最大限に活かし、将来の世代に夢と希望が持てるまちづくりに向けて、新たな 10 年先のまちの姿を描いた「第 2 次南部町総合振興計画」を策定いたしました。

本計画では、新たなまちづくりの将来像「みんながつながり達者に暮らす 笑顔あふれるまち 南部町」のもと、私たちの故郷「南部町」に誇りを持ち、より魅力と元気のあるまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご指導いただきました町民の皆様をはじめ、総合振興計画審議会委員ならびにまちづくり委員会の皆様のご協力に対して、心から感謝を申し上げますとともに、今後のまちづくりへの積極的な参画と、より一層のご協力をお願い申し上げます。

平成 30 年 3 月
南部町長 工藤 祐直

目 次

第 1 編 序論

第 1 章 総合振興計画の策定にあたって	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけと役割	2
3. 計画の構成と期間	3
4. 進行管理	5
第 2 章 沿革	6
第 3 章 人口減少と長寿化	7
第 4 章 町民ニーズ	8
1. 南部町への愛着度	8
2. 今後の定住意向	8
3. 取組に対する現状評価	9
4. 今後のまちづくりの基本方向	10
第 5 章 南部町の主要課題	11

第 2 編 基本構想

第 1 章 南部町の将来像	14
1. まちづくりの基本理念	14
2. 南部町の将来像～10 年後のまちの姿～	14
第 2 章 戦略プロジェクト	15
1. 達者村プロジェクト	16
2. 人づくりプロジェクト	18
3. 暮らし向上プロジェクト	20
第 3 章 分野別施策	22
基本目標 1 産業振興で活力と交流に満ちたまち	22
基本目標 2 保健・医療・福祉が充実して 安全・安心・快適に暮らせるまち	23
基本目標 3 環境と共生して幸せを実感できるまち	24
基本目標 4 明日を担う人を育て 一人ひとりの個性を活かすまち	25
基本目標 5 協働と参画により町民が主役になるまち	26
基本目標 6 計画的・効率的な行財政運営を目指すまち	27

第3編 基本計画

基本目標 1 産業振興で活力と交流に満ちたまち	32
政策 1 地域を支える農業の振興.....	32
政策 2 賑わいと暮らしを支える商工業の振興.....	35
政策 3 新たな活力を生み出す雇用対策の推進.....	39
政策 4 交流を促進する観光・交流産業の振興.....	41
基本目標 2 保健・医療・福祉が充実して 安全・安心・快適に暮らせるまち	47
政策 5 健康に暮らせる保健・医療・福祉の充実.....	47
政策 6 便利で暮らしやすい生活基盤の充実.....	62
政策 7 安心して暮らせる防災・安全の充実.....	68
基本目標 3 環境と共生して幸せを実感できるまち	75
政策 8 豊かでかけがえのない自然環境の形成.....	75
政策 9 快適で住みやすい生活環境の形成.....	79
政策10 適正な土地利用の推進.....	85
基本目標 4 明日を担う人を育て 一人ひとりの個性を活かすまち	89
政策11 未来を担う人づくりの推進.....	89
政策12 貴重な地域文化の継承と新たな文化の創造.....	101
基本目標 5 協働と参画により町民が主役になるまち	105
政策13 地域を活性化するコミュニティ活動の推進.....	105
政策14 協働と参画によるまちづくりの推進.....	107
政策15 男女共同参画社会と人権尊重社会の構築.....	109
基本目標 6 計画的・効率的な行財政運営を目指すまち...	113
政策16 効率的な行財政運営と広域行政の推進.....	113

資料編

1. 南部町総合振興計画の策定経過	121
2. 諮問・答申	122
3. 南部町総合振興計画審議会条例	124
4. 南部町総合振興計画審議会委員名簿	125
5. 南部町まちづくり委員会設置要綱.....	126
6. 南部町総合振興計画まちづくり委員名簿	128
7. 南部町総合振興計画策定委員会設置要綱	129
8. 南部町総合振興計画策定委員会委員名簿	131
9. 各種計画期間	132

第2次南部町総合振興計画

第

1

編

序

論

第1章 総合振興計画の策定にあたって

1. 計画の目的

本町は、平成 20 年 3 月に策定した「南部町総合振興計画」に基づき、「名久井岳と馬淵川に抱かれ 自然・環境・福祉に恵まれた交流のまち」を将来像に、「保健・医療・福祉プロジェクト」、「達者村プロジェクト」、「協働・参画プロジェクト」の 3 つの重点プロジェクトと分野別施策によるまちづくりに取り組んできました。平成 29 年に実施した町民アンケートによると、本町に対する愛着や定住意向は向上し、「医療体制」や「保健サービスや施設整備」、「自然環境の豊かさ」に関する満足度と重要度はともに高い結果となりました。

一方で、本町を取り巻く環境は、人口減少の進行や地域経済の低迷、地域コミュニティの維持・存続など複雑化する課題に直面しています。また、誰もが健康でいきいきと長寿を満喫するための取組も重要です。

こうした中で、平成 28 年には「南部町人口ビジョン」および「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、社会減の抑制や出生数の増加に向けて重点的なプロジェクトに取り組んでいるところです。

平成 29 年度に「南部町総合振興計画」が計画期間の最終年度を迎えることから、新たな 10 年先に向けたまちづくりの基本理念やまちの将来像を定め、町民・地域と行政が知恵と力を結集してその実現を期すため、戦略的なまちづくりの方向性などの指針を明らかにした「第 2 次南部町総合振興計画」を策定するものです。



2. 計画の位置づけと役割

(1) 計画の位置づけ

本計画は、町民の意向を尊重しつつ、国および県などの計画を踏まえ、本町の望ましい方向性を定めるものであり、まちづくりの最上位計画に位置づけられるものです。

(2) 計画の役割

① 町民全体のまちづくりの共通目標

すべての町民が「まちづくりの主役」となり、町民一人ひとりがその知恵と能力を活かしながら、主体的にまちづくりに参画していくための共通目標となるものです。

② 総合的・計画的な町政運営の基本方針

まちの将来像の実現に向けた施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための町政運営の基本指針となるものです。

③ 国、県および広域圏に対するまちづくりの意思表示

国や県などの計画と整合性や関連性を考慮して本町の設定するとともに、広域圏および周辺市町村との相互理解・連携を深め、まちづくりの目標達成のため連携を強化するものです。

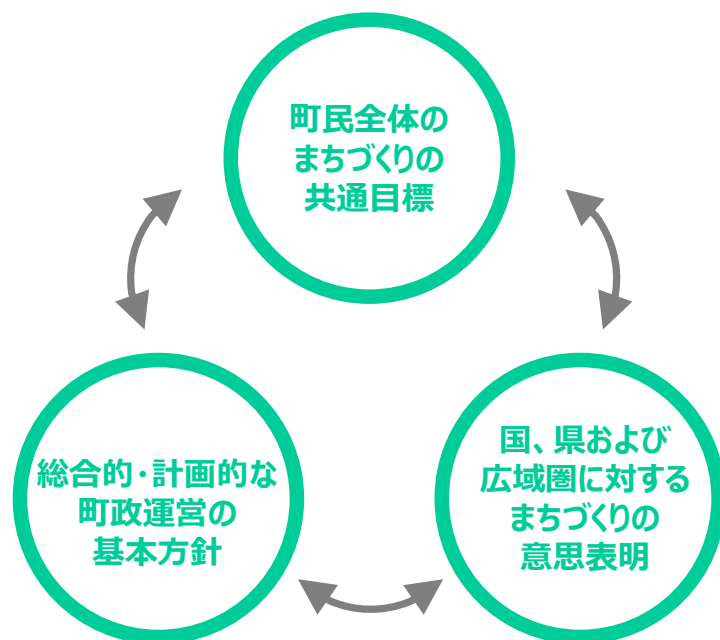


図 1 計画の役割

3. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」で構成します。

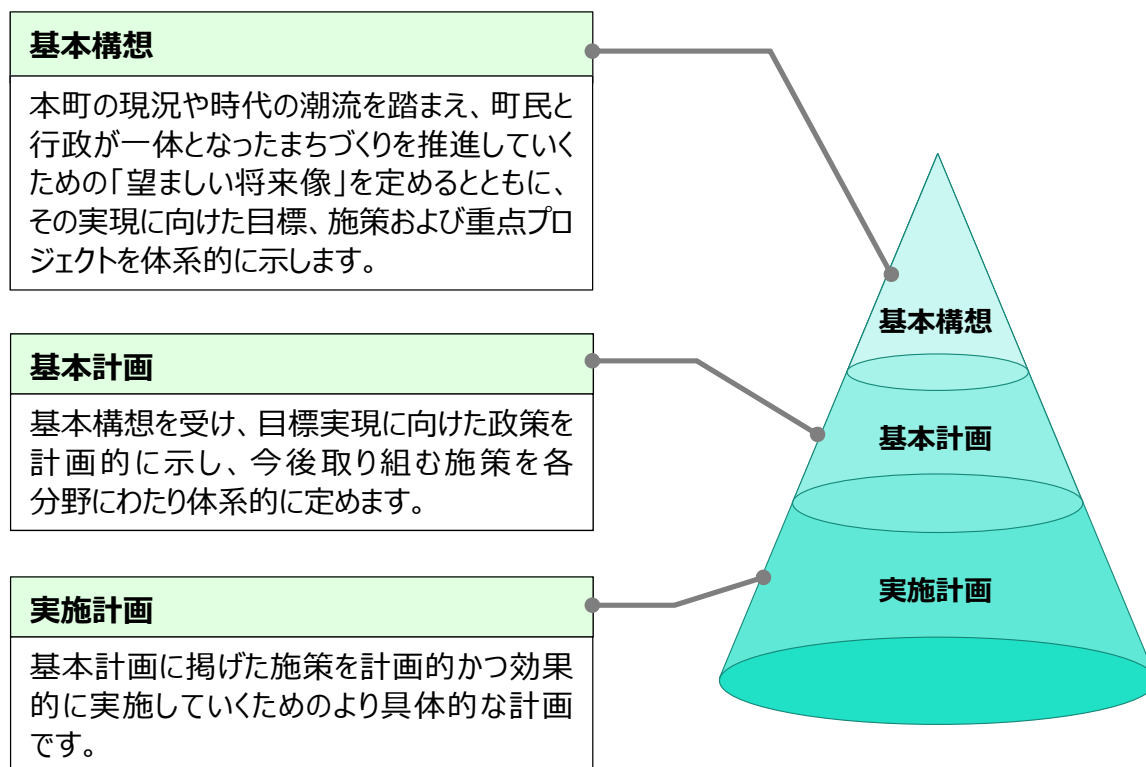


図 2 計画の構成



(2) 計画の期間

基本構想の期間は、平成 30 年度（2018 年 4 月）から平成 39 年度（2028 年 3 月）までの 10 年間とします。

基本計画の期間は、平成 30 年度（2018 年 4 月）から平成 34 年度（2023 年 3 月）までの 5 年間を前期基本計画として定め、平成 35 年度（2023 年 4 月）から平成 39 年度（2028 年 3 月）までの 5 年間を後期基本計画とします。

実施計画の期間は 3 年間として、毎年度の P D C A サイクル[※]により事務事業の見直しを行いながらマネジメントします。

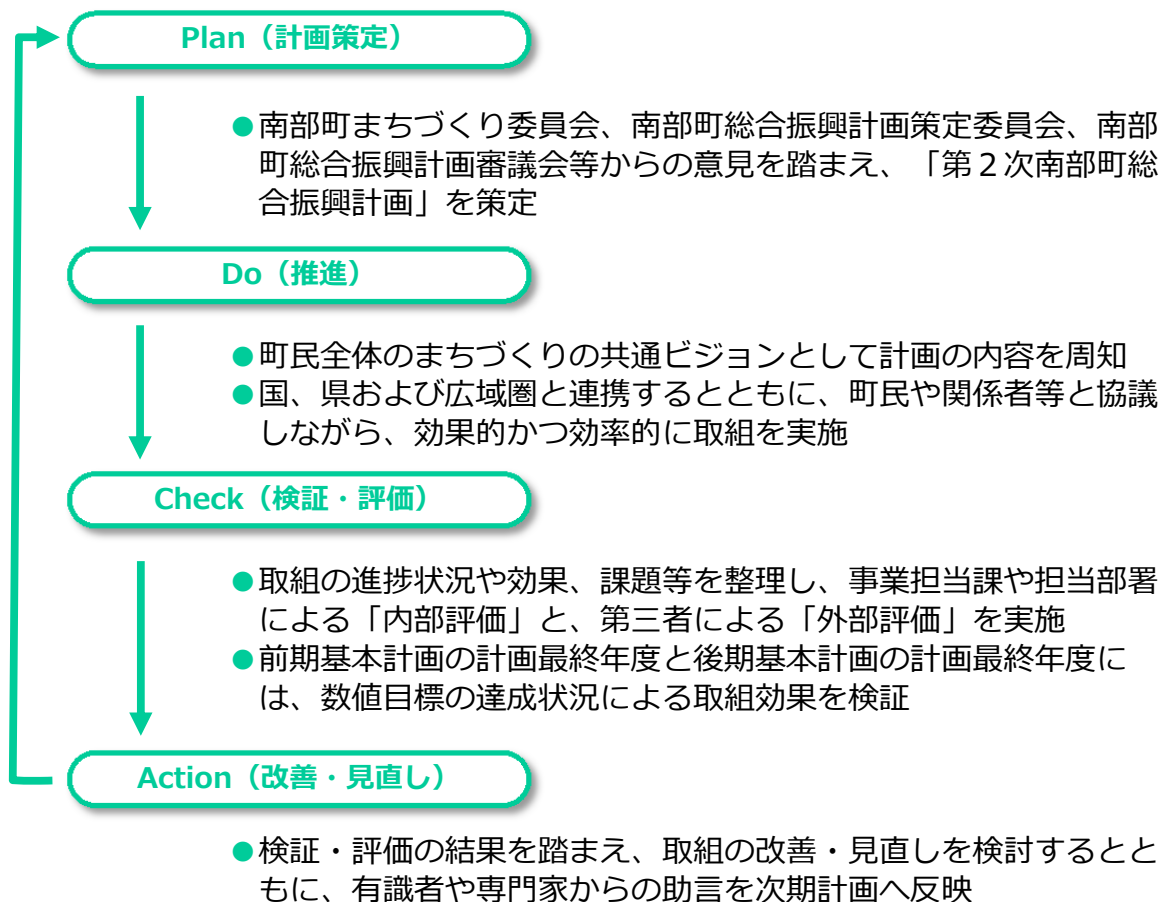
平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)	平成37年度 (2025年度)	平成38年度 (2026年度)	平成39年度 (2027年度)
基本構想（計画期間：10年間）									
前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
実施計画(3年間)									
	実施計画(3年間)								
		実施計画(3年間)							
			実施計画(3年間)						
				実施計画(3年間)					
					実施計画(3年間)				
						実施計画(3年間)			
							実施計画(3年間)		
								実施計画(2年間)	
									実施計画 (1年間)

図 3 計画の期間

※ P D C A サイクル：管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するシステム。

4. 進行管理

本計画を着実に推進していくために、P D C Aサイクルによるマネジメントを運用し、適切な進行管理を実施します。また、社会情勢の変化や多様なニーズへ柔軟に対応することで、最大限の効果が発揮されるように努めます。



第2章 沿革

本町に人々が住みはじめたのは、町内に数多く分布する遺跡から約 9,000 年前の縄文時代早期まで遡ると考えられています。南部氏の奥州入部時期については未だ定かではありませんが、鎌倉時代末期までにはこの地に入ってきていたと考えられています。南部氏は室町・戦国時代になると聖寿寺館を中心に北東北の大部分を支配下に治め、東北でも有数の戦国大名に成長します。本町には、南部氏の城館や墓所・霊廟が残されていることから南部藩発祥の地といわれています。

平成 16 年 10 月に旧名川町、旧南部町、旧福地村の 3 町村による法定合併協議会が設置され、合併後の新町のまちづくりのマスタープランである「新町建設計画」の策定等の新町建設に向けた協議を経て、平成 18 年（2006 年）1 月 1 日、3 町村が新設合併し、南部町（なんぶちょう）が誕生しました。

達者村事業は、平成 16 年 10 月に旧名川町において、グリーン・ツーリズム※のモデル事業として始まり、平成 18 年の町村合併後にエリアを広げ、継続して展開しており、6 次産業化など様々な事業を実施しています。

また、全国的にも珍しい取組として、平成 24 年 9 月、鍋を囲むことによるコミュニケーションの機会を増やすために、「南部町笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進条例」（通称：鍋条例）を制定し、町全体で盛り上げています。

平成 26 年 6 月 1 日、町民の健康保持のための医療を提供する施設として、昭和 32 年に開設された「国民健康保険名川病院」の移転新築を機に、名称を「医療センター」に変更し、併設する「健康センター」と併せ、保健・医療・福祉の中心的役割を担う拠点施設として開設しています。

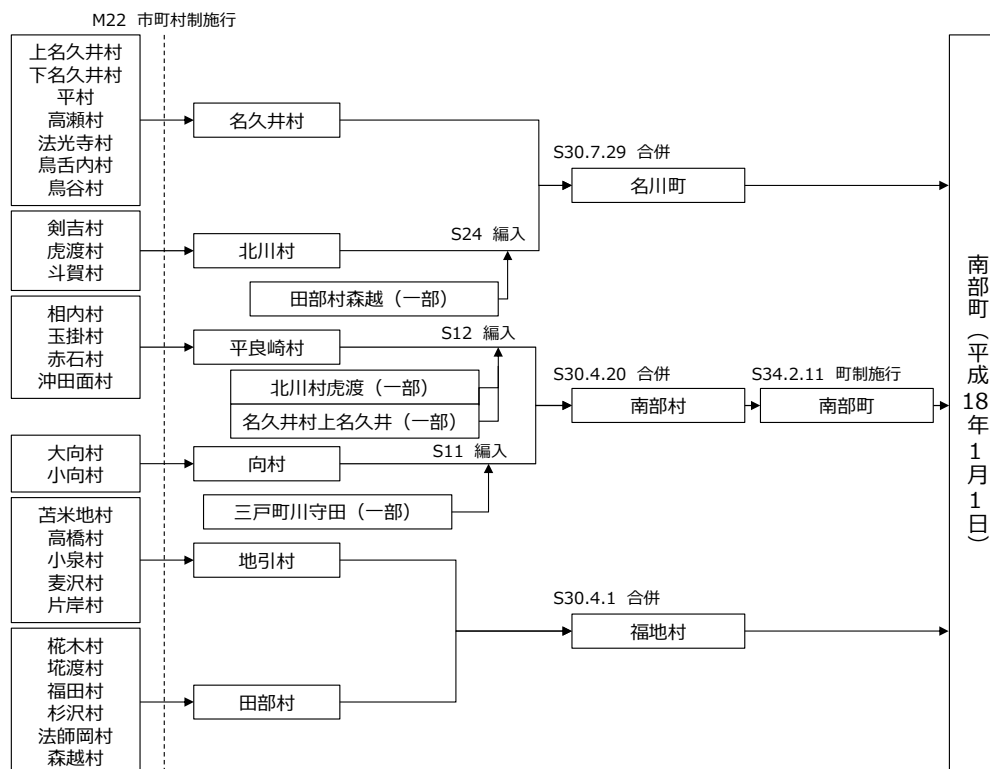


図 4 市町村合併の流れ

※ グリーン・ツーリズム：都市と農村の交流のこと。南部町では、田んぼや畑での農作業体験や、農家などに泊まって、地域の伝統行事や人々のあたたかな心を知り交流を楽しむことと定義している。

第3章 人口減少と長寿化

本町の人口は、平成 18 年（2006 年）の町村合併以前から減少傾向にあり、平成 27 年（2015 年）には 18,312 人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計は、平成 52 年（2040 年）では 11,639 人となっており、平成 27 年からさらに 3 割以上減少することが予測されています。

平均寿命は年々伸びることが予想され、平成 47～52 年（2035～2040 年）には、男性は 81.12 歳、女性は 88.74 歳になると予測されています。

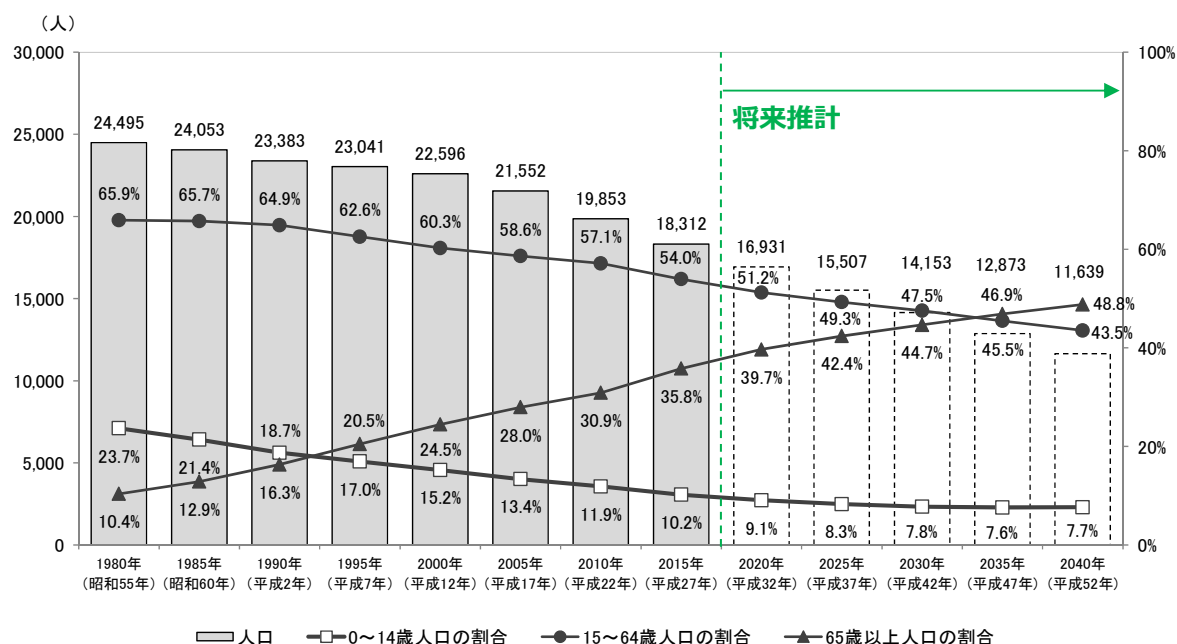


図 5 人口の推移と予測（南部町）

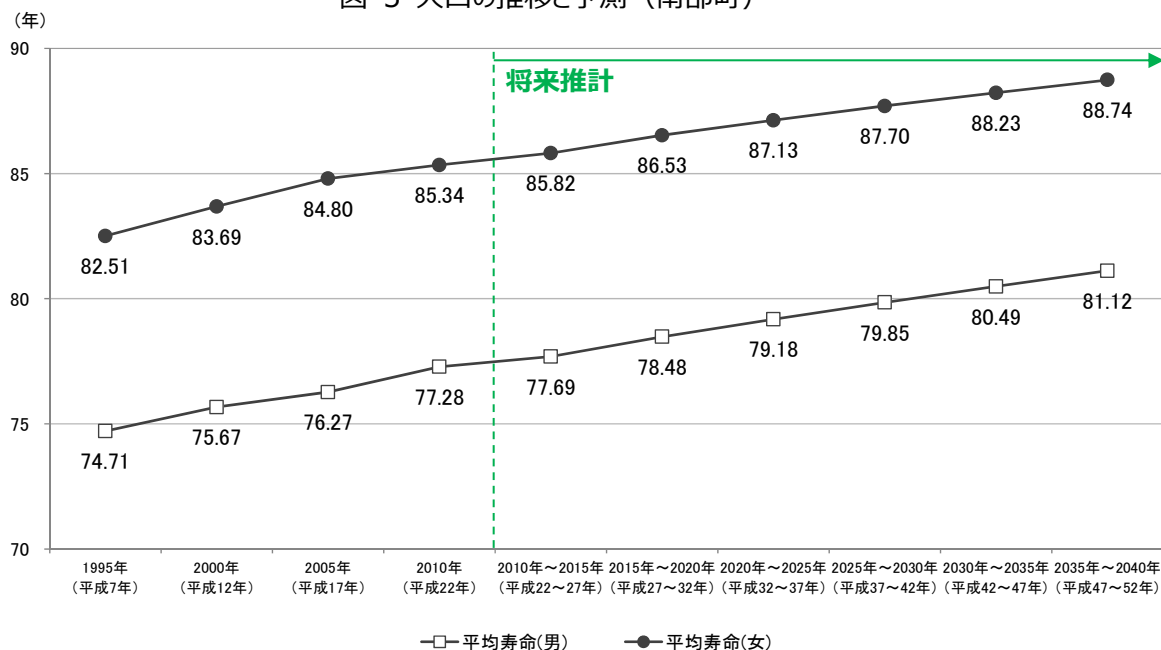


図 6 平均寿命推移と予測（青森県）資料：国立社会保障・人口問題研究所

第4章 町民ニーズ

本町では、第2次総合振興計画を策定するにあたり、平成29年4月に町民2,000人を対象に意向把握アンケートを実施しました。

平成19年と平成24年に実施した同様のアンケート結果と比較した結果は、以下のとおりです。

1. 南部町への愛着度

本町に愛着心のある町民が8割以上にのぼり、町民の愛着心は向上していることがわかります。

本町への愛着度についてたずねたところ、「愛着を感じている」と「どちらかといえば愛着を感じている」を合わせた割合は86.1%にのぼります。また、過年度調査結果と比較すると「愛着を感じている」の割合が増加しています。

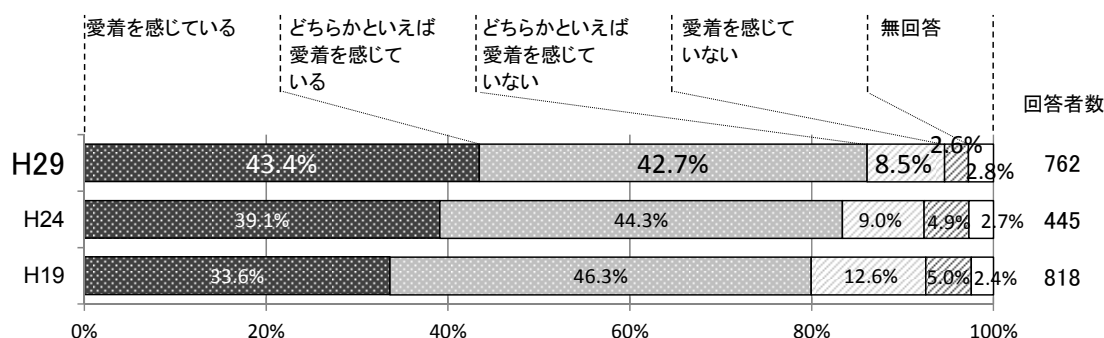


図7 南部町への愛着度

2. 今後の定住意向

本町に定住意向のある町民が8割以上にのぼり、町民の定住意向は向上していることがわかります。

今後の定住意向についてたずねたところ、「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」を合わせた割合は87.3%にのぼります。また、過年度調査結果と比較すると「住み続けたい」の割合が増加しています。

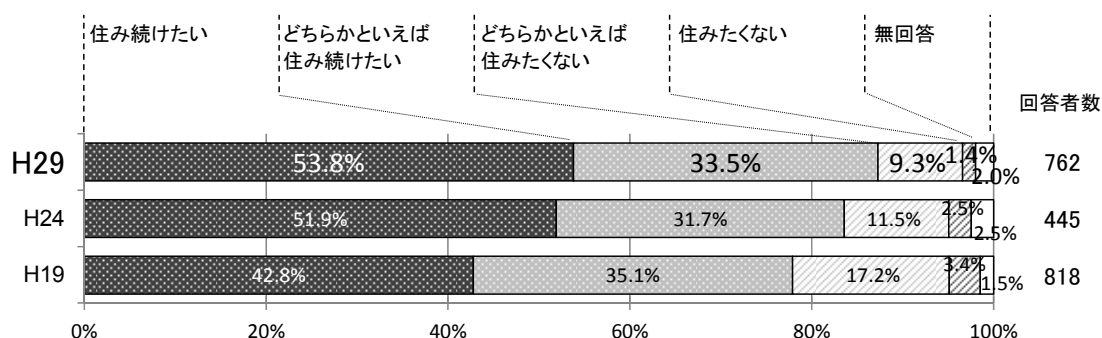


図8 南部町への今後の定住意向

3. 取組に対する現状評価

町民の評価で、緊急度・優先度が高いとされる取組の第1位は「雇用・就労対策」、第2位は「商業環境」、第3位は「道路の整備」となっています。

本町の取組を町民がどう評価しているかを把握するため、町の取組（各分野にわたる37項目を設定）について、それぞれの程度満足しているか（満足度）、どの程度重視しているか（重要度）をたずね、その満足度と重要度の相関を示したものが下図です。この結果、「重要度は高いが現状に対する満足度は低い」と評価され、今後重点的な対応が求められている項目の第1位は「雇用・就労対策」となっており、以下「商業環境」、「道路の整備」、「公園・緑地・水辺の整備」、「公共交通機関（バス）」、「障害者福祉サービスや施設整備」があげられ、町民のニーズが高いことがわかります。

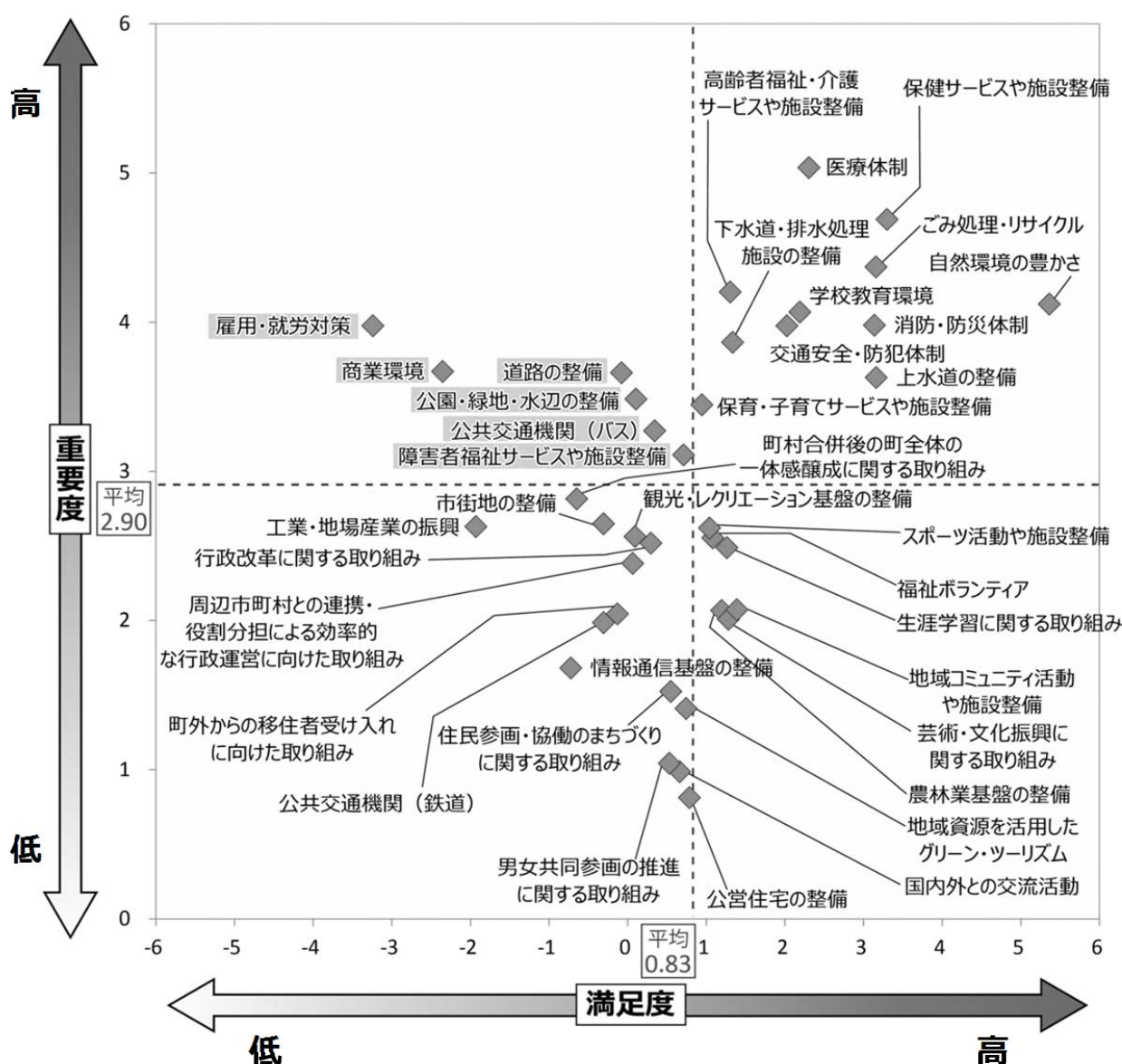


図 9 南部町の取組の評価（満足度と重要度の相関）

4. 今後のまちづくりの基本方向

今後の本町のまちづくりの基本方向は、他を大きく引き離して第1位が「健康・福祉のまち」、第2位が「子育て・教育のまち」、第3位が「快適住環境のまち」となっています。

今後のまちづくりの基本方向をたずねたところ、「健康・福祉のまち」（40.4%）が他を引き離して1位となっており、「保健・医療・福祉の充実」を中心としたまちづくりを望む声が多い結果となっています。

次いで「子育て・教育のまち」（25.7%）、「快適住環境のまち」（23.0%）が続き、「子育て支援・教育」や「生活環境の整備」を重視したまちづくりへの関心も高い傾向にあります。

過年度調査結果と比較すると、「健康・福祉のまち」の割合が増加し、「快適住環境のまち」の割合が減少しています。

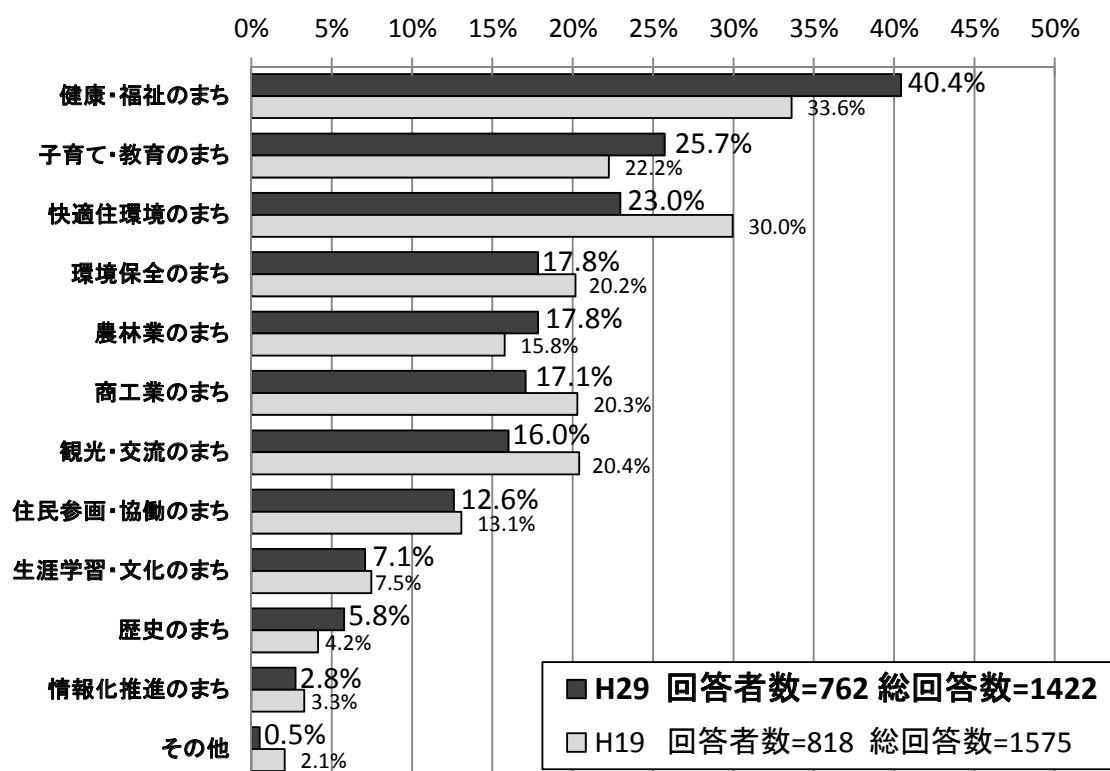


図 10 今後の南部町のまちづくりの基本方向（複数回答）

第5章 南部町の主要課題

(1) 急激な人口減少・少子化、異次元の高齢化への対応

全国的な人口減少社会の中で、本町の人口も減少の一途を辿っており、平成 47 年（2035 年）には 12,873 人となり、平成 27 年（2015 年）より 3 割減少することが予測されています。また、出生数も減少傾向にあり、平成 28 年（2016 年）は 92 人まで落ち込んでおります。一方で、老年人口の割合は上昇し、平成 37 年（2025 年）には 4 割に達することが予想され、これまでに経験したことのない超高齢社会を迎えます。

人口減少や少子化は産業の担い手不足や地域経済規模の縮小、地域コミュニティの衰退などを招き、高齢化は社会保障費の増大などを招くことから、人口問題は町民一人ひとりの生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

(2) 基幹産業である農業を活かした産業の活性化

国では「攻めの農林水産業」として農林水産業の成長産業化を図り、地域経済の活性化を推し進めているところです。

本町では、将来的に生産年齢人口（15～64 歳）が減少していく中で、基幹産業である農業に関して、農産物の生産力低下や、農産物を活用した加工・製造業においても製造・販売・経営戦略を担う人材が不足するため、地域の技術が衰退することも懸念されます。特に、基幹産業である農業の低迷は、商業、工業等あらゆる産業の衰退を招き、地域経済に大きな影響が出てくるものと考えられます。

平成 29 年に実施した町民アンケートによると、今後のまちづくりの基本的な方向として「農林業のまち」が 15.8%から 17.8%へ 2.0 ポイント上昇する結果となっています。

(3) 多様化する価値観・ライフスタイルへの対応

町民の価値観やライフスタイルが多様化する中で、短命県と言われる青森県も平均寿命は男女とも延伸しており、長寿化が進行しています。

多様化する価値観・ライフスタイルを実現しつつ、従来に比べて長くなっている生涯をどのように活力をもって全うしていくのか、また、そのための経済・社会システムはどうあるべきなのかが大きなテーマとなっています。

（４）地域コミュニティへの対応

全国的な人口減少、高齢化などを背景として、各地方自治体の地域運営は非常に厳しい状況にあり、行政だけで多様化する地域課題を解決することは困難になってきています。

本町では、将来的に従来型の学校運営や町内会の活動、町内会自体の存続が困難となることなどが懸念されています。町民や企業・団体などの地域が一体となって、地域課題に対応する方法を改めて考えていくことが求められています。

（５）高まる安全・安心意識への対応

本町の災害に関しては、これまでも馬淵川の氾濫により浸水被害が頻発しており、馬淵川の治水については、国や県などと連携して対策を講じています。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、本町でも経済の停滞やライフラインの停止などの多くの被害がありました。

こうした豪雨による浸水や大地震などの自然災害に加えて、昨今では、武力攻撃・テロ行為などへの危機意識が高まっています。こうした危機事態に備えるための総合的な防災対策が求められています。

また、食に関しては、腸管出血性大腸菌 O157 やノロウイルスによる食中毒、食品の偽装表示事件、食品への異物混入事件等を契機として食への安全・安心に対する関心も高まっています。

町民の日常生活に身近なところでは、交通安全や防犯対策など安全で安心できるまちづくりも重要です。

（６）次代を担う人材の育成

持続可能なまちづくりの実現に向けて、次代を担う豊かな創造力と郷土愛を持った人材の育成が非常に重要です。そのためには、教育環境の充実のほか、本町の個性と魅力を学び伝えるため、町内に多く存在する特色ある地域資源や文化資源を保存し、それらを活用して総合的に学習し、芸術文化やスポーツに親しみ、広く交流する環境づくりを積極的に進めていくことが求められています。

平成 29 年に実施した町民アンケートでは、今後のまちづくりの基本的な方向として「健康・福祉のまち」に次いで「子育て・教育のまち」が第 2 位に挙がっています。

（７）高度情報化への対応

様々な分野で情報化が進展し、日常生活に新たな価値やサービスが生み出されています。情報化が進み、我々の生活が便利になることが期待される一方、安全・安心な生活や社会経済を確保するために、個人情報やプライバシーなどに対するセキュリティの確保が求められています。

（８）地方分権・行財政改革の推進

地方分権の流れにより、今後は市町村への権限移譲や財源移譲が益々進んでいくことから、本町の個性を活かし、町民が主役となれるような自立できる取組を進めていかなければなりません。

また、本町では、これまでも行財政改革に取り組んできておりますが、引き続き持続的な行政運営を推進するため、ヒト・モノ・カネの限られた資源を、無駄なく最適に配分・活用し、効果的・効率的に行財政運営を行うことが課題です。

（９）八戸圏域連携中枢都市圏などの広域連携の推進

町民の日常生活や経済活動の広域化に対応し、行政区域の枠組みを越えて共通課題を効率的に処理していくことが重要です。

平成 29 年 3 月 22 日には、八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町の 8 市町村により、八戸圏域連携中枢都市圏連携協約を締結しました。連携中枢都市圏構想とは、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」「生活関連機能サービスの向上」に取り組むことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とするものであり、国が策定している「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも、その推進を図ることが位置づけられているものです。

第2次南部町総合振興計画

第

2

編

基

本

構

想

第1章 南部町の将来像

1. まちづくりの基本理念

新たなまちづくりの考え方を次のとおり定めます。

将来的な人口減少や長寿化の中で、多様化する価値観やライフスタイルに対応しつつ、町民が住み続けられる持続可能なまちづくりを推進します。

また、町に住む人と訪れる人が安全・安心や幸せを実感し、未来に希望が持てるまちづくりを推進します。

2. 南部町の将来像～10年後のまちの姿～

新たなまちづくりの基本理念のもとで、町民と目指すまちの姿を共有するとともに、本町の魅力を広く発信していくために、将来像を以下のとおり定めます。

みんながつながり達者※に暮らす 笑顔あふれるまち 南部町

本町には先人から受け継がれてきた歴史・文化、伝統、風習などが各地域に根付いています。これらは、まちでの暮らしを“達者”に営むための、いわゆる“南部町らしさ”につながっています。今後、まちの姿が変わっていく中でも子や孫に“南部町らしさ”を引き継いでいくことで、世代や時代がつながっていきます。

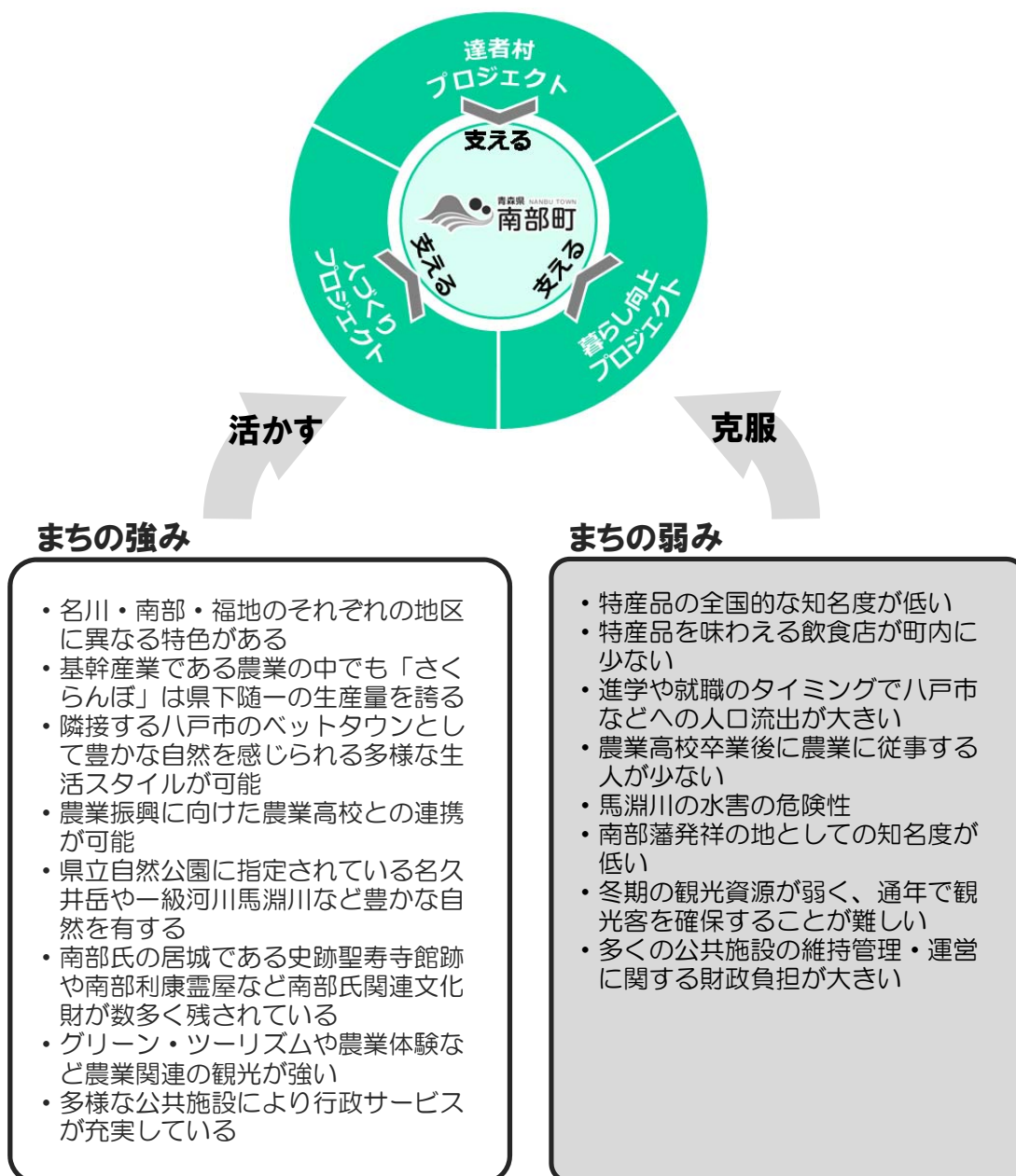
本町では、この先10年かけて、町民だけでなく、まちを訪れる人やまちを想うすべての人の心をつなぎ、まちにかかわる人の笑顔であふれるまちを目指します。

※ 達者：学問・技芸などの道に熟達している人。達人。物事に慣れていて、巧みなさま。からだが丈夫で健康なさま。

第2章 戦略プロジェクト

第2次総合振興計画においては、新たなまちの将来像の実現に向けて、「達者村プロジェクト」、「人づくりプロジェクト」、「暮らし向上プロジェクト」の3つのプロジェクトを戦略的に打ち出していきます。

戦略プロジェクトを検討するにあたっては、まちの強み・弱みなどを踏まえて設定しています。



1. 達者村プロジェクト

達者村プロジェクトとは、従来の達者村事業をベースに、農業振興や観光振興などを通じて、地域活性化を一体的に推進するためのプロジェクトです。

交流人口や関係人口を増やすことが、将来的な移住者の増加に繋がり、本町が抱える人口問題の解決に寄与することが期待されます。

特に、ブランド化に繋がる特産品や地域学などに精通した“達人”と呼ばれる人の育成・発掘については、「人づくりプロジェクト」との関連性が強いものです。

これまで本町で取り組んできた「達者村事業」は、「達者＝元気」の循環をコンセプトとして、「町民生活の充実と来訪者が元気になれる地域づくり」を目指す、地域ぐるみでの交流促進を図るものです。

引き続き、自然や農業、歴史・文化など既存の観光資源を活用したまちの魅力を発信し、国内外からの交流人口の拡大を図ります。さらに、将来的には町のファンになってもらい、こころの繋がりや地域との関わりを持つ「関係人口」を増やし、長期滞在や移住に繋げることを目指します。

基幹産業である農業については、農業経営の法人化などによる働き方改革や、学校給食やイベントなどと連携した地域内消費の拡大を推進し、農作物の生産性向上により地域産業の活性化を目指します。

南部太ねぎやさくらんぼなど、南部町ブランドを確立し、達人による特産品の認知度を高め商業の活性化を推進するとともに、幼少期からの食育を通じて地域産業への理解を推進します。

また、短命県と言われている青森県の中で、保健・医療・福祉の充実に加えて、スポーツの振興により心身の健康づくりを推進します。



プロジェクトに位置付ける政策・施策

● 地域を支える農業の振興

・農林業の振興

● 賑わいと暮らしを支える商工業の振興

・商業の振興

● 交流を促進する観光・交流産業の振興

・交流人口の拡大
・観光の振興
・移住の促進

● 健康に暮らせる保健・医療・福祉の充実

・保健・医療体制の充実
・地域福祉の充実
・高齢者福祉の充実

● 未来を担う人づくりの推進

・生涯スポーツの振興

● 地域を活性化するコミュニティ活動の推進

・地域を活性化するコミュニティ活動の推進

● 協働と参画によるまちづくりの推進

・協働と参画によるまちづくりの推進

● 男女共同参画社会と人権尊重社会の構築

・男女共同参画社会の構築
・人権尊重社会の構築

● 効率的な行財政運営と広域行政の推進

・行政改革の推進
・財政運営の健全化
・広域行政の推進

2. 人づくりプロジェクト

人づくりプロジェクトとは、人生 100 年時代を見据えて、希望するライフスタイルを実現していくことができる経済や社会を実現するとともに、町内だけに限らず広く世界で活躍する町民を応援するためのプロジェクトです。

町民の自己実現が満たされることで定住の促進が図られ、地域の担い手となる人材が増え、地域内の消費が促進されると、地域産業の活性化に寄与することが期待されます。

地域活性化を図る「達者村プロジェクト」と、生活の基盤を整える「暮らし向上プロジェクト」に関連し、プロジェクトを推進していくための原動力となるものです。

具体的な取組としては、地域経済に新たな活力を生み出すため、誰もが挑戦できる環境として起業や雇用の促進を推進します。

本町の豊かな自然環境や歴史・文化、芸能などの地域性を活かした子育て環境づくりにより、子育てに対する経済的、身体的および精神的な負担の軽減を図り、結婚・出産・子育てに対する希望を叶える取組を推進します。

また、持続可能な社会を実現していく上で、今後の地域を担う次の世代の人材を育成することが重要となるため、幼少期からの文化活動・地域活動を通じて郷土愛の醸成を目指します。

地域を担う人材が重要である一方で、世界に通用する本町出身の人材を育てることも重要であることから、個人の魅力や能力などを広く発揮するため、コミュニケーション力や国際感覚などの能力向上を目指します。



プロジェクトに位置付ける政策・施策

● 新たな活力を生み出す雇用対策の推進

・雇用環境の整備

● 健康に暮らせる保健・医療・福祉の充実

・結婚・出産・子育て支援の推進

● 便利で暮らしやすい生活基盤の充実

・高度情報化への対応

● 未来を担う人づくりの推進

・学校教育の充実
・生涯学習・社会教育の充実
・生涯スポーツの振興
・青少年健全育成の推進
・幅広い視野をもつ人材の育成

● 貴重な地域文化の継承と新たな文化の創造

・芸術・文化の振興
・歴史・文化遺産の保存と伝承

● 地域を活性化するコミュニティ活動の推進

・地域を活性化するコミュニティ活動の推進

● 協働と参画によるまちづくりの推進

・協働と参画によるまちづくりの推進

● 男女共同参画社会と人権尊重社会の構築

・男女共同参画社会の構築
・人権尊重社会の構築

● 効率的な行財政運営と広域行政の推進

・行政改革の推進
・財政運営の健全化
・広域行政の推進

3. 暮らし向上プロジェクト

暮らし向上プロジェクトとは、町民にとって安全・安心はもとより、経済的かつ、快適で豊かな暮らしを実現するためのプロジェクトです。

多様化する価値観やライフスタイルに対応した生活の基盤を整えることで、移住と定住の促進が図られます。

健康で文化的な生活は、「人づくりプロジェクト」で自己実現を満たすために必要不可欠なものです。

具体的な取組としては、身近な暮らしを支える日常の買い物などの利便性や、商店街のにぎわいや魅力の創出を推進します。

健康・福祉については、地域包括ケアシステム※の機能拡充による健康福祉サービスの充実を図りながら、いつまでも安心して住み続けられるまちを目指します。

町民が生まれ育った地域で住み続けられるまちづくりに向けて、地域公共交通ネットワークの形成や住宅・宅地の供給により、便利で暮らしやすい生活基盤の充実を推進します。

防災や景観については、馬淵川の治水対策などにより安全・安心を確保するとともに、まちの景観を保ち、住み続けたいまちづくりを進めます。

自己実現のための学びや芸術・文化を通じた感性の磨きなど、文化的な暮らしを実現できるまちを目指します。

行財政改革については、地域間の連携を強化する一方で、特性の異なる地域の自主性と自立性の維持・向上を図るとともに、八戸圏域連携中枢都市圏の構成町として近隣市町村との広域連携を推進していきます。



※ 包括ケアシステム：保健・医療・福祉の関係機関が連携を図り、住民が必要とするときに適切なサービスを提供する包括的な仕組み。

プロジェクトに位置付ける政策・施策

- | | |
|-----------------------|--|
| ● 賑わいと暮らしを支える商工業の振興 | ・商業の振興 |
| ● 健康に暮らせる保健・医療・福祉の充実 | ・保健・医療体制の充実
・地域福祉の充実
・結婚・出産・子育て支援の推進 |
| ● 便利で暮らしやすい生活基盤の充実 | ・道路・公共交通ネットワークの形成
・住宅・宅地の供給 |
| ● 安心して暮らせる防災・安全の充実 | ・消防・防災体制の充実
・防犯対策の充実
・交通安全の推進 |
| ● 快適で住みやすい生活環境の形成 | ・環境衛生対策の充実
・上水道・下水道の維持
・公園・緑地の形成 |
| ● 未来を担う人づくりの推進 | ・生涯学習・社会教育の充実 |
| ● 貴重な地域文化の継承と新たな文化の創造 | ・芸術・文化の振興 |
| ● 地域を活性化するコミュニティ活動の推進 | ・地域を活性化するコミュニティ活動の推進 |
| ● 協働と参画によるまちづくりの推進 | ・協働と参画によるまちづくりの推進 |
| ● 男女共同参画社会と人権尊重社会の構築 | ・男女共同参画社会の構築
・人権尊重社会の構築 |
| ● 効率的な行財政運営と広域行政の推進 | ・行政改革の推進
・財政運営の健全化
・広域行政の推進 |



第3章 分野別施策

産業・雇用

基本目標 1 産業振興で活力と交流に満ちたまち

安全・安心な食料生産拠点を目指す農業振興を基本に、農業や商業、工業、観光などの各産業間の連携を強化し、活力あるまちづくりを目指します。

町内外の人々が様々な機会を通して活発に交流する、ふれあいに満ちたまちづくりを目指します。

政策1 地域を支える農業の振興

多様な農業経営体の育成・強化、農業後継者の確保・育成、特産品の開発と普及、魅力ある農村環境づくり、冬の農業振興などを展開して地域経済を支える「**農林業の振興**」を推進します。

政策2 賑わいと暮らしを支える商工業の振興

魅力的な商業環境の形成により賑わいを創出する「**商業の振興**」を推進するとともに、モノづくりにより暮らしを活性化する「**工業の振興**」を推進します。

政策3 新たな活力を生み出す雇用対策の推進

雇用の場の創出や労働環境の改善などにより、すべての就労者が誇りとやりがいを持って快適に働ける「**雇用環境の整備**」を推進します。

政策4 交流を促進する観光・交流産業の振興

本町の農業観光資源を活用して、心身のリフレッシュを図るグリーン・ツーリズムの取組により、都市農村交流、農業体験修学旅行などによる「**交流人口の拡大**」を図ります。

また、これらに取り組んでいくとともに、南部藩発祥の地として貴重な調査成果をもとに、史跡聖寿寺館跡の史跡公園としての整備を進め、出土した貴重な遺物等の展示収蔵施設の整備・充実により「**観光の振興**」を推進します。

交流人口の拡大や観光の振興を進めることで、南部町ファンとして心を寄せて関わってくれる関係人口を増やしながら「**移住の促進**」を図ります。

健康・医療・福祉

基本目標 2 保健・医療・福祉が充実して 安全・安心・快適に暮らせるまち

保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムの機能が拡充され、町民一人ひとりが健やかに暮らすことのできるやさしいまちづくりを目指します。

政策5 健康に暮らせる保健・医療・福祉の充実

健康づくり事業の総合的な推進、保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムの機能を活用した「**健康・医療体制の充実**」、すべての町民が地域の中で支え合い、ともに生きることができるような「**地域福祉の充実**」を推進します。

安心して子育てしやすい環境を地域全体で支える「**結婚・出産・子育て支援の推進**」、高齢者や障がい者が安心して暮らせる「**高齢者福祉の充実**」や「**障がい者福祉の充実**」、町民一人ひとりを大切にし、やさしさに満ちたまちづくりを支える「**社会保障制度の充実**」を推進します。

政策6 便利で暮らしやすい生活基盤の充実

町内での日常生活や観光・レジャーなどの目的施設へのアクセス性を高める「**道路・公共交通ネットワークの形成**」を推進するとともに、多様なニーズに対応し、快適な住環境を支える「**住宅・宅地の供給**」、日常生活をより便利で快適にする「**高度情報化への対応**」を促進します。

政策7 安心して暮らせる防災・安全の充実

水害や土砂災害をはじめとする災害に強いまちを支える「**消防・防災体制の充実**」を推進するとともに、防犯環境の整備と防犯体制の充実による犯罪のないまちを支える「**防犯対策の充実**」を推進します。また、安全施設の整備と安全教育の推進による交通事故のないまちを支える「**交通安全の推進**」を図ります。

基本目標 3 環境と共生して幸せを実感できるまち

豊かな自然、美しい景観を守り、環境に配慮した快適で住みやすいまちづくりを目指します。

まちの発展に向けた計画的かつ調和のとれたまちづくりを目指します。

政策8 豊かでかけがえのない自然環境の形成

名久井岳や馬淵川に代表される豊かな自然環境、優れた景観により安らぎを感じるまちを形成する「**自然環境・景観の保全と活用**」を図るとともに、あらゆる環境問題を町民とともに考え、環境にやさしいまちを実現する「**環境と共生する循環型社会づくり**」を目指します。

政策9 快適で住みやすい生活環境の形成

廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R運動などによる「**環境衛生対策の充実**」を進めるとともに、八戸圏域水道企業団などと連携し、健康で快適な生活に欠かすことのできない「**上水道・下水道の維持**」を進めます。また、各種団体などと連携し、個性あふれる「**公園・緑地の形成**」を推進します。

政策10 適正な土地利用の推進

長期的かつ広域的な視点に立った「**計画的な土地利用の推進**」を図るとともに、計画的かつ調和のとれた土地利用を促進する「**まちを形成する骨格の形成**」を推進します。

教育・文化

基本目標 4 明日を担う人を育て 一人ひとりの個性を活かすまち

町民が、同世代あるいは世代間で、自主的に生涯学習活動に取り組むことができるまちづくりを目指します。

古くから地域に伝わる文化や伝統を守り後世に伝えるための活動や、新しい文化を創造するための活動など、様々な場面で人づくりを支援し、一人ひとりの個性を大切にすまちづくりを目指します。

政策11 未来を担う人づくりの推進

心身ともに健全で、生きる力を持つ子どもを育む「**学校教育の推進**」、生涯にわたって学べる「**生涯学習・社会教育の充実**」、いつまでも健康的な身体で暮らせる「**生涯スポーツの振興**」、「**青少年健全育成の推進**」、「**幅広い視野を持つ人材の育成**」を推進します。

政策12 貴重な地域文化の継承と新たな文化の創造

スポーツ・レクリエーション施設の整備など文化・芸術、スポーツに親しむ「**芸術・文化の振興**」を推進します。また、地域に伝わる貴重な文化財や史跡、伝統芸能等の調査・研究により、文化財の保存と伝統文化が息づく「**歴史・文化遺産の保存と伝承**」を図ります。



協働・参画

基本目標 5 協働と参画により町民が主役になるまち

自分たちのまちは自分たちでつくるという意識を醸成しながら、町民一人ひとりが生き生きとして、地域や世代で連携しながら、町民と行政の協働によるまちづくりを目指します。

政策13 地域を活性化するコミュニティ活動の推進

町民の自主的なまちづくりを推進することにより、町民同士が繋がることで「**地域を活性化するコミュニティ活動の推進**」を図ります。

政策14 協働と参画によるまちづくりの推進

町民と行政が情報を共有する体制をつくり、各種行政計画の策定、公共施設の整備・運営、公共サービスへの町民・地域団体の参画により、町民が生き生きと暮らす「**協働と参画によるまちづくりの推進**」を図ります。

政策15 男女共同参画社会と人権尊重社会の構築

男女が社会の対等な構成員として、自らの能力が発揮できる「**男女共同参画社会**」を推進するとともに、自由に個人の思想や意見、行動が表現できる「**人権尊重**」の社会づくりを推進します。



行財政運営・広域行政

基本目標 6 計画的・効率的な行財政運営を目指すまち

健全で安定した行財政運営を継続し、町民に対する行政サービスの維持向上を目指します。

政策16 効率的な行財政運営と広域行政の推進

地方分権社会の中で自立した行政運営システムを構築する「**行政改革の推進**」とともに、財政基盤を固める「**財政運営の健全化**」を図ります。

また、国、県および関係機関などと連携強化し、多様な生活関連機能サービスが享受できる「**広域行政の推進**」を図ります。



第2次南部町総合振興計画

第

3

編

基

本

計

画

基本目標の名称

基本目標5 協働と参画により 町民が主役になるまち

政策の名称

政策 1 3 地域を活性化するコミュニティ活動の推進

施策の名称

施策34. 地域を活性化するコミュニティ活動の推進

施策に関わる本町の
現状と課題をまとめて
います

現状と課題

- ・本町では、町民の自主的なまちづくり活動に対して「笑顔あふれるまちづくり支援事業」などにより支援しています。また、地域コミュニティ活動拠点施設としては、公民館、研修センターおよび集会所などがあります。
- ・「自分たちの地域は自分たちの手でつくる」という気運を醸成していくとともに、コミュニティ組織の育成および強化、コミュニティリーダー※38の養成を推進していく必要があります。
- ・行政と地域の連携を密にし、町内会などを中心とした地域づくり活動の活性化を促進するため、連合町内会や地域運営組織の設立について検討していく必要があります。

施策の方針をまとめて
います

施策の方針

- ・町民の自主的なまちづくりを促進するため、コミュニティ施設の整備および充実に努めるとともに、コミュニティリーダーの育成を図ります。
- ・地域担当職員制度により、行政と地域の連携を密にし、協働によるまちづくりの確立を図ります。

施策における町民・
地域と行政の役割分
担を記載しています

役割分担



町民・地域

- ・地域活動に積極的に参加・協力・連携・交流する
- ・地域課題を地域自主組織などで話し合い、行動する
- ・行政と協働で、幅広いまちづくり活動に取り組む
- ・まちづくり活動を担うリーダーをつくる

行政

- ・まちづくり活動関連の情報提供
- ・関係団体等と連携・調整し、地域活動を支援
- ・まちづくり活動を担う次世代のリーダー育成の支援
- ・地域への活動支援とともに、活動拠点を整える
- ・地域を越えたつながりを持つまちづくり活動の支援

※38 コミュニティリーダー：住民が主体的に地域内の共通課題の解決を図り、行政との協働でまちづくりを進めていくときの地域での担い手となる人。

施策の進捗度を測るため、前期基本計画最終年度の平成34年度と後期基本計画最終年度の平成39年度における目標値を記載しています

数値目標

項目	単位	H28年度 (実績)	H34年度 (目標)	H39年度 (目標)	測定(取得)方法および 設定の考え方等
コミュニティ施設の 年間利用者数	人	42,243	40,000	38,000	社会教育課調べ 人口減により、減少が見込まれる 数値とした。
地域づくり計画を 策定している町内 会数	町内会	4	10	20	企画財政課調べ 地域づくり計画の策定に主体的 に取り組む町内会の増を目指す。
笑顔あふれるまち づくり支援事業の 実施団体数	団体/年	16	15	15	企画財政課調べ 平成28年度実績値の維持を 目指す。

施策を実現するための取組内容についてまとめています

主な取り組み

(1) コミュニティ施設の整備充実

- 既存の集会施設、公共施設をコミュニティの活動拠点として利活用を促進するとともに、施設の維持管理、規模に合った見直しを推進します。また、空き家の改修などによる、コミュニティスペースの整備などを検討します。

(2) 人材発掘・コミュニティリーダーの育成

- まちづくり講習会などによる人材発掘およびコミュニティリーダーの育成に努めるとともに、地域や町内会など各種団体の自主的なコミュニティ活動を支援します。

(3) コミュニティ相互の交流の促進

- 町内各地域で開催される行事に、開催地以外の町内の人たちが参加・交流できる環境をつくります。

(4) 特色ある地域活動に対する支援

- 地域主体のまちづくり活動を推進するとともに、町独自の助成金制度の充実や国・県などの助成金の活用を図ります。
- 地域担当職員制度により、地域との連携や協働による地域の課題解決の取組を推進します。

(5) 連合町内会および地域運営組織の設立支援

- 町内会での共通した業務を効率的に実施するため、複数の町内会による連合町内会の設立を支援するとともに、特定の地域課題を解決するために地域が連携して持続的に取り組む「地域運営組織」の設立を支援します。

施策に関するこれまでの本町の取組を記載しています

これまでの振り返り

- 老朽化した集会施設の更新が図られ、対象地域のコミュニティ活動の活性化に寄与することができました。
- 町独自の助成金制度である「笑顔あふれるまちづくり支援事業」の活用が図られています。
- 地域担当職員を各町内会に配置し、地域活動の活性化を図りました。

将来像

みんながつながり
達者に暮らす

笑顔あふれるまち

南部町

基本目標

1. 産業振興で活力と
交流に満ちたまち
2. 保健・医療・福祉が充実して
安全・安心・快適に暮らせるまち
3. 環境と共生して
幸せを実感できるまち
4. 明日を担う人を育て一人ひとりの
個性を活かすまち
5. 協働と参画により
町民が主役になるまち
6. 計画的・効率的な
行財政運営を目指すまち

対応しつつ、町民が住み続けられる持続可能なまちづくりを推進します。
 持てるまちづくりを推進します。

政策		施策	達者村プロジェクト	人づくりプロジェクト	暮らし向上プロジェクト
1 地域を支える農業の振興		(1)農林業の振興	●		
2 賑わいと暮らしを支える商工業の振興		(2)商業の振興 (3)工業の振興	●		●
3 新たな活力を生み出す雇用対策の推進		(4)雇用環境の整備		●	
4 交流を促進する観光・交流産業の振興		(5)交流人口の拡大 (6)観光の振興 (7)移住の促進	● ● ●		
5 健康に暮らせる保健・医療・福祉の充実		(8)保健・医療体制の充実 (9)地域福祉の充実 (10)結婚・出産・子育て支援の推進 (11)高齢者福祉の充実 (12)障がい者福祉の充実 (13)社会保障制度の充実	● ● ●	●	● ● ●
6 便利で暮らしやすい生活基盤の充実		(14)道路・公共交通ネットワークの形成 (15)住宅・宅地の供給 (16)高度情報化への対応		●	● ●
7 安心して暮らせる防災・安全の充実		(17)消防・防災体制の充実 (18)防犯対策の充実 (19)交通安全の推進			● ● ●
8 豊かでかけがえのない自然環境の形成		(20)自然環境・景観の保全と活用 (21)環境と共生する循環型社会づくり			
9 快適で住みやすい生活環境の形成		(22)環境衛生対策の充実 (23)上水道・下水道の維持 (24)公園・緑地の形成			● ● ●
10 適正な土地利用の推進		(25)計画的な土地利用の推進 (26)まちを形成する骨格の形成			
11 未来を担う人づくりの推進		(27)学校教育の充実 (28)生涯学習・社会教育の充実 (29)生涯スポーツの振興 (30)青少年健全育成の推進 (31)幅広い視野をもつ人材の育成	●	● ● ● ● ●	●
12 貴重な地域文化の継承と新たな文化の創造		(32)芸術・文化の振興 (33)歴史・文化遺産の保存と伝承		● ●	●
13 地域を活性化するコミュニティ活動の推進		(34)地域を活性化するコミュニティ活動の推進	すべてのプロジェクトを支える		
14 協働と参画によるまちづくりの推進		(35)協働と参画によるまちづくりの推進			
15 男女共同参画社会と人権尊重社会の構築		(36)男女共同参画社会の構築 (37)人権尊重社会の構築			
16 効率的な行財政運営と広域行政の推進		(38)行政改革の推進 (39)財政運営の健全化 (40)広域行政の推進			

基本目標1 産業振興で活力と交流に満ちたまち

政策 1 地域を支える農業の振興

施策1. 農林業の振興

現状と課題

- 本町の農業は、担い手の減少や従事者の高齢化などによる労働力の低下、耕作放棄地の増加などが見受けられ、農業経営環境は一段と厳しさを増しています。今後は、町の基幹産業である農業の振興を図るため、効率的・安定的な農業経営の確立と農村の活性化を図っていく必要があります。
- 林業は、林業生産基盤の整備、森林施業の促進、森林の保全・育成・総合的活用、林産物を活用した特産品開発などを進めるとともに、学習会・研修会などを通じて町民・関係者の森林に対する意識改革や意識高揚を図っていく必要があります。

施策の方針

- 安全・安心な食料生産拠点を目指す農業は、農業生産基盤の整備、農業の担い手の育成、耕作放棄地の発生防止、認定農業者などへの農地集積、地産地消^{※1}の推進、環境保全型農業の促進などの施策を展開するとともに、特産物の開発、ブランド化などを図ります。
- 林業は、木材の生産をはじめ、自然環境の保全や災害の防止、癒しなどの森林の持つ多面的機能の活用を図ります。

役割分担



町民・地域

- 就業に対する自己の技術・能力向上
- 安全・安心な農産物の生産
- 地産地消の推進

行政

- 集落営農や法人化の推進
- セミナー・講習会等の開催

※1 地産地消：「地元生産 地元消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを地元で消費すること。

数値目標

項目	単位	H28年度 (実績)	H34年度 (目標)	H39年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
担い手への農地利用集積率	%	40.5	49.5	51.9	農林課調べ 認定農業者への集積面積の向上を図る。
認定農業者数	人	188	310	310	農林課調べ 認定農業者数は、減少傾向であるが310人を目標とする。
新規就農者数 (累計数)	人	41	65	80	農林課調べ 年平均増加人数を3人とする。
りんご海外輸出額 (量)	千円 /年	6,302 (23 t)	11,440 (44 t)	11,960 (46 t)	農林課調べ 輸出額1千万円を目標とする。

主な取り組み

(1) 農業生産基盤の整備

- 環境に配慮しつつ、ほ場整備や農道、用排水施設などの新規整備を進めるとともに、優良農地の保全および有効活用を進めます。

(2) 農業の担い手などの育成

- 経営技術・生産技術に関する研修開催や女性の農業経営への参画などの就農者の育成を進めるとともに、家族経営協定^{※2}の締結、農作業支援制度の創設、農業経営体の育成および法人化、各種融資制度の周知および利用促進などによる就農環境の整備を図ります。

(3) 農地集積および耕作放棄地発生防止の推進

- 農地中間管理機構^{※3}による農地の集積および集約化を進めるとともに、機械や農作業の共同化などによる耕作放棄地の発生防止を図ります。

(4) 新規就農者および後継者の発掘・育成・確保

- 新規就農者の受け入れや支援体制を整備するとともに、情報や研修機会の提供などにより、新規就農者や後継者の発掘・育成・確保を図ります。

(5) 地域特産物の開発・ブランド化

- 新作目や新品種の導入および産地化、農作物の加工体制の充実などにより、高付加価値型農業の体制や6次産業化^{※4}を推進します。

※2 家族経営協定：家族全員が意欲とやりがいを持って経営に参画できるよう、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて取り決めるもの。

※3 農地中間管理機構：平成26年度に全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」。

※4 6次産業化：農林漁業者（1次産業）が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得（収入）を向上していくこと。

(6) 環境保全型農業の促進

- 廃プラスチックなどの農業関連廃棄物の適正処理、有機栽培の促進、減農薬・低農薬栽培の促進、トレーサビリティシステム^{※5}の確立などを促進します。

(7) 流通体制の充実

- 観光交流施設、農産物直売施設、学校給食などでの地産地消を促進するとともに、安全・安心で新鮮な農作物の消費拡大を図ります。
- 国内外における競争力を高めるために、農産品の加工などによる高付加価値のほか、物流・農業関連技術、マーケティング強化および輸出の拡大など流通体制の充実を図ります。

(8) 農業の情報化の推進

- 農業所得の向上のため、経営技術・生産技術の情報やICT^{※6}の活用、鳥獣の食害防止策など、農業経営の安定と改善を支援します。

(9) 町営地方卸売市場の機能強化

- 地域農産物の流通拠点として、農業者の所得向上はもとより、多様化する出荷者のニーズに対応し、地域経済の活性化に貢献するため、集荷サービスや低温管理施設の充実など町営地方卸売市場の機能強化を図ります。

(10) 林業生産基盤の整備

- 関係機関との連携を図り、林道・作業道の整備などを促進します。

(11) 森林の保全・育成と総合的利用

- 町民および関係者の意識の高揚を図りながら、森林の保全・育成を推進するとともに、環境学習、憩いの場として、森林空間の総合的利用に努めます。

(12) 環境にやさしい畜産業の振興

- 畜産環境対策に配慮しつつ、家畜排せつ物の適切な管理と活用を促し、地域内リサイクルを促進します。

(13) 内水面漁業の振興

- 禁漁期間の周知徹底、乱獲の防止、サケふ化や稚魚放流などを推進するとともに、外来魚の密放流防止のための啓発活動、サケの生態などについて教育資源などへの利活用を検討します。

これまでの振り返り

- 家族経営協定が1組締結されるとともに、女性農業委員が1名任命され、農業の担い手などの育成に繋がっています。
- 若年農業後継者を対象とした意見交換会から若年農業後継者の会「南部農夢^{なんぶのゆめ}」が設立されました。
- 新規就農支援事業により、41名が新たに就農しました。

※5 トレーサビリティシステム：食品等の生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及できるしくみのこと。

※6 ICT：インフォメーション、コミュニケーション、テクノロジーの略。多くの場合「情報通信技術」と和訳される。

政策2 賑わいと暮らしを支える商工業の振興

施策2. 商業の振興

現状と課題

- 本町の商店街は、青い森鉄道三戸駅や剣吉駅の周辺、国道や県道の沿線などに形成されています。商店街の大半は、小売業が主体であり、かつ小規模経営が多くを占めている中で、購買力の町外流出や量販店の町内進出などが続き、町内の商店街における商業環境は大きく変化しています。
- 今後は、魅力ある商店街づくりや、町民および事業者との協働により、商店街の再生・整備を進めていく必要があります。また、商業振興の核となる商工会の組織強化と活動活性化を図りながら、商業経営の近代化の促進、地産地消の促進、特産品の開発・販売の促進などを図っていく必要があります。

施策の方針

- 魅力ある商業拠点の再生・整備を進めます。
- 商業団体の育成・強化を図りながら、商業経営の強化や地産地消、特産品の開発・販売を促進します。

役割分担



町民・地域

- 地域での購買活動
- 魅力ある店舗づくりや情報発信
- イベントなどの商店街のにぎわい再生

行政

- 商業事業者の経営支援
- イベントなどの商店街のにぎわい再生

数値目標

項目	単位	H28年度 (実績)	H34年度 (目標)	H39年度 (目標)	測定(取得)方法および 設定の考え方等
経営指導員による 年間指導件数	件	1,243	1,400	1,600	商工観光交流課調べ 町内事業者の経営指導を行 い、事業運営の改善を図る。
新規開業事業所数	事業所	7	10	20	商工観光交流課調べ 新たに創業する事業所を毎年 2事業所の増を目標とし、 計画期間内の累計値とする。
卸売業・小売業の 商店数	店	179	161	146	商工観光交流課調べ 毎年の減少を3店舗とした目 標値とする。
年間商品販売額	百万円	13,347	12,228	11,110	商工観光交流課調べ 商店数の減に応じた販売額を 目標とする。
買い物支援事業の 利用者数	人	42	100	100	商工観光交流課調べ 高齢化社会の進展に伴い、 利用者数の増加を図る。

主な取り組み

（１）商業拠点の再生・整備

- 空き店舗対策、商店街環境美化など既存商店街の活性化を進めます。
- 商工会などの関係機関と連携した新たなにぎわいの創出および魅力ある商業環境の形成を図ります。

（２）商業経営の高度化

- 地域産業資源を活用した新たな創業、既存の事業者の新分野への進出の可能性について調査・研究を行います。
- 各種研修・相談機会の充実、経営診断・経営指導の拡充、新規創業者の育成・支援、他分野からの商業進出に対する支援を推進します。
- 国・県などの各種融資制度の周知・活用を進めるほか、町独自の制度の充実について検討し、経営基盤強化、事業規模拡大、新規創業者支援などを図ります。

（３）地産地消と特産品の開発・販売の促進

- 地産地消の仕組みづくりや地元の地域産業資源を活用した新商品・特産品の開発・販売などを促進します。
- まちの特産品を味わえる施設・イベントの充実を推進します。
- 買い物が不便な地域にお住まいの方などに向けて、宅配サービスなどの買い物支援を促進します。

（４）商業団体の育成・強化

- 商業振興の核となる商工会の組織強化と活動活性化を促進するとともに、商店街などの商業団体の育成・支援を推進します。

これまでの振り返り

- 達者村宅配サービスでは、買い物が不便な地域への食料品の宅配や散髪、網戸の張替などに取り組んでいます。
- 商業拠点の再生・整備に向けて、商店街の空き店舗の状況等の把握に取り組んでいます。
- 町内産直施設の販売活動の活性化や地元食材を活用した新商品の開発促進に取り組んでいます。

施策3. 工業の振興

現状と課題

- 工業は、地域経済の活性化はもとより、若者の雇用・定住促進などに繋がる重要な産業であり、活力あるまちづくりを推進する原動力です。
- 本町では、製造業が工業の大半を占めており、一時期は落ち込んだ製造品出荷額が、国の経済対策などによって持ち直し、回復基調にあります。今後は県をはじめとする関係機関・商工会などとの連携を強化し、経営指導や情報提供などの拡充、経営安定などのため各種融資制度の周知、販路拡大策の検討などによる既存企業の育成および体質強化をさらに進めていく必要があります。
- また、地域資源を活用した新たな企業の進出の推進、税制面などの優遇措置の充実、耕作放棄地の活用などを検討する必要があります。

施策の方針

- 既存企業および既存誘致企業が、社会・経済情勢の変化に的確に対応できるよう育成および体質強化を図るとともに、環境と共生する新たな優良企業などの誘致に努めます。
- 地域に根ざした地場産業や地域資源を活用した企業などの企業間の連携体質の強化、安定的経営、新たな地場製品の開発などに向けた取組を支援します。

役割分担



町民・地域

- 健全な経営と雇用確保
- 環境に配慮した事業展開

行政

- 市場ニーズの把握
- 販路開拓と企業間のマッチング



数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
融資制度利用件数	件	25	100	200	商工観光交流課調べ 年間 20 件の利用を目標とした 計画期間内での累計値とする。
誘致企業数	件	0	1	2	商工観光交流課調べ 5 年間で 1 件の誘致を目標とし た計画期間内での累計値とす る。
製造品出荷額	百万円	16,653	18,319	19,984	商工観光交流課調べ 平成 28 年度実績値をベースに 年間 2%の増を目標とする。

主な取り組み

（１）既存企業および既存誘致企業の育成・体質強化

- 経営指導や相談機会の拡充、情報提供の充実などにより企業の育成・体質強化に努めるとともに、国・県などの各種融資制度の周知・活用、小規模事業者への町独自の制度の充実などにより経営安定・基盤整備を図ります。

（２）優良企業・研究機関の誘致

- 進出を希望する企業に対して税制面などの優遇措置の充実を図り、優良企業や研究機関などの誘致に努めます。

（３）既存工業団地の活用

- 工場立地の受け皿となる工業団地の環境・景観の整備を行いながら、その拡張可能性について調査・研究を行います。

これまでの振り返り

- 県道中野北高岩停車場線が整備されたことにより、工業団地から国道 104 号へのアクセス性が向上しました。
- メガソーラーの誘致など、工業団地の有効活用が図られました。
- 工場立地奨励金・操業奨励金・雇用奨励金により、雇用の拡大が図られました。

政策3 新たな活力を生み出す雇用対策の推進

施策4. 雇用環境の整備

現状と課題

- 国の経済対策などによって日本の景気は回復基調となっており、それに伴い企業の人材不足が課題となっています。このため、既存企業への支援や企業誘致などの各種産業振興施策を一体的に推進するとともに、魅力ある雇用の場の確保および創出に努め、関係機関と連携しながら人材育成・研修機能の拡充、U J I ターン^{※7}の促進、失業者をはじめ高齢者・障がい者雇用の促進、雇用の安定、雇用機会の拡充などを推進していく必要があります。
- すべての就業者が健康・快適な勤労生活を送れるよう、労働環境の充実に向けた啓発活動の推進をはじめ、勤労者福祉を充実していくことが求められています。

施策の方針

- 若者の雇用機会の創出・拡充、失業者をはじめ高齢者・女性・障がい者などの雇用促進に努めるとともに、勤労者福祉の充実に努め、すべての就業者が生きがいを持ち、快適に働ける環境づくりを推進します。
- 地域資源を活用した起業の可能性について、調査・研究を行います。

役割分担



町民・地域

- 職業能力の向上
- 就労環境の充実

行政

- 求職者の職業能力の向上支援

※7 U J I ターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

主な取り組み

(1) 雇用機会の確保

- 既存企業の育成・振興や優良企業の誘致、新たな地場産業の開発、人材育成・研修機能の拡充、U J I ターン希望者の受け入れ支援を推進するとともに、八戸圏域の市町村と連携し、就職希望者の求める条件に合った雇用の場の確保に努めます。

(2) 失業者・高齢者・障がい者などの雇用促進

- 福祉関係機関と連携し、失業者をはじめ高齢者・女性・障がい者雇用の促進、雇用の安定、雇用機会の拡充に努めます。
- 男女雇用機会均等法の周知徹底を図るとともに、延長保育・一時預かり保育などの充実により働く女性の就労環境の充実を図ります。

(3) 勤労者福祉の充実

- 労働時間の短縮、最低賃金制度の周知徹底、資金貸付制度の利用促進など、雇用労働条件の改善・向上に向けて普及・啓発活動の充実にも努めます。

(4) 起業可能性の調査・研究

- 連携協定を締結している八戸学院大学と連携し、起業家の新たな事業の創造などを支援できるような取組を検討します。

これまでの振り返り

- 雇用促進、人材育成等に向けたイベントや催し物を企画・開催を検討しています。
- 青森県生活困窮者自立相談支援事業との連携により、失業をはじめとする様々な相談に応じています。



政策 4 交流を促進する観光・交流産業の振興

施策5. 交流人口の拡大

現状と課題

- 交流人口については、観光やレジャー、スポーツ、ビジネスなどで本町を訪れる人口を増やし、地域経済の活性化を図っていくことが重要です。訪れた人に地域の魅力を感じてもらうことで、本町のファンになってもらい、何らかの形で地域と関わってくれる人口を意味する「関係人口」の増加に繋がっていくことが求められています。
- 本町では、平成 27 年 11 月に横浜市栄区と友好交流協定を締結しており、今後、さらなる交流活動の推進や相互発展が求められています。

施策の方針

- 農業体験や農業体験型民泊などを通じて、地域の人々との交流を楽しみ、地域の伝統行事にふれ、心身のリフレッシュを図るグリーン・ツーリズム※⁸の一層の充実に努めます。
- 本町の持つ景観・文化・町民の温かい人柄などの地域資源を活かして来訪者との交流を深め、将来的には定住を目指していくバーチャルビレッジ※⁹ 達者村では、達者村振興計画に基づき、さらなる交流・滞在・定住促進に向け、受け入れ環境の整備を図るとともに、本町の文化・自然資源などを全国に向けて情報発信します。
- 本町の四季に触れ、楽しい思い出がつかれる通年農業観光四季のまつりについては、体験内容の充実に努めます。

役割分担



町民・地域

- 町民一人ひとりのおもてなし意識の向上
- 農業体験型民泊の受け入れ環境整備
- 地域の魅力の情報発信

行政

- 観光協会や受け入れ施設を含めた関係者の調整
- 観光資源の保全

※⁸ グリーン・ツーリズム：都市と農村の交流のこと。南部町では、田んぼや畑での農作業体験や、農家などに泊まって、地域の伝統行事や人々のあたたかな心を知り交流を楽しむことと定義している。

※⁹ バーチャルビレッジ：仮想の村の意味。

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
農業体験の受け入れ者数	人	752	900	1,000	商工観光交流課調べ 継続した学校等の受け入れと新規中学校の増を図る。
通年農業観光の来訪者数	人	86,355	88,000	90,000	商工観光交流課調べ 平成 28 年度実績値をベースに 来客数年率 2%の増を維持する。
民泊受け入れ先数	戸	28	28	28	商工観光交流課調べ 受け入れ者の高齢化等による減少が進む中、新規受け入れ者登録により現状を維持する。
外国人の年間民泊者数	人	211	220	240	商工観光交流課調べ インバウンド対策を推進し、 1 割程度の増を図る。

主な取り組み

（１）地域プロモーションの強化

- ・地域の歴史や文化、特産品を広く知ってもらい、来訪の動機になるようなプロモーションを推進します。
- ・県や広域市町村、広告代理店などの各種関係機関と連携・調整して、各種媒体を活用した戦略的なプロモーションを推進します。

（２）受入環境の整備

- ・農業研修や視察などの受入、スポーツやイベントの開催などを推進します。
- ・町内で、移動・滞在・観光することができる環境を整えることで、来訪者の満足度を高め、リピーター※10の増加、訪問を促進します。
- ・訪日外国人旅行者や高齢者、障がい者などの利便性に配慮し、ユニバーサルデザイン※11の視点による受入環境の整備に努めます。

（３）友好交流協定都市等との交流推進

- ・友好交流協定都市等との交流の深化および自治体相互の発展のため、交流活動を促進します。

これまでの振り返り

- ・「達者村振興計画」に基づき、リピーターの創出・確保、さらなる交流人口の増加、将来的な定住化の促進などに努めていくため、「達者村づくり委員会」をはじめとするグリーン・ツーリズム関係団体が一丸となり、取組を推進しています。
- ・平成 27 年 11 月に横浜市栄区と友好交流協定を締結し、交流活動を実施しています。

※10 リピーター：繰り返し訪れる人。

※11 ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

施策6. 観光の振興

現状と課題

- 本町には、名久井岳や馬淵川をはじめとする美しい自然、南部藩発祥の地に関連する文化財、えんぶりや南部手踊りなどの郷土芸能、南部芸能伝承館などの文化拠点、多種多様な農産物、温泉を活用したバーデパークなどの交流型観光の資源が数多くあります。また、オートキャンプ場などのある名川チェリリン村、東北随一 130 種 8,000 本のぼたんが咲き誇る長谷ぼたん園、名川チェリーセンターなどの農産物直売施設、全国唯一の町営地方卸売市場などの観光・交流拠点、名川秋まつり・南部まつり・とまべちまつりをはじめとする数多くの観光・交流イベントがあります。今後は、既存の観光・交流資源の一層の活用と内容の充実を図るとともに、歴史・文化資源を活用した新たな観光振興を進めていく必要があります。
- 広域および町内観光推進体制の整備、PR活動の充実、観光交流促進策の一環としてのフルーツバス（シャトルバス）や多目的バスなどの活用を含めた交通体制の整備、案内標識などの整備を進めるとともに、町民のホスピタリティ^{※12}の醸成に努めていく必要があります。

施策の方針

- 南部藩関連遺跡をはじめとする口マンあふれる史跡、えんぶりをはじめとする伝統芸能などの既存観光資源の整備・活用を図るとともに、町内観光・交流資源のネットワーク化を進めます。
- 広域・町内の観光推進体制の整備、PR活動の充実、交通体制・案内標識などの整備を進めていくとともに、観光客・来訪者に対するホスピタリティの醸成に努めます。

役割分担



町民・地域

- 町民一人ひとりのおもてなし意識の向上
- 地域の魅力の情報発信

行政

- 観光協会や受け入れ体制の充実
- 観光資源の保全

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
年間観光入込客数	人	883,435	950,000	1,000,000	商工観光課調べ 受入体制を強化し、既存の観光資源をより魅力的なものにしていくことで増加を図る。

※12 ホスピタリティ：「思いやり」、「心からのおもてなし」という意味。

主な取り組み

(1) 観光・交流資源の充実・活用

- 観光・交流拠点施設の充実を図ります。
- イベントの充実を図るとともに、地域活動への参加を促進します。

(2) 歴史・文化資源を活用した新たな観光振興

- 史跡聖寿寺館跡や史跡案内所、国重要文化財南部利康霊屋をはじめとする南部氏関連文化財や無形民俗文化財、神社仏閣などによる観光振興を図ります。また、歴史講演会やシンポジウムを開催し、全国の戦国歴史ファンの招致を図ります。
- 発掘調査成果を定期的に公開し、リピーターの獲得に努めます。

(3) 観光推進体制の拡充とPR活動の充実

- 観光関係団体と連携し、観光パンフレット・観光情報誌の充実、ホームページやSNS^{※13}などあらゆる媒体を活用した情報発信の強化に努めます。
- 八戸連携中枢都市圏構成市町村と連携して「はちのへエリアDMO^{※14}」の設立を推進するとともに、広域観光ルートの確立や広域でのPR活動に努めます。

(4) 交通体制の整備

- 観光地や観光施設を気軽に周遊できるように、鉄道を利用する観光客の二次交通の確保を推進します。
- 町外から訪れる観光客を安全・快適に目的地へ誘導できるよう、国道・県道の整備を働きかけるほか、観光施設やイベント会場へ向かう町道を整備します。

(5) 案内標識などの整備とホスピタリティの醸成

- インバウンド観光^{※15}やユニバーサルデザインに配慮しながら、案内標識やサインなどの整備、Wi-Fi設備の設置を進めます。
- 広報・啓発活動や各種講座などを通じて町民のホスピタリティの醸成、観光ボランティアガイドの育成・充実に努めます。

これまでの振り返り

- 史跡聖寿寺館跡案内所が整備されたことにより、歴史・文化資源を活用した新たな観光拠点が形成されました。
- 平成29年6月、白華山法光寺の承陽塔（三重の塔）が国の有形文化財の登録になりました。
- バーデパークおよびチェリウスへWi-Fi設備の整備を行いました。

※13 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスの事。

※14 DMO：デスティネーション・マネージメント・オーガニゼーションの略。観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人のこと。

※15 インバウンド観光：外国人による訪日観光を指すもの。

施策7. 移住の促進

現状と課題

- 本町では、移住の受け入れに向けておためし住宅の整備や空き家バンクなどに取り組んでいるところであり、引き続き、移住促進に向けた取組の強化が求められています。
- また、移住希望者から選ばれる地域となるためには、八戸圏域連携中枢都市圏の構成市町村が連携して、圏域の魅力を発信するとともに、各市町村の個性をアピールしていく必要があります。

施策の方針

- 移住希望者に対して、情報発信や受け入れ環境の強化を図ります。
- 圏域が一丸となって魅力の発信力を高めていくために、圏域全体の情報を集約し、移住希望者がワンストップで情報収集できる窓口等を整備し、移住の受け入れを促進します。

役割分担



町民・地域

- 移住者が入りやすいコミュニティづくり
- 受け入れ環境の整備など

行政

- 移住希望者への相談窓口の設置
- 空き家情報などの提供
- 他の自治体との連携

数値目標

項目	単位	H28年度 (実績)	H34年度 (目標)	H39年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
空き家バンクの 登録件数	件	8	10	12	商工観光交流課調べ 5年間で2件の登録を目標とする。
おためし住宅の 年間利用者数	組	0	10	15	企画財政課調べ 交流人口、関係人口の増を目指し、定住へつなげる。

主な取り組み

(1) 移住希望者へ向けた情報発信の強化

- インターネットを活用した移住施策のPRや移住相談会の実施など、移住希望者への情報発信の強化を図ります。

(2) 移住希望者の受け入れ体制の強化・充実

- 移住希望者のニーズを調査・分析し、おためし住宅の活用促進に努めます。
- 利用可能な空き家の確保に努め、空き家バンクの登録件数を増やします。
- 関係団体等と連携し、町内における受け入れ体制を整備していくほか、周辺自治体と連携し、広域的な受け入れ体制を整備します。

これまでの振り返り

- 地域おこし協力隊を採用し、地域外の人材による外部目線からの地域活性化と定住の促進を図っています。
- おためし住宅の整備や移住相談会を実施し、受け入れ体制の強化を図っています。



基本目標2 保健・医療・福祉が充実して 安全・安心・快適に暮らせるまち

政策5 健康に暮らせる保健・医療・福祉の充実

施策8. 保健・医療体制の充実

現状と課題

- 町では、健康の増進と生活習慣病などの発症を予防する「一次予防」に重点を置き、健康寿命の延伸および生活の質の向上を目的とした保健事業を進めてきました。平成27年度には健康宣言を行い、「笑顔あふれる健康のまち・南部町」を目指し、健康づくりの取組の一層の強化を図ってきました。
- 今後は、従来からの各種保健事業に加え、子どもから高齢者まで「町民一人ひとりが健康に関する知識を高め、実践する力、いわゆる健やか力」を身につけ、地域が一丸となった総合的な健康づくりを推進していくことが求められています。
- 医療については、町民が身近なところで適切な医療サービスを受けることができるよう、民間医療機関との連携や広域的連携の強化に努めることはもとより、保健事業の充実に合わせ、疾病の早期発見・早期治療、リハビリテーションなど一貫した地域医療体制の構築に努めていく必要があります。また、休日・夜間・救急の医療体制を充実させていく必要があります。

施策の方針

- すべての町民が生涯にわたって健康でいきいきと暮らせるよう、「健康増進計画」に基づき、町民の健康意識の高揚と自主的な健康づくりを促進するとともに、安心して子どもを産み育てられる母子保健体制の整備、生活習慣病予防を柱とした成人保健の充実、歯科口腔保健・精神保健の推進、感染症対策の充実など、生涯における各年代に応じた保健事業の充実に努めます。
- 疾病の発見・治療・リハビリテーションなどの一貫した医療サービスに対するニーズに応えるため、医療機能を備えた拠点整備に努めます。また、休日・夜間・救急などの医療ニーズに応えるため、民間医療機関との連携や広域的連携強化による地域医療体制の構築を図るとともに、保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステム^{※16}の機能を拡充します。

※16 包括ケアシステム：保健・医療・福祉の関係機関が連携を図り、住民が必要とするときに適切なサービスを提供する包括的な仕組み。

役割分担



町民・地域

- 積極的な健診の受診、生活習慣病の予防
- 家庭や職場などでの健康づくりの推進

行政

- 各種保健事業の推進
- 地域包括ケアシステムの機能拡充
- 救急医療体制の充実

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
乳幼児健診受診率	%	94.7	95.0	95.0	健康福祉課調べ 乳幼児健診（乳児・1歳6か月 児・3歳児）すべてで95%を 目指す。
若年生活習慣病 予防健診異常率	%	74.1	69.1	64.1	健康福祉課調べ 平成28年度実績値をもとに異 常率の10%削減を目指す。
特定健診受診率	%	47.0	60.0	60.0	健康福祉課調べ 国の定める第3期の特定保健指 導実施率の保険者の目標値を目 指す。
特定保健指導 実施率	%	60.9	60.0	60.0	健康福祉課調べ 国の定める第3期の特定保健指 導実施率の保険者の目標値を目 指す。
自殺死亡率 (人口10万対)	%	31.5 (見込)	26.7	22.0	健康福祉課調べ 国の目標値を参考に、30%減少 を目指す。

主な取り組み

(1) 母子保健の推進

- 健康診査・健康相談・訪問指導などを通じて、妊産婦と乳幼児の心身の健康保持・増進に努めるとともに、かかりつけ医との連携や子育て支援事業の充実などにより、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに努めます。
- 若年生活習慣病予防健康診査や中学生ヘリコバクター・ピロリ菌抗体検査および除菌治療、食育を組み入れた健康教室、思春期ふれあい体験などを通じて、児童・生徒の心身の健全育成に努めます。
- ことば・行動・情緒面等の発達に支援が必要な幼児とその保護者に対し、子育てや成長発達に対する早期支援を行い、子どもの健やかな発達を促すとともに育児不安の軽減に努めます。

(2) 成人保健の推進

- 生活習慣病予防を目的として、健康診査・特定健康診査・がん検診・健康教育・健康相談・訪問指導により、健康意識の向上に努めます。
- 町民が主体性を持って、食生活・運動・喫煙防止などの生活習慣の改善や生活機能の低下防止に取り組めるよう、関係機関と連携し、健康づくり事業の充実・強化を図ります。

(3) 歯科口腔保健の推進

- 生涯にわたる歯科口腔疾患の予防や早期発見および健康保持・増進を目的に、歯周病検診やフッ素塗布事業、健康教育など、歯科口腔保健事業の充実・強化を図ります。

(4) 心の健康づくりの推進

- 心の健康知識を普及し、相談を受けやすい体制づくりと適切な相談対応に努めるとともに、「ゲートキーパー※17 養成研修会」の実施により、身近な人の心の不調に早期に気づき、適切に対応できる人材の養成に努めます。

(5) 食育の推進

- 毎月 22 日の鍋の日の推進や地産地消などにより、町民一人ひとりが「食」に関する知識と「食」を選択する力の習得を図ります。

(6) 感染症対策の推進

- 予防接種の実施により、感染症の予防とまんえん防止に取り組みます。

(7) 地域包括ケアシステムの機能拡充

- 保健・医療・福祉サービスが適切に提供されるよう、地域包括ケアシステムの拠点施設である医療健康センターの活用促進と相談体制の充実を図ります。

(8) 救急医療体制の充実

- 休日・夜間・救急患者の応急処置、搬送、治療などが適切に行われるよう、県の救急医療情報ネットワークによる関係機関との連携を密にし、初期救急医療体制の維持に努めます。

これまでの振り返り

- 平成 28 年度の特定健診受診率は 47.0%となっており、毎年度微増傾向にあります。また、平成 28 年度の特定保健指導実施率は 60.8%となり、目標率の 60.0%を達成しています。
- 医療健康センターを拠点とした保健・医療・福祉の総合的・一体的なサービス提供により、町民が地域で安心して暮らせるよう取り組みました。

※17 ゲートキーパー：自殺対策に関する知識を持つ人のこと。

施策9. 地域福祉の充実

現状と課題

- 本町では、各医療機関などの協力のもと、在宅介護支援センター、町社会福祉協議会などが中心となり、町ぐるみで保健・医療・福祉サービス体制の充実に取り組んできました。
- 今後は、「地域福祉計画」に基づき、保健・医療・福祉の専門機関やサービス事業者などと連携しながら地域ケア体制の充実に努めていくとともに、地域・行政・専門機関などとの協働による支え合いの地域福祉ネットワークを整備していく必要があります。
- 地域福祉団体や福祉ボランティアなど、地域の様々な団体などが福祉活動の担い手として自発的・自主的に参画できる環境を整備していくとともに、町民の多様なニーズに対応し、必要なとき、必要な人に質の高い福祉サービスを提供できるシステムを構築していく必要があります。
- 保健・医療・福祉サービスの効果的・一体的な提供ができる医療健康センターを活用して、サービスの充実を図っていく必要があります。

施策の方針

- すべての町民が地域の中で支え合い、ともに生きることができるよう、「地域福祉計画」に基づき、地域福祉ネットワークを整備していくとともに、地域福祉団体や福祉ボランティアなどの育成および活動支援に努めます。

役割分担



町民・地域

- 地域内での声掛け、見守りなど相互扶助の意識向上
- 地域の福祉活動への積極的な参加

行政

- 地域福祉活動を担う人材の育成
- 地域福祉活動に参加しやすい環境づくり

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
ボランティアセンターの登録団体数 (福祉関係)	団体	7	8	8	健康福祉課調べ 登録団体数は減少傾向にあることから、現状維持を目指す。
ボランティアセンターの登録者数 (福祉関係)	人	868	890	900	健康福祉課調べ 登録者数は減少傾向にあることから、現状維持を目指す。

主な取り組み

（１）人にやさしい環境整備の推進

- 高齢者や障がい者等が利用しやすい施設整備や道路整備を進めるため、バリアフリー化^{※18}、ユニバーサルデザインのまちづくりに努めます。

（２）地域福祉活動促進のための環境整備と充実

- 福祉活動への町民参加、民生委員・児童委員などの福祉団体の育成や活動支援に努めるとともに、町社会福祉協議会の組織強化や機能充実、地域福祉活動の活性化を促進します。

（３）福祉サービスを利用しやすい環境づくり

- 成年後見制度や町社会福祉協議会の各種事業・制度の活用を促進するとともに、民生委員・児童委員などの相談機関との連携を図り、情報提供の充実を図ります。

これまでの振り返り

- 相談支援窓口業務を実施することにより、相談・支援体制が充実されました。
- 買い物が不便な地域に住む町民を支援するため、注文を受けた食材などを自宅まで宅配する「達者村宅配サービス」を実施しています。

※18 バリアフリー化：様々な障壁をなくすこと。

施策10. 結婚・出産・子育て支援の推進

現状と課題

- 結婚・出産については、結婚し、将来子どもを持ちたいと考えている若者の希望を踏まえた、適切な結婚支援策が展開される環境を整えることにより、出生率と大きな相関を有する未婚率の低減等を図る必要があります。
- 子育てについては、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てしやすい環境づくり、地域全体で子育てをしていく仕組みづくり、正しい育児情報の提供、働く親のための保育サービスの充実などの支援策を推進していく必要があります。

施策の方針

- 次世代を担う子どもや子育て家庭を支援するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、利用者の多様なニーズに対応した幼稚園・保育園・放課後児童クラブ機能の一層の充実を図ります。
- 医療費助成の拡充など、子育て家庭への経済的支援や子育てに関する不安の解消に向けて地域で支える子育て支援ネットワークの形成などに努め、安心して子どもを産み育てられる環境をつくります。

役割分担



町民・地域

- 子どもの教育について第一義的責任をもち、心身の調和のとれた発達に努める
- 良好な家庭環境づくりに努める
- 地域ぐるみで子育てを支える

行政

- 必要な経済支援、環境整備、情報発信
- 人材育成、ネットワークの構築などの支援
- 不安や悩みを相談できる体制の充実

数値目標

項目	単位	H28年度 (実績)	H34年度 (目標)	H39年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
放課後児童クラブ 利用者数	人	195	219	215	健康福祉課調べ 放課後児童クラブ利用者数の増 を目指す。
子育て支援センター ※19年間利用者数 (延人数)	人	1,896	1,990	2,090	健康福祉課調べ 平成28年度実績値の10%増を 目指す。
延長保育年間利用 者数(延人数)	人	567	595	625	健康福祉課調べ 平成28年度実績値の10%増を 目指す。
一時保育年間利用 者数(延人数)	人	243	255	267	健康福祉課調べ 平成28年度実績値の10%増を 目指す。

主な取り組み

（１）親と子がともに育つための地域での支援

- 子育て中の親子同士や子育てサークル同士が、地域内で交流できる、また、相談し合える場などを整備し、地域での子育て支援活動の充実を図ります。
- 関係機関・団体との連携や町民との協働により、子育てネットワークの形成を推進します。

（２）仕事と子育ての両立支援

- 子どもたちが心豊かに成長できるように、また、親の仕事と子育てが両立しやすいように、多様な保育ニーズに的確に対応した幼稚園・保育園・放課後児童クラブの充実と質の向上に努めます。

（３）子育て家庭への経済的支援

- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、国には児童手当や児童扶養手当などの拡充を、県には乳幼児医療費助成制度やひとり親家庭等医療費助成制度などの充実を要望していくとともに、本町では保育料の軽減や医療費助成などの拡大について検討します。

（４）児童虐待の防止

- 児童虐待の未然防止や早期発見のため、保健・医療・福祉・教育・警察などの関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。
- 地域と連携しながら日常生活の中での見守りなどの推進体制を整備し、地域社会全体で児童虐待の防止に努めます。

※19 子育て支援センター：子育て家庭に対する育児不安などについての指導、子育てサークルへの支援などを通して、地域の子育て家庭に対する支援を行う機関・事業。

(5) 子どもの遊び場の充実

- 子どもと子育て家庭が、安心して利用できる公園・広場の整備、遊具の安全点検、幼稚園・保育園の園庭開放、小学校・中学校の学校開放、公民館などの利用促進に努めます。

(6) 結婚支援の推進

- 結婚を希望する人に対して、出会いの場の提供や結婚に対する不安の解消など、結婚支援事業に係る取組の充実を図ります。

(7) 安心して産み育てられる環境づくり

- 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てることができるよう、健診や相談体制の充実を図ります。

これまでの振り返り

- 妊婦相談・乳児訪問・各種健診等の実施により、妊娠から子育てまで継続して支援することができました。
- 子育て教室の開催により、子育て情報を提供して保護者の不安の軽減を図りました。
- 乳幼児から中学生までの医療費の無料化、また、小学生・中学生の給食費の無料化により子育て世帯の経済的支援を行っています。
- 平成 28 年 4 月に町立幼稚園・保育園が民営化されました。



施策11. 高齢者福祉の充実

現状と課題

- わが国は世界に先駆けて超高齢社会を迎え、当町においても急速に高齢化が進んでおり、今後もさらに加速していくことが予測されます。このような中、高齢者ができるだけ長く健康で生きがいをもって積極的に社会参加し、介護・支援が必要な状態になったときでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会づくりが求められています。
- 今後は「介護保険事業計画」「高齢者福祉計画」に基づき、また、適宜見直しを行いながら、地域包括ケアシステムの機能拡充に向けた高齢者支援施策を計画的に推進し、すべての高齢者が生きがいを持ち、いつまでも自分らしく暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。
- 今後も増加が予測される認知症への早期対応や、認知症の方やその家族を支援する体制の強化が必要です。
- 高齢化の進展に伴い、増大・多様化していく町民ニーズに対応するため、介護事業者によるサービスのみならず、互助を基本とした町民主体のサービスを創出するなど、多様な生活支援体制の構築を図るとともに、支え合いの地域づくりを進めていく必要があります。

施策の方針

- 高齢者が住み慣れた地域の中で安心して生活し、生きがいを持って社会参加ができるよう、在宅福祉事業の充実や老人クラブ活動などの支援に努めます。
- 「介護保険事業計画」および「高齢者福祉計画」に基づき、地域包括ケアシステムの機能拡充に向けた高齢者支援施策を計画的に推進するとともに、地域における自主的な介護予防の普及、認知症支援の充実にも努めます。
- 多様化する町民ニーズに対応するため、各種団体や町民との連携により、多様な生活支援体制の構築に努めるとともに、支え合いの地域づくりを推進します。
- 「介護保険事業計画」に基づき、介護保険制度の適正な運営に努めます。

役割分担



町民・地域

- 地域内での声掛け、見守りなどの相互扶助
- 自主的な介護予防活動の取組
- 支え合いの地域づくりに対する理解と積極的な参画

行政

- 地域でのネットワークづくり
- 高齢者の健康づくりや介護予防活動への支援
- 支え合いの地域づくりの普及啓発および体制構築の支援

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
65 歳以上の老人クラブ加入者数	人	827	760	700	健康福祉課調べ クラブ数、加入者数が減少傾向にあるが、現状維持を目指す。
介護予防教室を実施している町内会数	町内会	7	19	29	健康福祉課調べ 地区介護予防教室実施町内会の毎年度 2 地区の増を目指す。
認知症サポーター数（延人数）	人	1,265	1,955	2,530	健康福祉課調べ 毎年度 115 人の増を目指す。
65 歳以上人口に占める要介護認定率	%	18.2	18.3	18.3	健康福祉課調べ 介護予防等の推進により、認定率の上昇を抑える。
介護保険料の現年度収納率	%	99.4	99.5	99.6	税務課調べ 平成 28 年度収納率の 0.2%増を目指す。

主な取り組み

（１）高齢者の暮らしの支援

- ・ 自宅で自立した生活を継続することが困難な高齢者の暮らしを支援するため、在宅福祉事業の充実に努めます。
- ・ 高齢者が知識や経験を活かし、生きがいをもって社会参加することができるように、老人クラブなどの活動や世代間交流を支援します。

（２）介護予防および自立支援・重度化防止の推進

- ・ 多様な生活支援サービスの提供や各種介護予防事業、介護予防ケアマネジメントを効果的に実施し、高齢者の健康づくりや要介護状態となることへの予防および自立支援・重度化の防止に努めます。
- ・ 介護予防に関する知識の普及啓発に努めるとともに、地域において自主的な介護予防活動を行う組織やボランティア人材の育成および支援に努めます。

（３）認知症支援の推進

- ・ 認知症の早期診断、早期対応に向けた取り組みを推進するとともに、関係機関等との連携強化に努め、地域における認知症支援体制の強化に努めます。
- ・ 認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の方やその家族を応援する「認知症サポーター」の育成および活動支援に努めます。

（４）支え合いの地域づくりの推進

- ・ N P O 法人、民間企業、地縁組織など多様な主体と連携し、高齢者の社会参加の推進、互助を基本とした住民主体の生活支援サービスの創出など、多様な日常生活支援体制の構築に取り組み、支え合いの体制づくりを推進します。
- ・ 町民の介護に関する知識や技術の習得および向上を図るとともに、要介護者やその家族への支援や地域の見守り体制の充実に努め、高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

（５）地域包括ケアシステムの機能拡充

- ・介護サービス事業所や医療機関、民生委員、その他相談支援機関等との連携による地域包括支援センター※20の機能の強化に努め、高齢者の総合相談支援や権利擁護などの包括的支援事業を効果的に実施します。
- ・多職種協働による地域ケア会議を開催し、高齢者支援にかかわる関係機関とのネットワーク強化と情報共有を図り、地域包括ケアシステムの機能拡充に努めます。

（６）介護保険の充実

- ・介護サービスを総合的かつ持続的に提供できるよう、「介護保険事業計画」に基づき、保険料の徴収や要介護認定、保険給付などを適正に行うとともに、安定した介護保険制度の運営を行います。

これまでの振り返り

- ・「介護保険事業計画」「高齢者福祉計画」に基づき、高齢者施策を計画的に推進するとともに、介護サービスの提供や保険給付などを適正に行い、安定した介護保険制度の運営を図ることができました。
- ・介護サービス事業所等の集団指導および実地指導を行うことにより、事業者の適正かつ良質なサービスが提供されているか確認できました。
- ・老人クラブ活動を通じ、高齢者の長年にわたり培ってきた知識と経験を活かすとともに老人福祉の推進に寄与することができました。



※20 地域包括支援センター：高齢者が地域で生活していくため、介護だけではなく、医療や財産管理、虐待防止など様々な問題に対して、地域において総合的なマネジメントを担い、支援していく中核機関。

施策12. 障がい者福祉の充実

現状と課題

- 本町における身体障害者手帳と愛護（療育）手帳の交付者数は、それぞれ前年度とほぼ同数の状態が続いているのに対し、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、毎年度増加傾向にあります。また、障がいのある人はほとんどが配偶者や父母と暮らしており、在宅サービスや通所サービスなどの障がい福祉サービスを利用しているほか、障がいの程度によっては町内外の入所サービスを利用している人もいます。
- 今後は「障がい者計画」「障がい福祉計画」に基づき、町民が障がいについて正しい知識を持ち、障がいのある人への偏見を取り除くことができるよう啓発を進めていくとともに、障がいのある人が地域で自立した生活を目指すための相談体制の整備、働く意欲と能力がある障がいのある人の就労の場を確保するなど、地域全体で障がいのある人が自立した生活を送ることのできる体制づくりが求められています。

施策の方針

- 障がい者が地域で自立し、安心して暮らせるまちをつくるため、「障がい者計画」「障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人が地域で交流できる機会を増やすとともに、県や医療機関、サービス提供事業者などと連携し、障がいのある人などに対する町民意識の啓発を図ります。
- 障がい者が地域内で自立した生活を送るための基盤を整備するとともに、生きがいや社会参加の場となっている就労支援施設などの充実に努めます。また、特別障害者手当等の支給などにより、本人および家族の経済的負担の軽減を図るとともに、就労および経済的自立を目指し総合的に支援します。

役割分担



町民・地域

- 障がいのある人への理解
- 障がいのある人の積極的な社会参加

行政

- 障がい福祉サービス・相談支援の充実
- 障がいの特性についての啓発活動

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
障がい者就労施設等からの物品等の調達	千円	1,616	1,665	1,713	健康福祉課調べ 平成 28 年度実績額の 6%増を目指す。
就労支援施設利用者数	人	75	83	90	健康福祉課調べ 平成 28 年度実績値の 20%増を目指す。

主な取り組み

（１）広報・啓発の推進

- 共に歩む社会（ノーマライゼーション）の理念に基づいたまちづくりを進めるため、障がいの特性や差別解消に向けた広報・啓発活動に努めます。

（２）障がい福祉サービスの充実

- いつでも必要とする障がい福祉サービスを利用できるよう、関係機関との連携を図りながらサービスの量的確保および質の向上に努めます。

これまでの振り返り

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がい福祉サービスの充実を図っています。
- 各種手当の支給や医療費の助成などにより、障がいのある人および家族の経済的な負担軽減が図られました。
- 障がい者団体に補助金を交付することにより、各団体の事業実施を促進し、福祉の増進が図られました。

施策13. 社会保障制度の充実

現状と課題

- 本町では、高齢・ひとり親・疾病・障がいなどすべての援護世帯が増加しており、援護世帯に対する経済的支援はもとより、自立に向けた各種施策を推進しています。
- 今後は、生活保護制度を含む低所得者福祉の適切な運用に努めるとともに、低所得者の経済的な自立と生活意欲の高揚を促すため、関係機関との密接な連携のもと、個々の実情に応じた施策を展開していく必要があります。
- また、国民健康保険・後期高齢者医療の安定した運営を図るため、制度の一層の周知徹底を図るとともに、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の収納率のさらなる向上と医療費の適正化、国民年金保険料の納付率向上と未納者解消、相談体制の充実などに努めていくことが求められています。

施策の方針

- 最低限度の生活を保障するため、低所得者福祉の適切な運用に努めるとともに、低所得者の経済的な自立と生活意欲の高揚を促すため、相談体制や援助体制の充実に努めます。
- 国民健康保険・後期高齢者医療および国民年金については、制度の正しい認識・理解に向けた周知徹底を図りながら制度の適切な運用に努めるとともに、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の収納率および国民年金保険料の納付率の向上と未納者の解消に努めます。

役割分担



町民・地域

- 民生委員等は生活困窮者の相談に応じ、行政等へつなぐ
- 生活保護から早期に自立できるよう努める

行政

- 国民健康保険の制度の周知・適正な運用
- 後期高齢者医療の制度の周知・適正な運用
- 国民年金の制度の周知
- 生活保護制度の適正な運用
- 生活困窮者世帯の自立に向けた支援
- 生活困窮者世帯の相談対応や支援

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
国民健康保険税 収納率	%	95.0	95.2	95.3	税務課調べ 平成 28 年度収納率の 0.3%増 を目指す。
国民健康保険被保 険者 1 人当たり年 間医療費	千円	233	279	325	健康福祉課調べ 過去 10 年間の伸び率と県の目 標値の係数により算出。

主な取り組み

(1) 国民健康保険・後期高齢者医療の充実

- 国民健康保険税の収納率の向上を図るとともに、特定健康診査および特定保健指導※21 の実施、疾病予防の推進、適正受診対策の推進などを通じて医療費の抑制を図ります。
- 平成 30 年度から県も国民健康保険の保険者として加わることから、県などの関係機関と連携しながら、国民健康保険の充実を図ります。
- 後期高齢者医療制度の安定した運営のため、後期高齢者医療保険料の収納率の向上を図りながら、各種事業を積極的に実施し、医療費の適正化に努めます。

(2) 国民年金の充実

- 広報活動の充実、関連情報の提供に努めるとともに、保険料納付率の向上や免除制度を活用して未納者の解消に努めます。

(3) 低所得者福祉の充実

- 低所得者の経済的な自立と生活意欲の高揚を促すため、面接相談体制や適正な支援を図ります。

これまでの振り返り

- 民生委員や関係機関の相互連携によって、低所得者の就労につなげることができました。
- 国民健康保険の一人当たりの医療費は、県内で平成 23 年度に 18 位だった順位が、平成 27 年度には 30 位まで下げることができました。また、国民健康保険税の収納率は、平成 20 年度の 89.02%から平成 27 年度の 95.15%と大幅に向上しています。
- 国民年金制度の周知により、国民年金保険料の納付率は平成 27 年度に 73.8%、平成 28 年度に 75.35%と向上しています。

※21 特定健康診査および特定保健指導：医療制度改革により、平成 20 年度から実施される、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）の早期発見を目的とした健康診査と、その健康診査でメタボリックシンドローム、あるいはその予備軍とされた人に対して実施される保健指導。

政策 6 便利で暮らしやすい生活基盤の充実

施策14. 道路・公共交通ネットワークの形成

現状と課題

- 本町では、国・県をはじめとする関係機関と連携し、計画的に道路整備を進めてきましたが、交通量の増加などに伴い、便利な道路網、安心できる道路環境の整備が求められています。
- 今後は、国・県道と町道とのアクセス性の向上を図るなど、町民が快適な日常生活を送れるよう、町内道路網を計画的に整備するとともに、人と環境にやさしい道路環境をつくっていく必要があります。
- 本町の公共交通機関としては、町内に三戸駅・諏訪ノ平駅・剣吉駅・苫米地駅の4駅を有する青い森鉄道線や民間路線バスが運行されているほか、町が実施主体となっているコミュニティバス（多目的バス・なんぶ里バス）も運行しています。しかし、少子化などに伴う利用者の減少など、公共交通機関を取り巻く運営環境は厳しく、運行本数の減少、路線の統廃合などが予想されています。
- 今後は、持続可能な地域公共交通の実現に向けて、国・県や交通事業者などの関係機関と連携を密にし、路線の維持・確保や利便性の向上を図りながら、運行の効率化を図っていく必要があります。

施策の方針

- 国・県道の改良整備や安全対策の充実を、国をはじめとする関係機関に働きかけるとともに、町民の生活道路である町道と主要幹線道路とがスムーズにアクセスできるよう整備します。
- 道路施設の更新・補修を計画的に行い、災害時のライフライン^{※22}の確保に努めるとともに、除雪作業の効率的な実施に努めます。
- 町民が快適な日常生活を送れるよう、鉄道、民間路線バス、コミュニティバスなどの総合的な交通体系の整備に努めます。

役割分担



町民・地域

- 道路管理者に道路の危険箇所の情報提供
- 整備事業が円滑に推進するよう協力
- 地域で維持管理に協力
- 公共交通機関を積極的に利用
- 駅舎およびバス停の美化

行政

- 町民理解を得ながら事業を実施
- 国・県および地域との連絡・調整を図った事業の促進

※22 ライフライン：電気、ガス、水道、道路などの生活に不可欠な供給路。

数値目標

項目	単位	H28年度 (実績)	H34年度 (目標)	H39年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
町道改良率	%	58.6	59.1	59.6	建設課調べ 平成28年度町道改良率の1%増を目指す。
町道舗装率	%	58.6	59.1	59.6	建設課調べ 平成28年度町道舗装率の1%増を目指す。
町道歩道整備率	%	4.0	4.1	4.2	建設課調べ 平成28年度町道歩道整備率の0.2%増を目指す。

主な取り組み

（１）道路網の整備

- 国・県道の改良整備や安全対策の充実に、国や県などの関係機関に働きかけるとともに、主要幹線道路にアクセスする町道、農林道の整備と安全性・利便性の向上を推進します。

（２）適正な道路管理の推進

- 道路施設の維持補修、適正な道路管理に努めるとともに、橋梁の点検・診断・修繕、メンテナンスサイクルによる長寿命化による施設管理を行います。

（３）公共交通機関の充実

- 青い森鉄道線や民間路線バスについては、青い森鉄道利用促進協議会や民間事業者、周辺市町村と連携・調整しつつ、利用しやすい時刻の設定、効率的・効果的な運行を維持していくとともに、利用促進を図っていきます。
- 町が運行するコミュニティバスについては、効率的・効果的な運行に努め、町民が利用しやすいダイヤ編成とするとともに、広告料などの多様な収入源の確保に努めます。
- スクールバスなども包括した総合的なバス運行を、費用対効果を検証しながら検討します。

（４）除雪体制の強化

- 除雪の委託業者との綿密な連携・調整を図りながら、優先的にバス路線および主要路線の除雪作業を進め、歩道および学校など公共施設の除雪作業を強化します。
- 高齢者世帯など自分で除雪できない世帯については、町内会・ボランティアなどと協力して、除雪作業の支援に努めます。

これまでの振り返り

- 道路維持補修工事の実施により、安全な道路交通が確保されました。
- 町民のニーズに対応してコミュニティバスのダイヤを整備しています。
- 除雪重機が入らない狭い道路や集会所等の除雪などについては、町民が主体となって実施できるように、町内会へ小型除雪機の購入に対する補助を行っています。

施策15. 住宅・宅地の供給

現状と課題

- 住環境の総合的な快適性・安全性に対する人々の関心が高まっており、住宅・宅地の量的な充足はもとより、質的な向上が求められています。
- 町営住宅は、老朽化などによる建替を進めるとともに、高齢者世帯などのためのバリアフリー化が求められています。
- 今後は、高齢者福祉、若年層およびファミリー層の定住促進といった視点のもと、町民ニーズや必要性などを勘案しながら、建替事業、改善事業、維持保全事業などを計画的に進め、良好な住環境を整備していく必要があります。

施策の方針

- 移住・定住の促進に向けて、良好な宅地の造成や分譲を推進します。
- 町営住宅については、建替事業、改善事業、維持保全事業などを計画的に推進し、住環境の向上を図ります。

役割分担



町民・地域

- 環境にやさしい住宅等の建設と良好な周辺環境の保全
- 住宅等の適切な維持管理

行政

- 定住化に向けた住まいづくりの促進
- 町営住宅を管理し、維持修繕・改築に努める



数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
公営住宅のバリア フリー化率	%	56.6	63.8	73.4	建設課調べ 住生活基本計画の目標値を目指す。

主な取り組み

（１）総合的な住宅政策の推進

- 町民の多様なニーズに対応した良好な住環境の形成、地域の特性に応じた住宅・住環境に関する情報提供の充実を図るとともに、住宅の新築やリフォームに対する支援など総合的な住宅政策を推進します。

（２）宅地造成・分譲の推進

- 良好な宅地の造成・分譲、居住水準の向上を図るとともに、定住・移住相談窓口の体制強化を図ります。

（３）町営住宅の住環境の向上

- 町民ニーズや必要性などを勘案し、建替事業、改修事業、維持保全事業などを計画的に進め、住環境の向上を図ります。

これまでの振り返り

- 住宅の新築およびリフォームへの補助金の交付により、総合的な住宅政策の推進が図られました。
- ひろば台団地などの町営住宅の整備により、居住環境の向上が図られました。

施策16. 高度情報化への対応

現状と課題

- 様々な分野における情報ネットワークの充実を図っていくとともに、情報セキュリティ対策の充実、高度情報化に対応できる人材の育成などに取り組みながら、町全体の情報化を推進していく必要があります。そして、町民に対する情報教育の充実にも努めていく必要があります。

施策の方針

- 多様化する町民ニーズへの対応や町民サービスの充実を図るため、ICTを活用した行政サービスの効率化や高度化を図るとともに、情報システムや個人情報などを守るため、情報セキュリティ※23対策を講じます。
- 小学生から高齢者までの町民が等しく利活用できるようなICT環境の整備に努めます。

役割分担



町民・地域

- 高度情報化に対応する能力の向上

行政

- 町民の高度情報化に対応する能力向上の支援
- ICT環境の整備



※23 セキュリティ：安全、保護。

主な取り組み

(1) ICTの活用

- 多様化する町民ニーズへの対応や町民サービスの充実を目指し、行政内部のシステムを計画的に更新していくとともに、ICTを活用した行政サービスの効率化・高度化を推進します。

(2) 情報セキュリティ対策の強化

- 高度化する行政の情報化の基盤となる情報システムや個人情報などを保護するため、適切な情報セキュリティ対策を講じます。

(3) 教育・研修の推進

- 児童および生徒が、充実した環境のもとで等しく教育を受けられるように努めます。

(4) インフラの基盤整備

- 町内の公共施設へWi-Fi整備等のインフラ整備を推進します。

これまでの振り返り

- 回線や機器等の物理的な更新および整備による通信速度の向上に伴い、業務の効率化が図られました。
- 本町全域で光回線が整備されたため、インターネット環境の向上が図られました。

政策 7 安心して暮らせる防災・安全の充実

施策17. 消防・防災体制の充実

現状と課題

- 本町の消防体制は、八戸地域広域市町村圏事務組合による広域的な常備消防と、町消防団による非常備消防とで構成され、連携して消防・防災活動に努めています。地域消防・防災の要である町消防団では、団員の高齢化、団員数の減少傾向などの問題により、消防力の低下が懸念されています。
- 今後は、広域連携による常備消防・救急体制の充実を図りながら、町消防団での団員確保の推進と活性化対策を推進するとともに、消防団協力事業所制度を活用した企業の協力体制の構築、消防施設の充実を進めていく必要があります。
- 本町の防災対策の指針である「地域防災計画」に基づき、地震・暴風・豪雨・洪水などの自然災害、大規模な火災、要配慮者の情報収集・情報伝達・避難誘導対策の充実など町および関係機関、町民が一体となり総合的な防災体制を早期に確立していく必要があります。

施策の方針

- 「地域防災計画」に基づき、各種災害に対応できる機動力ある組織の確立、消防施設・消防水利施設・消防機械器具などの整備による災害対応能力の向上、常備消防と非常備消防の連携強化による防災力の向上に努めます。
- 防火管理指導の徹底や火災予防活動の推進、水防資機材の整備や警戒・避難・誘導體制の確立、救護施設の充実などによる水害に強いまちづくりを推進するほか、防災システムの整備や防災マップの充実などによる防災体制の確立に努めます。
- 地域での防災意識の高揚、防災力の向上を図るため、地域住民による自主防災組織などの設立促進、町民および関係機関の参加による防災訓練の開催に努めます。

役割分担



町民・地域

- ・ 「自分の命は自分で守る」意識の醸成を図り、自主的な防災活動に努める
- ・ 地域での防災活動に対する理解を深める
- ・ 事業所は地域の取組に協力するとともに、自主的な防災活動にも努める

行政

- ・ 町民の防災・減災意識の高揚を図る
- ・ 大雨等の災害情報の情報提供を行い、早めの避難行動につなげる
- ・ 火災・災害対応の体制整備や防災対策の実施

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
消防団員数	人	674	689	703	総務課調べ 災害支援団員を含め消防団員の 確保を目指す。
住宅用火災警報器 設置世帯数	世帯	5,666	6,352	7,473	総務課調べ 町内全世帯への設置を目指す。
火災発生件数	件	12	0	0	総務課調べ 火災発生件数 0 件を目指す。
防災訓練参加者数	人	350	500	600	総務課調べ 訓練内容の充実とともに町民へ の防災意識の向上を図る。
自主防災組織の設 置数	団体	42	49	57	総務課調べ 世帯カバー率 100%を目指す。

主な取り組み

（１）消防体制の整備・充実

- ・ 消防団員の確保、組織力の強化などにより各種災害に対応できる機動力の向上を図るとともに、消防施設、消防水利施設、消防機械器具の整備により災害対応能力の向上を図ります。また、広域的連携のもと、常備消防・救急体制の充実により防災力の向上を図ります。

（２）火災予防の推進

- ・ 防火管理指導の徹底、消火器具・住宅用火災警報器の設置促進、取扱いの指導など、各種広報媒体を活用して幅広い予防活動を推進します。

(3) 水害に対する総合的対策の推進

- 馬淵川の護岸工事、支流の河川改修などについて、国・県をはじめとする関係機関に働きかけるとともに、水防資機材の整備、警戒・避難・誘導体制の確立、救護施設の充実など、水害に強いまちをつくります。

(4) 防災体制の確立

- 河川氾濫などの自然災害や武力攻撃などの対応に向け、他市町村との相互応援・協力体制の充実を図りつつ、防災マップや防災システムなどにより災害発生時の被害の軽減に努めるとともに、要配慮者の情報収集・情報伝達・避難誘導対策の充実を図ります。

(5) 防災意識の高揚

- 広報や防災訓練などを活用して、自助^{※24}・共助^{※25}による防災意識の高揚を図るとともに、地域防災の要として、自主防災組織の設立・育成を推進します。

(6) 空き家問題への取り組み

- 過疎化や少子高齢化などの要因により空き家の増加が予想されることから、空き家の管理者の把握に努め、適正な対策について検討します。

これまでの振り返り

- 町・消防団・防災関係機関と一緒に防災訓練を行うことで、連携が図られました。
- 馬淵川広域河川改修事業が着手され、水害対策が促進されています。
- 防災マップの毎戸配布による防災意識啓発が図られました。
- 消防施設の計画的な整備により、消防施設の充実が図られています。



※24 自助：自分の身を自分の努力によって守ること

※25 共助：身近な人たちがお互いに助け合うこと

施策18. 防犯対策の充実

現状と課題

- 本町では、少子化・高齢化・核家族化などから地域コミュニティ※26 が弱体化する傾向にあり、地域の犯罪防止力の低下が懸念されています。
- 今後は、防犯関係機関・団体との連携、防犯意識の高揚、地域コミュニティづくりの推進などの従来の取り組みに加え、地域の安全は地域で守るという意識で地域防犯・安全活動、地域ぐるみの暴力追放活動などを推進していく必要があります。

施策の方針

- 安全・安心なまちづくりに向けて防犯環境の整備を推進するとともに、防犯協会をはじめとする防犯関係団体の体制の充実を図り、安全な地域コミュニティづくりに努めます。
- 防犯関係機関・団体などと連携し、各種防犯行事や広報・啓発活動を通じて町民の防犯意識の高揚に努めます。

役割分担



町民・地域

- 安全で安心な地域コミュニティの形成に努める
- 防犯や消費者被害に関する意識の向上
- 地域や事業所等での組織的な防犯意識の高揚

行政

- 防犯活動団体と連携した活動支援および啓発活動等
- 消費者被害に関する相談・知識の普及啓発・情報提供・消費者団体の活動支援

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
防犯灯・街路灯 整備数	箇所	3,386	3,419	3,452	建設課調べ 平成 28 年度実績値の 2 % 増を 目指す。
農作物被害件数	件	2	0	0	住民生活課調べ 三戸警察署と連携し、被害件数 0 件を目指す。

※26 地域コミュニティ：地域住民自治組織。

主な取り組み

(1) 防犯環境の整備

- 犯罪防止を考慮した公共施設の整備を推進するとともに、防犯灯・街路灯のLED化により安全・安心なまちづくりを推進します。

(2) 防犯体制の充実

- 防犯協会をはじめとした関係団体の組織体制の強化を図りつつ、地域の防犯関係団体による農作物等の盗難防止パトロール活動、通学路における子どもの保護活動などの防犯体制を充実します。

(3) 防犯意識の高揚

- 防犯関係機関・団体との連携のもと、防犯に関わる行事や広報・啓発活動の充実を図り、町民の防犯意識の高揚に努めます。

(4) 消費生活の安定と向上

- 町民が安全で安心な生活を送るため、消費生活相談の充実と情報提供に努めます。

これまでの振り返り

- 駐在所連絡協議会活動費の助成により、特殊詐欺被害防止等の広報活動が積極的に行われ、防犯意識が広く周知され、関係団体の組織体制の強化が図られました。
- 三戸警察署・各駐在所・駐在所連絡協議会との連携による広報活動を実施し、町民の防犯意識の高揚が図られました。
- 防犯パトロールや防犯灯の設置・更新、防犯指導者の確保などにより安全・安心なまちづくりの向上が図られました。



施策19. 交通安全の推進

現状と課題

- ・高齢化の進行などを考慮しながら、交通弱者を中心とした交通安全意識の一層の高揚を図っていくとともに、危険箇所を中心に交通安全施設の整備を行うなど、交通安全対策を総合的に推進していくことが必要です。

施策の方針

- ・交通安全関係機関・団体などと連携し、各種交通安全行事や広報・啓発活動を通じて町民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、保育園、幼稚園、小学校、中学校、地域社会での交通安全教育を推進します。
- ・交通安全協会をはじめとする交通安全関係団体の体制の充実を図るとともに、交通安全施設などの整備を推進します。

役割分担



町民・地域

- ・交通安全講習等への積極的な参加
- ・交通安全意識を高める
- ・交通ルールを守り、交通マナーの向上に努める

行政

- ・交通事故防止に向けた講習会や啓発活動の実施
- ・地域・関係機関等と連携し、交通安全施設を整備

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
交通事故発生件数	件	64	46	31	住民生活課調べ 交通事故の減少を目指す。
交通事故死亡者数	人	2	0	0	住民生活課調べ 死亡事故 ^{ゼロ} を目指す。
国道・県道の歩道 整備率	%	34.0	37.0	40.0	建設課調べ 国・県に要望し、歩道整備率の 向上を目指す。
交通災害共済への 加入率	%	60.1	62.7	65.0	住民生活課調べ 交通災害共済加入率の増を目指す。

主な取り組み

(1) 交通安全意識の高揚

- 交通安全関係機関・団体との連携のもと、交通安全に関わる行事や広報・啓発活動の充実、高齢者の運転免許証の自主返納の推進を図るとともに、保育園・幼稚園・小学校・中学校、地域社会での交通安全教育の推進、交通安全意識の啓発に努めます。

(2) 交通安全体制の充実

- 交通安全協会や交通指導隊、交通安全母の会などの関係団体の組織体制の強化を図るとともに、交通事故被害者の救済を図るため、交通災害共済制度への加入を促進します。

(3) 交通安全施設の整備

- 景観やデザインに配慮した交通安全施設や道路環境の整備などを推進するとともに、警察や県などの関係機関にも要望します。

これまでの振り返り

- 町内交通安全関係団体への支援により、組織の活動・体制の強化が図られました。
- 交通安全施設の整備（設置・修繕）により、交通の安全確保・注意喚起が図られました。
- 運転免許自主返納者に対して、コミュニティバスの無料乗車や、「達者村宅配サービス」の年会費補助などの優遇制度を設けています。



基本目標3 環境と共生して幸せを実感できるまち

政策8 豊かでかけがえのない自然環境の形成

施策20. 自然環境・景観の保全と活用

現状と課題

- 自然保護・環境美化・馬淵川水質浄化などの活動に取り組むほか、広報や各種PR活動、環境教育の推進などにより、環境保全を総合的に進めてきました。また、景観形成施策として景観形成団体の育成・支援を行っています。
- 達者村事業の一環で、眺めることで心が癒され、達者（健康）になれるような優れた景観ポイント100か所を「達者村百景」として選定しています。
- 今後は、これまで展開してきた各種施策の拡充に努めていく必要があります。
- 自然環境・景観・歴史的資源に対する町民の意識高揚のための施策の充実に努めていくとともに、町民との協働により自然環境・景観・歴史的資源を保全・活用していく必要があります。

施策の方針

- 環境保全を総合的・計画的に推進するため、本町の豊かな自然環境、優れた景観、歴史的資源を次の世代に伝えていくとともに、この資源を体系的にとらえ活用を図ります。
- また、公共工事の実施に当たっては、自然環境との共生、景観の維持に配慮した資材や工法の導入を推進します。
- 自然環境・景観などの保全活動に対する町民の意識を高揚するため、環境保全・景観形成団体の育成と支援に努めます。

役割分担



町民・地域

- 自然環境・景観の保全に関心をもち、意識を高める
- 日常生活の中で環境保全や省エネルギー化に努める
- ごみの減量化に努める

行政

- 意識啓発を行うとともに、環境保全団体を支援する
- 再生可能エネルギーの利活用の促進

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
環境保全・景観形成団体数	団体	1	1	1	住民生活課調べ 環境保全関係団体の維持、育成を行う。
環境保全活動の実施回数	回	4	4	4	住民生活課調べ 自主的な環境保全活動の継続を目指す。

主な取り組み

（１）自然環境・景観・歴史的資源の保全・活用

- 環境保全の推進、自然環境や景観に配慮した資材や工法を導入した公共工事の推進、子どもから大人までの環境教育・環境学習体制を整備します。

（２）環境保全団体および景観形成団体の育成・支援

- 環境保全団体および景観形成団体の育成と活動支援に努めます。

（３）町民との協働

- 町民意識の向上に向けた施策を推進していくとともに、協働による自然環境・景観・歴史的資源の保全を推進します。

これまでの振り返り

- 自然環境・景観・歴史的資源の保全・活用により、生態系の保護、景観の維持が図られています。
- さけ稚魚放流体験などの身近にある川や山での体験的学習を通じて、環境保全意識の醸成が図られました。



施策21. 環境と共生する循環型社会づくり

現状と課題

- 地球環境にやさしく負荷の少ない循環型社会をつくるための各種施策を推進していくとともに、町民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルを送れるような体制づくりを進めていく必要があります。
- 町民および事業者、公共施設での省エネルギーに対する取り組み、公共施設や公用車などへの新エネルギー^{※27}の活用、事業所・一般家庭への導入助成制度の検討、様々な機会をとらえたエネルギー教育などを推進していく必要があります。
- 快適で潤いのある生活環境をつくるため、農林畜産業を含むすべての産業において、環境保全に配慮した施策を推進していく必要があります。

施策の方針

- 地球温暖化、異常気象などの環境問題に対応するため、町民、行政および関係機関が連携し、省資源・省エネルギーの啓発活動の推進、新エネルギーの導入促進、様々な機会をとらえたエネルギー教育の推進、河川などの環境監視体制の強化などに努めます。
- 町民をはじめ、小売店、事業所などと行政が協働して、環境にやさしく負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。
- 農林業をはじめとするすべての産業において、環境保全に配慮した施策を推進し、快適で潤いのある生活環境の創造を目指します。

役割分担



町民・地域

- 自然環境・景観の保全に関心をもち、意識を高める
- 日常生活の中で環境保全や省エネルギー化
- ごみ排出量の縮減

行政

- 意識啓発、環境保全団体の支援
- 再生可能エネルギーの利活用の促進
- 3R^{※28}の啓発・推進、廃棄物の再資源化と減量化

※27 新エネルギー：太陽光エネルギーや風力など、今後の利用が期待されている新しいエネルギー。

※28 3R：リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（ごみの再生利用）の優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという環境配慮に関するキーワード。

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
公用車のうち低公害車※29 の台数	台	4	5	7	総務課調べ 低公害車の台数の増を目指す。
新エネルギーの 導入施設数	施設	2	3	3	企画財政課調べ 新庁舎での新エネルギー設備導入を目指す。

主な取り組み

（１）資源循環型社会の構築

- 環境問題や 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に対する啓蒙活動の推進、環境にやさしいライフスタイルへの転換、温室効果ガス※30 の排出抑制や省資源・省エネルギーに向けたまちぐるみの環境対策を推進します。

（２）エネルギーの有効活用

- 公共交通の利用促進、エコドライブ※31 の励行、公共施設での省エネルギー機器の利用、照明や空調の適正管理など省エネルギーに対する取組や、環境にやさしい新エネルギー（自然エネルギーなど）の導入を推進するとともに、学校教育および社会教育の場を活用し、新エネルギーに関する理解を深めるため周知を図ります。

（３）環境監視体制の強化

- 馬淵川などの河川の水質汚濁に対する監視・調査体制の強化、水質改善に向けた啓発活動や各種施策を推進するとともに、各種産業活動に起因する騒音・悪臭・振動などに対する適切な指導を行い、未然防止に努めます。

これまでの振り返り

- 1 人当たりのごみの排出量は減少傾向にあるとともに、リサイクル率については向上しています。
- 想定通報演習、オイルフェンス設置訓練を実施し、事故発生時の対応を確認しています。

※29 低公害車：大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車のことで、電気自動車、メタノール自動車、圧縮天然ガス（CNG）自動車、圧縮空気車及びハイブリッド自動車の5車種を指す。

※30 温室効果ガス：大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。

※31 エコドライブ：運転技術など誰でも実行できる手段で燃費を向上させようとする燃費向上施策。

政策 9 快適で住みやすい生活環境の形成

施策22. 環境衛生対策の充実

現状と課題

- ごみの排出動向や一般廃棄物関連法・リサイクル関連法などを踏まえ、ごみの収集・処理体制の充実を図るとともに、町民や事業者の理解と協力を得て、さらなるごみの減量化やリサイクルの促進、不法投棄の防止などに一層取り組み、環境にやさしいごみゼロ社会を目指していく必要があります。
- し尿処理については、公共下水道事業や農業集落排水事業などによる下水道事業の整備状況を勘案しながら、広域的なし尿収集・処理体制の充実を図っていく必要があります。
- 火葬場については、広域的連携のもと、火葬場の整備、適正な管理・運営を図っていく必要があります。

施策の方針

- ごみの適正な収集・処理に向け、分別排出の定着化を推進していくとともに、広域的なごみ減量化・リサイクル体制の充実を図ります。
- 環境美化運動を通じて町民の環境保全意識の高揚に努めるとともに、町民の協力を得ながら監視体制の強化を図り、ごみの不法投棄の防止に努めます。
- 広域的なし尿収集・処理体制の充実に努めるほか、広域的連携のもと、火葬場の整備充実と適正管理に努めます。

役割分担



町民・地域

- 自然環境・景観の保全に関心をもち、意識を高める
- 日常生活の中で環境保全や省エネルギー化
- ごみ排出量の縮減

行政

- 意識啓発、環境保全団体の支援
- 再生可能エネルギーの利活用の促進
- 3Rの啓発・推進、廃棄物の再資源化と減量化

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
一人あたりの年間 ごみ排出量	k g	770	750	730	住民生活課調べ 県および国平均を勘案して設定。 ごみ排出量の減を目指す。
一般廃棄物のリサ イクル率	%	12.7	15.0	20.0	住民生活課調べ リサイクル率の増を目指す。

主な取り組み

（１）ごみ収集・処理体制の充実

- 広域的連携のもと、ごみの収集・処理体制の整備、処理施設などの管理・運営に努めるとともに、企業や家庭からのごみの出し方や分別排出の徹底を促し、収集体制の充実を図ります。

（２）ごみ減量化・リサイクルの促進

- ごみの減量化やリサイクルに対する企業や町民の意識高揚を図り、自主的なごみ減量・リサイクル運動のさらなる啓発を促すとともに、日常生活や事業活動において 3R 運動を推進し、ごみ減量化の実現に努めます。

（３）ごみの不法投棄防止施策の推進

- 廃棄物不法投棄監視員の協力を得て監視体制を強化するとともに、八戸圏域市町村による統一の看板を設置し、不法投棄の防止に努めます。

（４）し尿収集・処理体制の充実

- 広域的連携のもと、し尿収集・処理体制の充実を図るとともに、処理施設などの適正な管理・運営に努めます。

（５）火葬場の整備・適正管理

- 広域的連携のもと、火葬場の整備および適正な管理・運営に努めます。

（６）ペット糞害の防止施策の推進

- 飼い主の公共マナーの意識の高揚を図り、糞害などの防止に努めます。

これまでの振り返り

- 不法投棄監視員が町内を巡視することにより、不法投棄が減少しています。
- し尿収集・処理体制や火葬場の整備・適正管理については、一部事務組合と連携し、適正な管理・運営が図られています。

施策23. 上水道・下水道の維持

現状と課題

- 本町では、広域的連携による八戸圏域水道企業団の上水道事業により安全で安定した水の供給に努めてきました。
- 今後は、施設の老朽化への対応、災害時などに強いライフラインとしての整備、下水道整備に伴う水需要増大への対応などが課題となっています。
- 生活雑排水などの汚水処理については、公共下水道事業、農業集落排水事業および団地排水事業、合併処理浄化槽設置補助事業により推進していますが、厳しい財政状況のもと、全体的に整備が遅れています。
- 今後は、循環型のクリーンなまちづくりに欠かすことのできない下水道などの整備を、地域に適した処理方法により、計画的・効果的に推進していく必要があります。

施策の方針

- 上水道については、広域的連携のもと、安全で安定した水の供給、安全な水源の確保、水道施設の計画的な整備・充実に努めるとともに、「水は大切な資源」という意識啓発活動を展開し、節水型のまちづくりを推進します。
- 汚水処理については、水環境の保全や水の循環利用などの啓発活動の展開に合わせ、公共下水道事業などを活用した計画的な下水道の整備、合併処理浄化槽の設置などによる全町水洗化の実現に努めます。

役割分担



町民・地域

- 下水道事業への加入・接続推進
- 使用料の期限内の納入

行政

- 水道施設の適正利用に関する啓発活動
- 下水道施設の整備、長寿命化、計画的な改築・更新
- 町民・地域への接続促進や適正利用の啓発活動

数値目標

項目	単位	H28年度 (実績)	H34年度 (目標)	H39年度 (目標)	測定(取得)方法および 設定の考え方等
汚水処理人口 普及率	%	67.9	75.0	81.0	建設課調べ 南部町汚水処理施設整備構想に よる目標値を目指す。

主な取り組み

(1) 節水型まちづくりの推進

- 広報・啓発活動などを通じて、「水は大切な資源」という町民の節水意識の高揚を図るとともに、水道事業に対する町民の理解と協力を促すなど、節水型まちづくりに向けた施策の展開を図ります。

(2) 計画的・効果的な污水处理施設の整備

- 公共下水道事業や農業集落排水事業などの下水道事業を活用して、地域に適した手法により、計画的・効果的な污水处理施設の整備を推進します。

(3) 合併処理浄化槽の設置促進

- 公共下水道事業や農業集落排水事業などの計画区域以外の地域では、引き続き合併処理浄化槽の設置を促進します。

(4) 下水道施設の維持管理と加入・普及の推進

- 供用開始後の下水道施設の適正な維持管理、下水道事業への加入および合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、町の助成制度等について積極的にPRし、加入促進を図ります。また、下水道施設の最適整備構想策定および機能診断調査を実施し、老朽化した施設等の更新・統廃合を検討し合理化を図ります。

(5) 環境保全に対する町民意識の高揚

- 家庭などの生活雑排水が水路・河川に流入して環境を悪化させること、下水道処理施設が環境保全に重要な役割を果たしていることなどを広報・啓発活動によりPRし、町民一人ひとりの環境保全に対する意識高揚を図ります。

これまでの振り返り

- 八戸圏域水道企業団と連携することで、安全で安定した水の供給および安全な水源の確保ができています。
- 公共下水道整備事業を実施し、下水処理区域が広がりました。



施策24. 公園・緑地の形成

現状と課題

- 本町には、名久井岳と馬淵川に代表される豊かな自然環境、南部藩発祥の地に代表される歴史遺産や地域でいにしえから培ってきた優れた景観があり、自然の緑や水に親しむ場も数多くあります。
- 今後は、町民ニーズを踏まえ、町民との協働により、身近な公園や広場、南部氏関連城館などの歴史資源を活用した個性あふれる交流空間などを維持・管理していく必要があります。
- 学校・道路などの公共施設の計画的な植樹・植栽の推進、全町的な緑化運動・花いっぱい運動の支援などを進めていくとともに、町民・行政・ボランティア団体等が一体となった適切な維持・管理を進めていく必要があります。

施策の方針

- 公園・緑地・水辺については、町民との協働により、既存施設の適正な維持管理・計画的な整備に努めるとともに、歴史資源を活用した個性あふれる交流空間の創出などに努めます。
- 学校・道路などの公共施設において計画的な植樹・植栽を推進するとともに、町民・事業者の緑化運動・花いっぱい運動を支援します。

役割分担



町民・地域

- 公園・緑地・水辺の利用
- 地域主体での維持・管理への参加

行政

- 公園・緑地・水辺の維持・管理
- 町民・地域ニーズの把握



数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
町民 1 人当たりの 公園面積	m ²	9.85	10.94	11.94	建設課調べ 平成 28 年度町民 1 人当たりの 公園面積の現状維持・管理を目 指す。
達者村花壇コンク ール参加団体数	団体	24	26	28	商工観光交流課調べ コンクール参加団体の増を目指 す。

主な取り組み

（１）公園の維持・管理

- 既存の公園・緑地については、施設・設備の定期的な点検および更新、枯れ死した樹木や危険木の撤去および補充、枝の選定・伐採、除草等を行い、安全の確保および景観の向上のため、維持・管理を推進します。
- 緑豊かで、安全に水に親しめる潤い空間の創出のため、自然環境の保全に留意しながら、馬淵川やその他の河川、水路などを活用した特色ある親水公園※32・水辺の維持・管理を推進します。
- 町民や関係団体等の参画により、地域コミュニティの場として、子供や高齢者も気軽に安心して利用できる公園づくりを検討します。

（２）特色ある公園の整備

- 南部氏関連城館をはじめとする様々な歴史資源を活用し、特色ある交流空間を整備します。

（３）緑化の推進

- 学校・道路などをはじめとする公共施設において、計画的な植樹・植栽を推進するとともに、町民・事業者の理解・協力のもとに、企業・住宅地などの民有地の緑化運動や、町民・事業者の主体的な花いっぱい運動の育成・支援に努めます。

これまでの振り返り

- 馬淵川沿いにある公園の草刈り等維持管理を実施し、水辺に親しめる空間を確保しました。
- 達者村花壇コンクールを実施し、町内の景観の向上を図っています。

※32 親水公園：水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることを目的とした公園。

政策 10 適正な土地利用の推進

施策25. 計画的な土地利用の推進

現状と課題

- 本町では、土地利用関連計画（国土利用計画、農業振興地域整備計画、都市計画マスタープランなど）に基づき、計画的な土地利用を進めていますが、社会・経済情勢の変化や人口の減少などに伴い、既成市街地の空洞化、農業生産環境の悪化をはじめとする様々な課題もあります。
- 今後は、豊かな自然を最大限に活用し、安全・安心な食糧生産拠点を形成していくため、農地の保全・活用・高度利用を図るとともに、豊かな自然環境・景観・森林の保全に努めていく必要があります。
- 良好な住宅・宅地の整備、魅力あふれる市街地の形成、総合的な道路・交通ネットワークの形成などを進め、交流・定住人口の増加、適正な産業開発、生活利便性の向上などを目指した土地利用を進めていく必要があります。
- 適正な地籍情報を把握するため、地籍調査を進める必要があります。

施策の方針

- 土地利用関連計画の見直しを行いながら、土地利用の総合調整を一体的に推進します。
- 土地利用関連計画や関連法、条例などの周知徹底、これらの計画などに基づいた適正な規制・誘導、無秩序な開発行為の未然防止などに努めるとともに、自然環境と町民生活・生産活動が調和する良好な環境を形成し、適正な土地利用を推進します。
- 有効的な土地利用の推進および公平な課税のため、地籍調査事業の推進のもと、適正な地籍情報の管理を行います。

役割分担



町民・地域

- 法令等を遵守し秩序ある開発と土地の有効利用
- 地籍調査事業への協力

行政

- 有効的かつ効果的な土地利用
- 地籍調査事業の実施

主な取り組み

(1) 適正な土地利用の推進

- 適正な土地利用を推進するため、土地利用関連計画の見直しを行うとともに、関連法、条例などの周知徹底、適正な規制・誘導、無秩序な開発行為の未然防止などに努めます。

(2) 地籍調査事業の推進

- 地籍調査事業を計画的に実施し、地籍情報の適正な更新・管理を推進します。

これまでの振り返り

- 平成 23 年度に南部町農業振興地域整備計画が制定され、農業振興地域とその他の地域を明確に区分し、土地の有効利用と農業の健全な発展が図られています。
- 福地地区において、平成 22 年度から地籍調査事業を実施しています。



施策26. まちを形成する骨格の形成

現状と課題

- 「南部町国土利用計画」に基づき、広域的・長期的な視点に立った町全域の均衡ある発展のため、町域を、市街地整備ゾーン、農業・農村交流定住ゾーン、森林保全・活用ゾーン、工業団地ゾーンの4つのゾーンに分け、計画的かつ調和のとれた土地利用を推進していく必要があります。

施策の方針

- 自然環境を保全しながら、土地利用を推進するため、市街地整備ゾーン、農業・農村交流定住ゾーン、森林保全・活用ゾーン、工業団地ゾーンの4つのゾーンに町域を区分し、適正・合理的な土地利用を推進します。

役割分担



町民・地域

- 環境にやさしい住宅等の建設と良好な周辺環境の保全に努める
- 住宅等の適切な維持管理

行政

- 南部町国土利用計画に基づいた土地利用の推進
- 都市計画マスタープランに基づいた中心市街地形成
- 定住化に向けた住まいづくりの促進
- 町営住宅・公園を管理し、維持修繕・改築に努める



主な取り組み

(1) 市街地整備ゾーン

- 文化、教育、商業などの施設や住宅が集積する市街地は、地域の核として、まちの機能や交流機能などを維持・確保し、賑わいの創出に努めるとともに、市街地に連担する機能集積や沿道などの商業地は、良質な住宅開発や近隣型商業施設の誘導などと合わせ、良好な住宅環境の創出に努めます。

(2) 農業・農村交流定住ゾーン

- 平坦地・丘陵地・山間平坦地のまとまりのある優良農地については、果樹、園芸、施設農業などの振興に努めるとともに、長期的活用を図るための基盤整備などを進め、農産物の供給機能をさらに高めます。そして、食と農の学習機能などの導入により、交流の活発化を図ります。
- 農業環境と共存する集落形態を有する地区は、生活道路や集会施設、上下水道施設などを計画的に整備し、自然と共生する農村定住地区として、良好な居住環境の形成に努めます。

(3) 森林保全・活用ゾーン

- 森林は、その保全・育成、貴重な生態系の保護に努めるとともに、林道・作業道などの林業基盤の計画的な整備に努めます。
- 自然環境と調和した観光・レクリエーション施設や公園、遊歩道などの維持・管理を計画的に推進し、自然を活用したレクリエーション・森林体験学習などの促進と農産物を活かした交流の活性化を図ります。

(4) 工業団地ゾーン

- 既存の工業団地地区は、適正な維持・管理とともに既存立地企業への支援などに努めます。

これまでの振り返り

- 平成 25 年 3 月に策定した「南部町国土利用計画」に基づいた、土地利用の推進により、適正な町土利用が図られています。

基本目標4 明日を担う人を育て 一人ひとりの個性を活かすまち

政策11 未来を担う人づくりの推進

施策27. 学校教育の充実

現状と課題

- 個性豊かで心身ともにたくましい幼児・児童・生徒を育成していくため、安全・安心な教育社会を創出していく必要があります。
- 特色ある教育の推進、国際化・情報化などの変化に即した教育の実践、学校・家庭・地域の連携強化による教育力の向上、幼稚園・小学校・中学校と高等学校の連携強化、人材育成のための奨学金制度の充実、障がいを持つ児童・生徒の教育の充実などを推進していく必要があります。

施策の方針

- 未来を担う子どもたちの生きる力の育成と、学校・家庭・地域の連携強化による教育力の向上を目指していくため、幼児教育・義務教育・障がい児教育の推進および学習環境の整備を図るとともに、地域の特性・環境を活かした特色ある学校経営に対する支援策の充実に努めます。
- 高等学校との連携・交流の推進に努めるとともに、人材育成・確保のために奨学金制度の充実を図ります。
- 学校給食での地産地消の推進、学校給食を通じた食育の普及・啓発に努めます。
- 少子化に対応した持続的な学校運営を行っていくため、小学校・中学校の統廃合を検討します。

役割分担



町民・地域

- 子どもたちの心身の健康を育み、規範意識の基盤をつくる
- 安全な環境をつくり、子どもたちに多様な体験の場を提供
- 学校現場への地域の積極的な関わり

行政

- 児童・生徒の個性に応じた教育環境をつくる
- 支援が必要な児童・生徒への支援体制の整備
- 学力と社会を生き抜く力を育む
- 安心して学習できる安全な環境をつくる
- 教員の教育力・資質向上を図る

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
英語検定資格保有者率(中学 3 年生の 3 級資格保有率)	%	25.0	30.0	30.0	学務課調べ 今後 5 年間の生徒数の 30%程度 の保有率を目指す。
学校と地域ネット推進事業実施数	回	92	120	120	学務課調べ 各学校で独自に開催する回数が増 えており、これまでの実績を踏 まえた見込み回数とする。
奨学金貸付支援者数	人	52	45	40	学務課調べ 過去 5 年間の平均値とする。
地場産品を活用した食育事業※33 実施小学校・中学校数	校	10	12	12	学務課調べ 全小学校・中学校での実施を 目指す。
町内高等学校との連携・交流事業実施数	件	2	8	12	学務課調べ 全小学校・中学校での実施を 目指す。
広域体験学習支援事業の参加者数	人	218 (5 校)	250	250	企画財政課調べ 全小学校 8 校での実施を目指す。

主な取り組み

(1) 幼児教育の充実

- 家庭・地域・小学校との連携強化により、総合的な幼児教育の充実に努めるとともに、家庭の経済事情に左右されず、すべての幼児が入園できるように、各種支援事業の充実を図ります。

(2) 義務教育の充実

- 地域の特性・環境を活かした特色ある学校経営への取り組みや、社会で活躍できる人材の育成、国際化・ICT化に対応できる人材の育成を推進するとともに、教職員の研修・研究体制の整備、地域の優れた人材を活用した学習環境の整備を図ります。

(3) 高等学校との連携

- 青森県立名久井農業高等学校と連携して行っている農作業支援や南部太ねぎ商品化など地域産業との連携を引き続き、推進・拡充していきます。
- 青森県立名久井農業高等学校との連携を強化し、幼稚園・小学校・中学校の総合学習への協力や地域行事への参加など、交流の活性化を促進します。

(4) 障がい児教育の充実

- 特別支援教育体制の充実や教育支援委員会による交流事業を進め、障がいのある児童・生徒の教育の充実を図るとともに、身体の障がいに対応する施設環境の整備を推進します。

※33 食育事業：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる事業。

(5) 教育環境の整備

- 奨学金制度の拡充、バリアフリー化に向けた施設整備、学校図書の充実、積極的な学校開放、安全・安心な学校給食などにより、よりよい教育環境の整備を推進するとともに、今後の少子化の進行に伴い、教育環境を維持していくため学校の統廃合の検討を進めます。

これまでの振り返り

- 恵まれた自然環境と町の歴史・文化を学習に活用し、郷土への愛着が醸成されました。
- 奨学金制度の充実を図り、人材の育成と確保に努めました。
- 施設の改修により、老朽化対策や長寿命化対策につながりました。
- 小学生・中学生の給食費の無料化を実施し、子育て家庭の経済的支援を行っています。
- 給食センターの建設により、安全・安心な給食の提供ができています。



施策28. 生涯学習・社会教育の充実

現状と課題

- 本町では、生涯学習の拠点となる公民館等を中心として、特色ある各種講座をはじめ、グループでの自主的学習活動を支援するためのパワーアップ教室を開設するなど、いつでも、どこでも、だれでも、学習者が自発的に学べる体制づくりを進めています。
- 今後は、全町的な生涯学習推進体制の整備・充実に努めていく必要があります。そして、常に町民の学習ニーズの的確な把握に努めながら、指導者の育成、多彩な学習プログラムの開発整備および学習情報の提供に努めていくとともに、町民の自主的な学習活動を促進していく必要があります。
- 学校・家庭・地域社会が子育てに関してそれぞれの役割や責任を十分に果たすために、三者が協働するネットワークを構築するとともに、学習環境を整備する必要があります。

施策の方針

- 生涯にわたって学べる環境整備のため、生涯学習拠点施設の整備・充実を図り、特色ある生涯学習プログラムの展開を図るとともに、参加者が活動しながらスキルアップ※34できるシステムをつくります。
- 社会の変化に対応しながら、ライフステージ※35に応じて自己の啓発・向上を目指し、生きがいのある人生と豊かで住み良い地域社会を実現する社会教育の推進に努めるとともに、家庭教育の重要性を理解していくための学習環境の整備を図ります。

役割分担



町民・地域

- 自ら進んで教養を高めるため学習活動に取り組む
- 地域ぐるみで学習する機会や環境づくりに努める

行政

- 町民の自発的な学習の支援に努める

※34 スキルアップ：技能や技術を向上させること。

※35 ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

数値目標

項目	単位	H28年度 (実績)	H34年度 (目標)	H39年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
公民館講座受講者数	人	853	810	770	社会教育課調べ 人口減少の中でも平成28年度実績値の維持を目指す。
人口1人当たり図書貸出冊数(町民図書室分)	冊	0.78	0.74	0.70	社会教育課調べ 平成28年度実績値の維持を目指す。
町民図書室の蔵書数	冊	27,962	30,000	32,000	社会教育課調べ 購入により、年間400冊程度の増を目指す。
青少年体験学習受講者数	人	79	60	55	社会教育課調べ 少子化の現状を鑑み、平成28年度実績値の30%減とする。
子ども会ジュニアリーダー登録者数	人	33	32	30	社会教育課調べ 人口減少の中でも平成28年度実績値の維持を目指す。

主な取り組み

(1) 指導者の確保・育成

- 生涯学習の充実を図るためには、地域の優れた人材を活用していくことが不可欠であることから、指導者やボランティアなどの確保と育成を図ります。

(2) 地域の特性を活かした学習プログラムの整備

- 町民が生きがいを持った生活を送ることができるよう、社会情勢やニーズに合った講座を開設するなど学習機会の提供に努めるとともに、各種講座に参加した町民が、さらなる学習の場を求め、自主的な学習活動へスムーズに移行できる体制づくりを目指します。

(3) 地域における学習活動の促進

- 町各部局の関係機関との連携を図りつつ、生涯学習関連施設の利用申請の簡素化・統一化などにより、利用しやすい環境づくりを推進します。
- 各種講座、各地域における「出前講座」の実施や図書室の充実を図るとともに、子どもたちの郷土愛を育む取り組みや青少年のふるさと意識の向上と地域の活性化を図るため、青少年と地域の交流推進に努めます。

(4) 家庭教育の向上

- 幼児期、学童期および思春期における家庭教育のあり方を学ぶための学習機会の整備・支援に努めるとともに、学校・家庭・地域社会が子育てに対して、それぞれの役割や責任を果たすため、三者によるネットワークの構築に努めます。

（５）青少年および青年教育の推進と活動支援

- 地域の人材を活用した学習や、生活体験・交流活動を通じた子どもの豊かな人間性を育むための教育活動の推進、子ども会などの青少年団体の支援に努めます。また、地域の将来を担う青少年や、明日の親となる青年の学習活動を推進するとともに、青年団体の支援に努めます。

（６）成人教育の推進と活動支援

- 女性団体、成人団体の活動支援を推進するとともに、一人ひとりの学習と社会参加に向けて、学習者が自発的に学べる体制の整備に努めます。

これまでの振り返り

- 趣味の教室や公民館講座により自発的に学べる体制整備ができました。また、南部氏の歴史の謎に迫る歴史講演会「南部ふるさと塾」には毎回、全国から多くの方々が参加しています。
- 児童生徒の学びが深まるとともに、世代をこえた町民との関わりの中で学校と地域との連携が図られました。



施策29. 生涯スポーツの振興

現状と課題

- 少子化などを背景に学校での部活動やスポーツ少年団などの参加者数が減少し、一部の団体では活動や存続が困難となりつつあります。
- 一方で、教育委員会、体育協会、スポーツ団体およびスポーツクラブが中心となり、スポーツ教室、スポーツ大会および体育イベントを開催し、町民の健康・体力づくりを推進しています。
- 今後は、引き続き体育施設を整備するとともに、学校開放の検討などを推進していく必要があります。
- 体力や年齢、目的に応じたスポーツ教室・スポーツ大会の充実を図るとともに、魅力あるニュースポーツの普及、スポーツ指導者の育成、スポーツ団体の活動支援などに努め、生涯スポーツを振興していく必要があります。

施策の方針

- 日常的にスポーツを行い、誰もが気軽に親しむことのできる生涯スポーツの実現のため、体育協会をはじめとするスポーツ団体の活動支援、スポーツ教室やスポーツ大会の充実を図ります。

役割分担



町民・地域

- 日頃からスポーツや運動に親しみ実践する
- 地域ぐるみでスポーツに親しむ機会・環境づくり

行政

- スポーツや運動の機会の提供・普及啓発
- スポーツや運動を普及・振興する人材の育成
- スポーツや運動に親しむ環境整備

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
学校施設開放校数	校	12	12	12	学務課調べ 小・中学校全 12 校での実施を 継続する。
体育協会加入者数	人	1,242	1,150	1,050	社会教育課調べ 人口減により、減少が見込まれ る数値とした。
スポーツ教室・大会 等参加者数	人	4,259	3,930	3,590	社会教育課調べ 人口減により、減少が見込まれ る数値とした。

主な取り組み

(1) 運動公園および体育施設の整備

- 既存の運動公園や体育施設の機能充実、利用促進を図るとともに、学校施設の開放を検討し、町民が利用しやすい環境整備に努めます。

(2) スポーツ指導者の育成およびスポーツ団体の活動支援

- 指導・助言できる指導者の育成・確保、体育協会、スポーツ団体およびスポーツクラブの活動の促進、地域の人材を活用したスポーツ活動支援体制の整備を検討します。

(3) スポーツ教室およびスポーツ大会の充実

- スポーツ教室およびスポーツ大会の開催により町民のスポーツ能力の向上、地域間交流を推進するとともに、町民の健康の維持・増進に向け、子どもから高齢者までが一緒に楽しめるニュースポーツの普及を図ります。

これまでの振り返り

- 名川中学校に隣接して、陸上競技場やサッカー場、多目的球技場を設けたふるさと運動公園を整備しました。
- 利用しやすい体育施設の環境整備などにより、町民の既存施設の利用促進を進めています。
- 研修会に参加することにより技術指導の向上が図られ、スポーツの指導者の育成が図られました。
- スポーツ教室およびスポーツ大会の充実により、町民のスポーツ能力の向上意識が高められるとともに、地域間交流が図られました。



施策30. 青少年健全育成の推進

現状と課題

- 本町では、学校・家庭・地域社会が協力・連携し、次代を担う青少年を健やかに育むために、学校支援ボランティア活動、家庭教育に関する相談会、家庭教育講座などを開催しています。
- 今後は、青少年が地域との交流を通じて自立性や社会性を身につけ、健やかに成長できるように、学校・家庭・地域などとの連携による非行防止活動や環境浄化活動の推進、家庭・地域の教育機能の向上、家庭教育などに関する学習機会の充実や相談・情報提供体制の整備、子ども会をはじめとする各種地域活動への親子での参画促進、青少年団体の育成および活動の支援などを進めていく必要があります。

施策の方針

- 青少年健全育成推進のため、学校・地域・家庭の連携強化、子育てや家庭教育の学習機会充実、地域の教育機能向上、非行防止・環境浄化活動を展開します。
- 青少年団体の育成・支援、青少年の自立性・社会性を培うための地域活動などへの参画促進の充実を図ります。

役割分担



町民・地域

- 「地域の子どもは、地域で育む」機運づくり
- 青少年に社会を生き抜く力を身に付けさせる
- 青少年が安心して健やかに暮らせる環境づくり

行政

- 関係機関等とともに青少年の健全育成活動の支援・推進
- 有害情報からの青少年の保護
- 犯罪被害を防止するための環境整備

数値目標

項目	単位	H28年度 (実績)	H34年度 (目標)	H39年度 (目標)	測定(取得)方法および 設定の考え方等
家庭教育に関する 相談の利用件数	件	6	6	6	社会教育課調べ 相談があった場合随時対応する。
青少年団体への加 入者数	人	675	650	630	社会教育課調べ 少子化により加入者数の減少を 見込んだ数値とする。

主な取り組み

(1) 非行防止活動、環境浄化活動などの推進

- 学校・家庭・地域社会などが連携を強化し、情報の共有による非行の早期発見などの未然防止活動や環境浄化活動を展開するとともに、家庭教育や青少年健全育成に関わる広報・啓発活動の充実などを通じて、明るい家庭づくり、家庭・地域の教育機能の向上に努めます。

(2) 家庭教育に関する講座の開催および相談・情報提供の充実

- 青少年健全育成には家庭の教育力を高めていくことが不可欠であることから、子育てや家庭教育に関しての学習機会の充実を図るとともに、相談窓口の一本化に向けた環境整備を検討します。

(3) 青少年の地域活動などへの参画機会の充実

- 青少年が人々との交流を通じて、自立性や社会性を身につけていけるように、地域の子ども会活動や地域行事などへの親子での参画を促進します。

(4) 青少年団体の育成・支援

- 現在の少子化時代において、協働での体験を通じて健やかに成長していけるよう、青少年団体への加入を促進するほか、ジュニアリーダー研修会への参加の意義を広く周知し、地域で活躍できる人材の育成に努めます。

これまでの振り返り

- 非行防止活動、環境浄化活動などの広報と啓発活動により、家庭・地域の養育機能の向上に努めました。
- 子育てに関する講座を開催し、資質の向上に努めました。また、野外活動においては集団生活を行い、子どもたちの生きる力を育むことに努めました。



施策31. 幅広い視野をもつ人材の育成

現状と課題

- 本町では、友情や愛郷心を育むことを目的として、小学生を対象に国内交流を実施しているほか、訪問国の歴史・文化・産業などの視察や国際協力の精神涵養、健全育成を図ることを目的に中学生を対象とした海外派遣交流を実施しています。
- 今後は、多様な価値観の形成や人材育成のための小学生国内交流の継続実施、南部氏ゆかりの市町との交流を通じた町の活性化などを進めていく必要があります。
- 広い視野と豊かな国際感覚を身につけた人材育成などを推進するため、中学生海外派遣交流の継続実施、外国語指導助手などによる外国語教育の充実、案内板・道路標識・観光パンフレットへの外国語併記や図案標示による国際化に対応したまちづくりなどを進めていく必要があります。

施策の方針

- 小学生国内交流や中学生海外派遣交流については、内容を一部見直ししながら国内外の地域との交流を継続していくとともに、多様な価値観の形成と広い視野を持つ人間形成や国際感覚に満ちた人材育成に努めます。
- 南部藩発祥の地という特性を活かして、南部氏ゆかりの市町と交流することで町への愛郷心を育むとともに、案内板や道路標識、観光パンフレットの外国語併記など推進し、国際化に対応したまちづくりを推進します。

役割分担



町民・地域

- おもてなし体制の強化

行政

- 国際化に対応したまちづくりの推進

数値目標

項目	単位	H28年度 (実績)	H34年度 (目標)	H39年度 (目標)	測定(取得)方法および 設定の考え方等
小学生国内交流事業参加者数	人	30	30	30	学務課調べ 平成28年度実績値の継続を目指す。
中学生海外派遣交流事業参加者数	人	23	30	25	学務課調べ 今後5年間の4中学校の2学年の生徒数の2割程度を維持する。

主な取り組み

(1) 国内交流の推進

- 様々な交流による多様な価値観の形成や人材育成を推進するとともに、全国の南部氏ゆかりの市町との交流を通じ、多方面での交流による町の活性化を推進します。

(2) 国際交流の推進

- 国際化の一層の進展に対応し、広い視野と豊かな国際感覚を身につけた人材の育成と、海外の人と積極的に交流するまちづくりを推進するとともに、町内在住の外国人や観光などで訪れる外国人が、町内で気軽に行動できるように、案内標識や道路標識、観光パンフレットの外国語併記や図案表示などを推進します。

(3) 産学官連携の推進

- 経済活動に直接結びつく民間企業やNPO法人等の広い意味での「産」、大学や高等学校などの「学」、政府・地方公共団体などの「官」による、周辺市町村を含む広域的な産学官連携を推進します。
- 学校教育と連携して、地域の歴史や郷土芸能などへの理解を深めることや、文化活動・地域活動を通じることで郷土愛の醸成を図ります。

これまでの振り返り

- 中学生の海外派遣交流により、海外の文化に触れるとともに現地の中学生との交流などを行っています。
- 様々な交流体験の実施により人材育成が図られるとともに、愛郷心を育むことができました。
- 南部氏ゆかりの自治体と交流し、参加児童の親睦が図られました。



政策 1 2 貴重な地域文化の継承と新たな文化の創造

施策32. 芸術・文化の振興

現状と課題

- 本町では、文化協会をはじめとする芸術・文化団体の育成および支援のため、公民館講座や趣味の教室などの学習機会を提供するとともに、芸術・文化団体の発表機会の充実に努めています。
- 今後は、文化協会や町民が自主的に取り組んでいる芸術・文化活動に対する支援、および鑑賞機会の提供などを積極的に推進していく必要があります。

施策の方針

- 芸術・文化団体の育成や支援、各種学習機会の提供などにより、町民の自発的な活動を促進するとともに、優れた芸術・文化活動の鑑賞機会の拡充と発表機会の充実に努めます。

役割分担



町民・地域

- 芸術・文化に親しみ普及に努める

行政

- 芸術・文化を享受できる機会の充実

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
文化団体(文化協会を含む)加入者数	人	710	675	640	社会教育課調べ 人口減による減少が見込まれる 数値とした。
芸術・文化鑑賞会 および発表会参加 者数	人	1,100	1,045	990	社会教育課調べ 人口減による減少が見込まれる 数値とした。

主な取り組み

（１）芸術・文化団体の育成・支援

- 文化協会をはじめとする芸術・文化団体の育成・支援に努めるとともに、各種公民館講座や趣味の教室などの学習機会の提供により、新しい分野の活動支援に努め、町民の自主的な活動を促進します。

（２）芸術・文化を親しむ機会の充実

- 既存の施設を利用し、優れた芸術・文化の鑑賞機会などの充実を図り、芸術・文化に関する町民の関心と意識の高揚に努めるとともに、町民の芸術・文化活動の成果の発表の場として、文化協会との共催による文化祭の開催を推進します。

これまでの振り返り

- 文化協会の活動を支援することで各種発表会およびサークル活動の活性化が図られました。また、一部では自主的な活動に繋がっています。
- 小学校・中学校の作品展と同時に文化協会の作品展示も行っています。



施策33. 歴史・文化遺産の保存と伝承

現状と課題

- 国・県および町指定文化財の保護・保存の徹底を図るとともに、南部氏関連城館の発掘調査を計画的に進め、全国に情報を発信していく必要があります。
- えんぷりをはじめとする各種郷土芸能を保護・伝承していくために、南部芸能伝承館を中心とした指導者や後継者の育成に努めていくとともに、郷土芸能発表会や南部地方えんぷりの開催など、発表機会の充実に努めていく必要があります。

施策の方針

- 南部藩発祥の地といわれる本町には、貴重な文化財や郷土芸能が数多く遺されているため、文化財の調査、保護および活用、郷土芸能の保存および継承に努めます。
- 学校教育と連携して地域の歴史および文化の学習機会の拡充により郷土愛の醸成を図るとともに、出土品や郷土資料等の展示収蔵施設の整備や案内板などの充実に努めます。

役割分担



町民・地域

- 地域の歴史・文化を学び関心を持つ
- 地域の歴史・文化の保存・継承に努める

行政

- 地域の歴史・文化の理解・関心が深まるよう取り組む
- 地域の歴史・文化を保存・継承する団体等の支援

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
郷土芸能後継者 育成事業参加者 数	人	16	14	12	社会教育課調べ 人口減による減少が見込まれる 数値とした。
国・県・町指定 文化財件数	件	72	80	88	社会教育課調べ 毎年度 1～2 件の町文化財指定 を目指す。

主な取り組み

(1) 南部氏関連城館等の保存・調査・整備の充実

- 史跡聖寿寺館跡をはじめとする南部氏関連城館等の発掘調査を進め、町の歴史的な価値を高めていきます。
- 聖寿寺館跡の土地公有化・史跡公園としての整備を進め、貴重な歴史遺産を保存・活用していきます。

(2) 文化財の調査・保存

- 地域に残る貴重な文化財を調査し、町文化財などに指定・保護するとともに、後世に継承していきます。

(3) 展示・収蔵・学習施設の充実と有効活用

- 史跡聖寿寺館跡の出土品や貴重な文化財などの郷土資料を常時展示・収蔵し、町内外の人々に本町の歴史を伝えることができるような施設整備に努めるとともに、案内標識などの整備および充実に図ります。

(4) 南部学研究会の開催

- 発掘調査成果や文献調査をもとに、本町や南部氏の歴史を整理・研究するとともに、講演やシンポジウムを開催し、全国に本町の歴史的な重要性を発信していきます。

(5) 歴史的価値の普及

- 学校教育と連携して、体験発掘や出前授業など地域の歴史および文化を学ぶ機会を拡充し、郷土愛の醸成に努めます。

(6) 郷土芸能の保存・伝承活動の充実

- 郷土芸能発表機会の充実に図り、郷土芸能の指導者および後継者の育成に努めるとともに、郷土芸能保存団体や子どもの継承活動の支援に努めます。
- 郷土芸能の歴史的な背景を調査し、保存していきます。

これまでの振り返り

- 聖寿寺館跡の発掘調査により、東北最大の大型建物跡や東北唯一の金箔土器、最古の向鶴銅製品など国内屈指の貴重な成果が得られました。
- 平成 24 年度からは歴史シンポジウムである南部学研究会を開催し、毎回全国各地から多くの方々が参加しています。
- 小学生を対象に体験発掘や出前授業、古街道ウォークを開催しています。
- 平成 29 年度から史跡聖寿寺館跡案内所がオープンし、史跡ガイドの養成を開始しました。

基本目標5 協働と参画により 町民が主役になるまち

政策 1 3 地域を活性化するコミュニティ活動の推進

施策34. 地域を活性化するコミュニティ活動の推進

現状と課題

- 本町では、町民の自主的なまちづくり活動に対して「笑顔あふれるまちづくり支援事業」などにより支援しています。また、地域コミュニティ活動拠点施設としては、公民館、研修センターおよび集会所などがあります。
- 「自分たちの地域は自分たちの手でつくる」という気運を醸成していくとともに、コミュニティ組織の育成および強化、コミュニティリーダー※36の養成を推進していく必要があります。
- 行政と地域の連携を密にし、町内会などを中心とした地域づくり活動の活性化を促進するため、連合町内会や地域運営組織の設立について検討していく必要があります。

施策の方針

- 町民の自主的なまちづくりを促進するため、コミュニティ施設の整備および充実に努めるとともに、コミュニティリーダーの育成を図ります。
- 地域担当職員制度により、行政と地域の連携を密にし、協働によるまちづくりの確立を図ります。

役割分担



町民・地域

- 地域活動に積極的に参加・協力・連携・交流する
- 地域課題を地域自主組織などで話し合い、行動する
- 行政と協働で、幅広いまちづくり活動に取り組む
- まちづくり活動を担うリーダーをつくる

行政

- まちづくり活動関連の情報提供
- 関係団体等と連携・調整し、地域活動を支援
- まちづくり活動を担う次世代のリーダー育成の支援
- 地域への活動支援とともに、活動拠点を整える
- 地域を越えたつながりを持つまちづくり活動の支援

※36 コミュニティリーダー：住民が主体的に地域内の共通課題の解決を図り、行政との協働でまちづくりを進めていくときの地域での担い手となる人。

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
コミュニティ施設の 年間利用者数	人	42,243	40,000	38,000	社会教育課調べ 人口減により、減少が見込まれる 数値とした。
地域づくり計画を 策定している町内 会数	町内会	4	10	20	企画財政課調べ 地域づくり計画の策定に主体的 に取り組む町内会の増を目指す。
笑顔あふれるまち づくり支援事業の 実施団体数	団体/年	16	15	15	企画財政課調べ 平成 28 年度実績値の維持を目 指す。

主な取り組み

（１）コミュニティ施設の整備充実

- 既存の集会施設、公共施設をコミュニティの活動拠点として利活用を促進するとともに、施設の維持管理、規模に合った見直しを推進します。また、空き家の改修などによる、コミュニティスペースの整備などを検討します。

（２）人材発掘・コミュニティリーダーの育成

- まちづくり講習会などによる人材発掘およびコミュニティリーダーの育成に努めるとともに、地域や町内会など各種団体の自主的なコミュニティ活動を支援します。

（３）コミュニティ相互の交流の促進

- 町内各地域で開催される行事に、開催地以外の町内の人たちが参加・交流できる環境をつくります。

（４）特色ある地域活動に対する支援

- 地域主体のまちづくり活動を推進するとともに、町独自の助成金制度の充実や国・県などの助成金の活用を図ります。
- 地域担当職員制度により、地域との連携や協働による地域の課題解決の取組を推進します。

（５）連合町内会および地域運営組織の設立支援

- 町内会での共通した業務を効率的に実施するため、複数の町内会による連合町内会の設立を支援するとともに、特定の地域課題を解決するために地域が連携して持続的に取り組む「地域運営組織」の設立を支援します。

これまでの振り返り

- 老朽化した集会施設の更新が図られ、対象地域のコミュニティ活動の活性化に寄与することができました。
- 町独自の助成金制度である「笑顔あふれるまちづくり支援事業」の活用が図られています。
- 地域担当職員を各町内会に配置し、地域活動の活性化を図りました。

政策 1 4 協働と参画によるまちづくりの推進

施策35. 協働と参画によるまちづくりの推進

現状と課題

- 本町では、各種施策の企画および実施、各種計画の策定について、町民参画を促進するとともに、町内外の動きや地域の出来事などの各種情報を広報誌およびホームページなどにより提供し、広聴および広報活動の充実を図ってきました。また、町民やコミュニティ団体などが行政と一体になり、様々な分野において連携したまちづくりを推進してきたところです。
- 今後は、多くの分野で町民と行政が一体となったまちづくりを進めていく必要があります。
- 町民と行政が共通認識を持つため、広聴および広報活動の充実、情報公開の推進に努めるとともに、町民やコミュニティ団体などが参画しやすい環境づくりを総合的に進めていく必要があります。

施策の方針

- 町民一人ひとりが生き生きとし、笑顔に満ちあふれたまちをつくっていくため、地域の伝統や特性などを活かした取組を支援します。
- 広聴および広報活動の充実を図るとともに、町職員が地域に出向いて実施する「まちづくり出前講座」を検討します。
- 各種行政計画の策定、公共施設の整備および運営、公共サービスへの町民や民間の参画を促進します。

役割分担



町民・地域

- 行政情報の収集に努め活用する
- 広聴の機会に積極的に参加する
- 行政サービスに意見・提言をする

行政

- 町民に迅速・正確でわかりやすい情報の提供
- 町民が広聴に参画しやすく、意見・提言しやすい環境の整備

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
ホームページへの アクセス数	件	192,772	200,000	210,000	総務課調べ 平成 28 年度実績値の約 10%増 を目指す。

主な取り組み

（１）町民主体のまちづくりの推進

- まちづくりへの参画意識を醸成するとともに、公共施設の整備、管理および運営、公共サービスなどへの町民の参画や協働を促進します。
- 文化行事やイベントの企画および運営などへの町民の参画や協働を促進し、町民主導の体制を推進します。
- 各種審議会委員などの一般公募、パブリックコメント※³⁷、各種行政計画の実施、点検および見直し、行政評価などへの町民の参画と協働を促進します。

（２）広聴・広報活動の充実

- 「広報なんぶちょう」などの各種定期発行情報誌やホームページの情報の充実、町民と行政の双方向的な情報の受発信による情報提供の強化や情報伝達の迅速化を図るとともに、広聴活動の充実を図り、町民が様々なまちづくりに参加しやすい体制をつくります。

（３）まちづくりに関する学習機会の提供

- 町民の参画・協働への気運の醸成、行財政やまちづくりの仕組みなどに関する知識の向上を図るとともに、まちづくりに関する出前講座や地域づくりワークショップを開催し、町民が積極的に地域づくりを学習する機会を提供します。

（４）まちづくり団体、ボランティア団体などの育成・支援

- 町内会、子ども会など、各種まちづくり団体や社会奉仕活動などを行うボランティア団体の自主性・自立性を尊重しながら活動支援を図るとともに、新たな団体の設立も積極的に支援します。

これまでの振り返り

- 自主的に「地域づくり計画」を策定して、将来の地域のかたちを考える町内会も増えています。
- 町内会などのコミュニティ団体への財政的な支援により、新たな取り組みなど活性化が図られています。

※37 パブリックコメント：公的な機関が規則などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続。

政策 15 男女共同参画社会と人権尊重社会の構築

施策36. 男女共同参画社会の構築

現状と課題

- 本町では、生涯学習活動や各種研修会を通じて町民の意識啓発に努めるとともに子育て環境および労働環境の整備に努め、さらに女性団体やボランティア団体の育成および社会参加活動の支援に努めてきました。
- 今後は、「男女共同参画社会基本計画」に基づき、男性も女性もすべての個人が喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる社会づくりを推進していくとともに、十分な育児休業を取得し、その後も継続して仕事ができるようにするなど、安心して子どもを産み育て、社会に復帰することができる環境を整備し、男女共同参画社会の構築を進めていく必要があります。

施策の方針

- 男性と女性が、社会の対等な構成員として参画・活動していくための指針となる「男女共同参画社会基本計画」に基づき、女性の社会参画を促進していくとともに、学校教育や生涯学習活動などを通じて男女共同参画意識の啓発および研修を推進します。
- 女性の意見をまちづくりに反映していくため、公的各種審議会・委員会などへの女性の登用を推進します。

役割分担



町民・地域

- 性別にとらわれず、家庭・学校・地域・職場で互いに認め合う意識をもつ
- 女性の参画を積極的に進めるとともに、主体的に活躍できる環境づくりに努める
- 仕事と家庭の両立を支援するとともに、職場での女性の活躍機会を確保・充実させる

行政

- 研修等の機会の提供
- 女性の参画を積極的に進めるとともに、地域で主体的に活動していくリーダー育成を支援する
- 家庭・学校・地域・職場での不安や悩みに関する相談窓口や支援体制の充実

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
公的各種審議会・ 委員会等に占める 女性の割合	%	15.8	25.0	30.0	住民生活課調べ 各種委員に占める女性の割合の 増を目指す。

主な取り組み

（１）男女共同参画に関する啓発活動の推進、学習機会の充実

- ・相談・指導・援護および社会参画支援体制の確立、活動支援制度の充実、学校教育、生涯学習活動などを通じた啓発・研修に努めます。

（２）公的各種審議会・委員会などでの男女共同参画の推進

- ・まちづくりに女性の意見を反映し、女性の社会参画機会の拡充を図るため、委員の一般公募の導入などを通じ、公的各種審議会・委員会などへの女性の登用に努めます。

（３）女性の社会参画を促進する環境の整備

- ・一億総活躍社会の実現を目指し、女性が働きやすい環境づくりや、育児および介護休業制度等の周知・活用促進に努めます。

これまでの振り返り

- ・広報やＨＰなどのＰＲ活動により、男女共同参画意識の啓発が図られています。
- ・講座などの各イベント実施により、町民の男女共同参画社会に対する意識が醸成されています。



施策37. 人権尊重社会の構築

現状と課題

- 本町では、国や県などが実施する活動に合わせ、人権擁護委員、行政相談員、民生委員との連携を密にしながら普及・啓発活動を行うとともに、年間を通して人権相談を開設しています。そして、学校教育・社会教育では、様々な場面において人権尊重意識の普及・高揚などの啓発活動を展開しています。
- 今後は、家庭・学校・職場・地域などが連携し、人権が尊重される社会を目指して人権教育と実践活動を総合的に推進していく必要があります。

施策の方針

- 町民一人ひとりが、あらゆる人権問題に対して正しい理解と認識を深められるよう、関係機関と連携を取りながら人権尊重意識の普及・啓発活動の推進に努めるとともに、法を尊重する意識の定着、法令の周知徹底に努めます。
- 家庭・学校・職場などで人権尊重の理念についての理解を促し、不当な差別や虐待など他人の人権を侵害する行為の防止に努めます。

役割分担



町民・地域

- 人権に対しての正しい知識と理解を深め、自分の問題として捉え、暮らしの中で実践する

行政

- 人権の教育・啓発活動や学習機会の提供



数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
人権尊重啓発事業 の開催回数	回	2	2	2	住民生活課調べ 平成 28 年度と同程度の開催を 目指す。
人権に関する相談 窓口の開催数	回	36	36	36	住民生活課調べ 平成 28 年度と同程度の開催を 目指す。

主な取り組み

（１）人権尊重社会構築に向けた啓発活動の推進

- 一億総活躍社会を目指した意識の定着、法令の周知徹底、人権尊重意識の普及・啓発活動を推進します。

（２）人権教育の推進

- 子どもたちが健やかに育まれる環境を家庭・地域でつくっていくとともに、学校教育と社会教育が連携を密にして、人権が尊重される社会を目指した人権教育や実践活動を総合的に推進します。

これまでの振り返り

- 人権相談所を開設し町民の方の相談に応じることで、解決の一助となりました。
- 人権に関する街頭活動により、人権に対する理解度が高められました。

基本目標6 計画的・効率的な行財政運営を目指すまち

政策 1 6 効率的な行財政運営と広域行政の推進

施策38. 行政改革の推進

現状と課題

- 本町では、町民の立場に立った行政サービス推進のため、地方分権^{※38}時代に対応した行政体制を整備し、簡素で効率的な行政運営に努めるなど、行政改革を進めてきました。
- 人口減少が進む中で、合併前の旧町村庁舎を利用した分庁舎方式を改め、統合庁舎建設により、本庁舎や南部分庁舎、中央公民館に分散している役場機能を見直し、効率的な財政運営を行うことが求められています。
- 計画的・効率的な行政運営のためには、統合庁舎建設と併せて、多様化する行政課題に柔軟に対応できる組織・機構への改革ならびに、長期的視点、積極性および創造力を兼ね備えた人材育成をしていく必要があります。
- また、従来の取り組みに加え、町民による参画・協働のもと、行政改革の一層の推進に努めていく必要があります。

施策の方針

- 町民のニーズに的確に応えていくため、役場機能の集約化や組織・機構の見直し、アウトソーシング^{※39}の展開による行政のスリム化^{※40}、簡素で小さな行政など、行政改革を一層推進し、計画的・効率的で自立した行政運営に努めます。
- 町民参画・町民協働のもとに、まちづくりの推進方策、行政のあり方などについて常に点検・評価を加えながら、行政改革を推進します。
- 個人情報の保護に留意しながら情報公開に努め、町民と行政の情報共有体制をつくります。

役割分担



町民・地域

- 町が提供するサービスの評価

行政

- 統合庁舎建設の推進
- 利便性の高い行政サービスの提供
- 町民の理解を得ながらの公共施設の見直し
- 効率的・効果的な組織づくり

※38 地方分権：国主導型行政から地域主導型行政への転換に向けた国と地方の関係や役割分担の改革。

※39 アウトソーシング：専門的能力・ノウハウを持った企業等に委託すること。外部委託。

※40 スリム化：簡素化、効率化。

数値目標

項目	単位	H28 年度 (実績)	H34 年度 (目標)	H39 年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
普通会計職員数	人	167	165	163	総務課調べ 事務事業の見直しなどにより適 正な定員管理を目指す。
指定管理者制度※41 導入施設数	施設	39	40	40	企画財政課調べ 平成 28 年度実績の導入施設数 の維持を目指す。
行政改革の効果額	千円	563,246	580,143	619,570	企画財政課調べ 平成 28 年度実績値の 10%増を 目指す。

主な取り組み

（１）事務事業の見直し

- 計画・実施・評価・改善という P D C A サイクルにより、事務事業全般にわたり見直しを行います。

（２）民間委託などの推進

- 指定管理者制度の活用およびアウトソーシングの推進など、民間委託・民間移譲の推進を図ります。

（３）組織・機構の見直し

- 統合庁舎建設により、従来までの本庁舎や南部分庁舎、中央公民館に分散している役場機能を集約します。
- 社会情勢の変化や新たな行政ニーズに即応でき、無理・無駄のない柔軟な組織・機構としていくため、随時検討を加えながら見直しを行います。

（４）給与水準・定員管理の適正化

- 給与水準の適正化、評価者・被評価者研修の実施による人事評価制度の確立を図るとともに、事務事業の見直しなどによる定員の適正化を図ります。

（５）企業会計の経営健全化

- 企業会計は、独立採算を基本とする健全経営を目指すため、中長期的な視点に立った経営手法を確立し、経済性と公共性の調和のもと、効率的な運営に努めます。

（６）人材育成の推進

- 職員の資質向上を図るため、総合的・計画的な人材育成を推進します。

※41 指定管理者制度：公共施設の管理・運営を民間事業者も行えるようにする制度。

（７）電子自治体の構築

- ICTを活用した電子自治体※42 を構築し効率的・効果的な行政運営に努めます。

（８）個人情報の保護と情報公開の推進

- 個人情報保護条例、情報公開条例に基づき、個人情報の保護に留意しながら情報公開制度の適正な運用を推進します。

これまでの振り返り

- 人材育成の推進により、業務課題の解決および参考となる知識の習得ができています。
- マイナンバーの情報連携に伴うシステム整備のほか、庁内ネットワークの整備を行い、業務の効率化が図られました。



※42 電子自治体：コンピュータやネットワークなどの情報通信技術活用することにより、国民・住民の方々や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な政府・自治体を実現しようとするもの。

施策39. 財政運営の健全化

現状と課題

- 行政改革大綱および財政運営計画などにに基づき、公債費負担^{※43}の健全化、町税などの徴収強化、町単独補助金の適正化、町有地の有効活用など、財政運営の抜本的改革を計画的・段階的に推進していく必要があります。
- 統合庁舎建設による公債費負担の増加を抑制するため、地方債発行を伴う施設整備事業などは、財政運営計画に基づき、計画的に整備していく必要があります。
- 普通交付税は、平成 28 年度から合併算定替^{※44}の縮減期間に入っており、交付額は平成 32 年度まで段階的に縮減されていくことから、今後も限られた財源で引き続き効率的な行財政運営に努めていく必要があります。

施策の方針

- 限りある財源を計画的・効率的に運営していくため、町税の適正な賦課・徴収、各種行政サービスの適正有償化などによる自主財源の確保、公債費負担の健全化を推進するとともに、重要度および優先度、事業効果などを考慮した財政基盤づくりに取り組みます。

役割分担



町民・地域

- 地域やコミュニティでの共助
- 納税の義務

行政

- 統合庁舎建設の推進
- 国に対し財政措置の十分な配慮を求める
- 計画的な財政運営

※43 公債費負担：地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源。

※44 合併算定替：旧合併特例法に基づき、「平成の大合併」で合併した市町村では、合併後 10 年間、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税額が交付される制度のこと。

数値目標

項目	単位	H28年度 (実績)	H34年度 (目標)	H39年度 (目標)	測定（取得）方法および 設定の考え方等
経常収支比率※45 (普通会計)	%	84.6	83.6	82.0	企画財政課調べ 平成28年度実績値の3%減を目指す。
実質公債費比率※46 (普通会計)	%	9.7	6.8	9.7	企画財政課調べ 平成28年度実績値と同率を目指す。
地方債現在高	百万円	12,493	12,566	8,500	企画財政課調べ 平成28年度実績値の約30%減を目指す。
町税（普通税）の収 納率	%	98.8	99.0	99.1	税務課調べ 現年度収納率の0.3%増を目指す。
町単独補助金の件数	件	99	99	99	企画財政課調べ 町単独補助金の適正化を目指す。
町有財産売却件数	件	6	9	12	総務課調べ 町有財産の売却を目指す。

主な取り組み

(1) 計画的・効率的な財政運営の推進

- 財政運営計画に基づき、重要度や優先度、事業効果などを総合的に勘案し、事業の重点化を図りながら、計画的かつ効率的な財政運営を推進します。

(2) 公債費負担の健全化

- 公債費負担の健全化に向け、地方債発行を伴う普通建設事業の抑制により、町債残高の軽減を図ります。

(3) 町税・使用料などの徴収強化

- 納税P R・納付相談の徹底、徴収対策の強化により、町税の滞納整理に努めるとともに、受益者負担の原則に基づき、保育園保護者負担金、町営住宅使用料、戸籍手数料、住民基本台帳手数料をはじめとする各種負担金、使用料および手数料の見直し、徴収強化により自主財源の確保を図ります。
- 口座振替・郵便振替に加えて、コンビニエンスストア・マルチペイメントネットワーク(MPN)※47・クレジットカード・モバイルレジ※48等での振替を、費用対効果を勘案しながら検討し、納税者の利便性の向上を図ります。

※45 経常収支比率：経常支出に対する経常収入の割合。

※46 実質公債費比率：収入に対する負債返済の割合。

※47 マルチペイメントネットワーク(MPN)：国庫金、地方税、電気・ガス・電話等の公共料金及び会社等への代金等の支払について、顧客の利便性向上を図るとともに、官公庁、地方公共団体、収納企業及び金融機関の事務効率化を図り、以って公益に資する決済に関する新たな仕組み。

※48 モバイルレジ：請求書に印刷されたバーコードを携帯電話などのモバイル端末で読み取り、ネットバンキングを利用して支払いができるサービスのこと。

（４）町単独補助金の適正な交付

- 町単独補助金については、補助金交付に対する効果、交付額などを検討・検証し、適正な補助金の交付に努めます。

（５）町有地（遊休財産）の適正・計画的処分の推進

- 町有地の現況調査をもとに、将来に向けて使用予定のない町有地（遊休財産）について、適正価格による計画的な処分を推進します。
- 町で管理する施設について維持・管理しつつ、施設の機能や役割などを踏まえて、施設の統廃合により適正化を図ります。

これまでの振り返り

- 町税・使用料の滞納者へは、戸別訪問などに取り組んできました。
- 事業目的および事業内容の精査を実施し、補助金の合理化に務めることができました。
- 基金の効率的な運用に向けて、平成 27 年度から利率の高い債券を購入し、より高い運用益が得られるようにしています。

施策40. 広域行政の推進

現状と課題

- 本町の広域行政については、八戸地域広域市町村圏事務組合では消防、介護認定審査、広域計画策定、福地地区のごみおよびし尿の処理を行い、三戸地区環境整備事務組合では名川・南部地区のごみおよびし尿の処理を行い、八戸圏域水道企業団では上水道供給を行ってきました。
- また、広域協議会での活動として、北奥羽開発促進協議会では構成市町村内の基盤整備や大規模開発事業促進に取り組み、八戸地方拠点都市地域整備推進会議では八戸地域における地方拠点都市地域の整備および産業業務施設の再配置促進を進めてきました。
- 今後は、これまでの取り組みを一層推進していくとともに、増大する広域的課題に的確に対応していくため、関係市町村との連携強化に努め、新たな行政課題についての調査・研究を進めていく必要があります。
- 平成29年3月22日に、八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町の8市町村により、これまでの「八戸圏域定住自立圏」から「八戸圏域連携中枢都市圏」へ移行し、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンの策定により、圏域の一体的な発展を目指しています。

施策の方針

- 国および県、関係機関との連携を強化して総合的な発展を進めていくとともに関係市町村との相互協力により広域行政を推進します。
- 八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき、生活関連機能サービスの向上などに取り組んでいきます。

役割分担



町民・地域

- 広域行政への理解

行政

- 各種関係者との調整・連携
- 町民への周知

主な取り組み

(1) 広域行政の推進

- 消防、ごみ処理およびし尿処理、上水道供給などの共同事業については、広域体制を確保して広域行政を推進します。
- 八戸圏域全体の経済成長のけん引、生活関連機能サービスの向上などを目指し、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組みます。

(2) 多様な地域連携の推進

- 三戸郡総合体育大会などの多種多様なスポーツ大会の実施を通じて、広域行政の枠組みにとられない地域間の交流・連携を推進します。

(3) 国・県との連携強化

- 国・県との役割や機能の分担について財源を含めて協議しながら、多様な分野での連携強化を図り、本町の総合的な発展を推進します。

これまでの振り返り

- 八戸圏域定住自立圏の事業により、財政的なメリットがあるほか、単独では進めにくい事業を圏域で連携して実施することができました。
- 一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するため、「八戸圏域定住自立圏」から「八戸圏域連携中枢都市圏」へ移行しました。



第2次南部町総合振興計画

資

料

編

1. 南部町総合振興計画の策定経過

年 月	内 容
平成 29 年 3 月 22 日	第 1 回 総合振興計画審議会
3 月 23 日	第 1 回 まちづくり委員会
4 月 15 日～4 月 30 日	町民アンケート（町民意識調査）
5 月 8 日	町長インタビュー
5 月 10 日	第 1 回 総合振興計画策定委員会
5 月 17 日	第 1 回 総合振興計画専門部会 ※専門部会：まちづくり委員と策定委員（プロジェクト委員）の合同会議
6 月 14 日、6 月 20 日	第 2 回 総合振興計画専門部会
6 月 30 日	第 2 回 総合振興計画審議会
7 月 28 日	第 3 回 総合振興計画専門部会
9 月 7 日	第 4 回 総合振興計画専門部会
11 月 1 日～11 月 17 日	第 2 回 総合振興計画策定委員会（書面確認）
12 月 8 日～12 月 22 日	第 3 回 総合振興計画策定委員会（書面確認）
平成 30 年 1 月 11 日	第 3 回 総合振興計画審議会
1 月 22 日～2 月 2 日	パブリックコメント
3 月 2 日	第 4 回 総合振興計画審議会

2. 諮問・答申

南部企財第 2 2 7 号

平成 2 9 年 3 月 2 2 日

南部町総合振興計画審議会

会長 田 中 哲 殿

南部町長 工 藤 祐 直

第 2 次南部町総合振興計画の策定について（諮問）

南部町総合振興計画審議会条例（平成 1 8 年条例第 1 3 号）に基づき、第 2 次南部町総合振興計画（平成 3 0 ～ 3 9 年度）の策定について諮問いたしますので、十分なるご審議のうえ、答申して下さるようお願い申し上げます。

平成30年 3 月 2 日

南部町長 工 藤 祐 直 様

南部町総合振興計画審議会
会 長 田 中 哲

第2次南部町総合振興計画について（答申）

平成29年3月22日付け南部企財第227号で諮問のあった「第2次南部町総合振興計画」の策定について、当審議会で慎重な審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

なお、基本計画の推進にあたっては、当審議会及びまちづくり委員会における意見やアンケートにより寄せられた町民の意見を尊重するとともに、下記の事項に配慮されるよう要望いたします。

記

1. 本計画の趣旨や内容を分かりやすい形で積極的に町民に周知するとともに、町民とのコミュニケーションを図り、広く町民の理解と協力が得られるよう努めていただきたい。
2. 社会環境及び行政の役割の変化を踏まえて、町民をはじめとする多様な主体の参画を求めながら適切な推進体制を整え、協働によるまちづくりを推進していただきたい。
3. 基本計画に位置付けられている各施策の推進にあたっては、緊急性や地域特性、財政状況などを総合的に勘案し、計画的な推進を図っていただきたい。
4. 戦略プロジェクトに示している事業については、速やかに実施、運用されるよう努めていただきたい。
5. 更なる行財政改革の推進と施策の選択と集中による効率的な行財政運営に努めていただきたい。
6. 現在実施している施策の検証を適正に行うとともに、外部評価体制の構築に努め、実効性のある施策の進行管理に努めていただきたい。

3. 南部町総合振興計画審議会条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 13 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 の規定に基づき、町長の諮問に応じ町の総合振興計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、南部町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、知識経験のある者及び関係行政機関職員のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会に部会を設けることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

4. 南部町総合振興計画審議会委員名簿

任期 (平成 29 年 3 月 22 日～平成 31 年 3 月 21 日)

区 分	氏 名	所 属 等
会 長	田中 哲	八戸学院大学 ビジネス学部 教授
会長職務代理者	馬場 又彦	南部町議会議長
委 員	川守田 稔	南部町議会 総務企画常任委員長
〃	工藤 正孝	南部町議会 産業建設常任委員長
〃	沼畑 俊一	南部町議会 教育民生常任委員長
〃	境 久孝	南部町教育委員
〃	赤石 敏文	南部町農業委員会 会長
〃	工藤 始	南部町民生委員児童委員協議会 会長
〃	山田 賢司	南部町商工会 会長
〃	川村 綾子	南部町社会福祉協議会 会長
〃	板垣 雅英	南部町消防団 団長
〃	森田 友彦	南部町観光協会 会長
〃	石橋 睦子	八戸農業協同組合 福地支店長
〃	志賀 清	南部町校長会 会長
〃	若木 憲悟	三八地域県民局 地域連携部長

5. 南部町まちづくり委員会設置要綱

平成 18 年 4 月 20 日

平成 24 年 4 月 2 日

改正 平成 28 年 11 月 1 日

企画財政要綱第 4 号

(設置)

第 1 条 町民の意見を反映した南部町総合振興計画の策定及び実現を推進するため、南部町まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、30 人以内の委員で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから町長が任命し、任期は 2 年とする。

3 委員会に、次の部会を設ける。

(1) 安全・環境部会

(2) 教育・文化部会

(3) 健康福祉・子育て部会

(4) 産業・観光部会

(5) コミュニティ部会

(会長及び副会長)

第 3 条 委員会に、会長及び副会長を置く。会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長)

第 4 条 部会に、部会長及び副部会長を置く。部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。

2 部会長は、部会を総括する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の所掌事項)

第 5 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 総合振興計画の策定に関し、意見を述べること

(2) 総合振興計画の実現に向け、調査・協力を行うこと

(3) その他総合振興計画の策定及び実現に関すること

(部会の所掌事項)

第6条 各部会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 安全・環境部会 消防・防災、生活基盤、生活安全、自然環境、生活環境、土地利用
- (2) 教育・文化部会 教育、人づくり、地域文化、国内外交流、スポーツ
- (3) 健康福祉・子育て部会 地域福祉、保健・医療、子育て
- (4) 産業・観光部会 農林業、商業、工業、観光、達者村事業
- (5) コミュニティ部会 コミュニティ、住民参画・協働、男女共同参画、人権尊重、移住事業、婚活事業

(会議)

第7条 委員会は、会長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

2 部会は、部会長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員会及び部会に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

2 南部町総合振興計画策定プロジェクトチームメンバーは、委員会及び部会に出席し、必要に応じ意見を述べ、説明をするものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

6. 南部町総合振興計画まちづくり委員名簿

任期 (平成 29 年 3 月 23 日～平成 31 年 3 月 22 日)

区 分	氏 名	所 属 等	部 会 等
会 長	八木田 憲司	三戸地区交通安全協会 福地支部長	安全・環境部会委員
副 会 長	佐々木 秀雄	行政員 (相内町内会長)	コミュニティ部会委員
委 員	森林 春夫	南部町消防団 副団長	安全・環境部会委員
〃	竹内 司	南部町防犯協会 会長	安全・環境部会副部会長
〃	石橋 寛之	馬淵川を愛する会 副会長	安全・環境部会委員
〃	川井 健一	南部町さくらの会 会長	安全・環境部会部会長
〃	下屋敷 国夫	三戸地区環境整備事務組合 副参事	安全・環境部会委員
〃	安ヶ平 敦志	南部町連合父母と教師の会 会長	教育・文化部会委員
〃	赤澤 栄夫	子ども会育成連絡協議会 会長	教育・文化部会副部会長
〃	工藤 忠善	南部町体育協会 会長	教育・文化部会委員
〃	川守田 喜一	歴史研究会 会長	教育・文化部会委員
〃	久保 一繁	郷土芸能保存会 会長	教育・文化部会委員
〃	後藤 欣司	名久井岳トレイルフェスティバル実行委員会	教育・文化部会部会長
〃	佐々木 弘子	公募	健康福祉・子育て部会委員
〃	堀内 二三子	公募	健康福祉・子育て部会委員
〃	山本 郁子	南部町社会福祉協議会 法人運営課長	健康福祉・子育て部会副部会長
〃	新井山 美智子	民生委員児童委員協議会 副会長	健康福祉・子育て部会委員
〃	小澤田 ひめ	保健推進員 代表	健康福祉・子育て部会委員
〃	四戸 泰明	NPO法人なんぶねっと 理事長	健康福祉・子育て部会部会長
〃	浜渡 博光	公募	産業・観光部会委員
〃	谷内 洋介	商工会青年部 部長	産業・観光部会副部会長
〃	本田 篤	商工会工業部会 部会長	産業・観光部会委員
〃	川守田 義雄	南部町達者村ふれあい隊 隊長	産業・観光部会部会長
〃	沖田 城司	NPO 法人青森なんぶの達者村	産業・観光部会委員
〃	四戸 健一	なんぶ農夢 会長	産業・観光部会委員
〃	三枝 玄尚	公募	コミュニティ部会部会長
〃	出町 州央	剣吉駅前ストリート活性化委員会 会長	コミュニティ部会副部会長
〃	根市 東一	行政員 (桜本町町内会長)	コミュニティ部会委員
〃	池田 孝次郎	行政員 (福田町内会長)	コミュニティ部会委員
〃	藤田 健児	連合青年団 団長	コミュニティ部会委員

7. 南部町総合振興計画策定委員会設置要綱

平成28年11月1日

企画財政課要綱第3号

(設置)

第1条 南部町総合振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するため、南部町総合振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、その目的達成のため次の事項を所掌する。

- (1) 基本構想
- (2) 基本計画
- (3) その他総合計画の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会に委員長、副委員長、幹事及びプロジェクト委員を置く。

- 2 委員長は、副町長をもって充て、策定委員会を総括する。
- 3 副委員長は、教育長をもって充て、委員長を補佐するとともに、各委員に適切な指導助言を行う。
- 4 幹事は、課長職にあるものを充てる。
- 5 プロジェクト委員は各課等の課長補佐の職にあるもの、又は次席の職員をもって充てる。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長とする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(幹事会)

第5条 策定委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会の委員は委員長、副委員長、幹事とする。
- 3 幹事会に幹事長を置き、委員長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は幹事長が招集し、その議長となる。
- 5 幹事会は、計画素案の検討、総合計画原案の作成その他総合計画の策定に関する重要項目について協議する。

(専門部会)

第6条 策定委員会に、次の専門部会（以下「部会」という。）を置き、プロジェクト委員はいずれかの部会に所属する。

- (1) 安全・環境部会
- (2) 教育・文化部会
- (3) 健康福祉・子育て部会
- (4) 産業・観光部会
- (5) コミュニティ部会

2 部会に部会長を置き、委員の互選により選任する。

3 部会の会議は部会長が招集し、その議長となる。

4 部会は、振興計画策定に必要な事項を調査・研究し計画素案の作成を行う。

5 各部会は相互に情報交換・資料提供を行い、連携を密に保つものとする。

(報告)

第7条 委員長は、策定委員会における振興計画の策定作業状況、調査・研究過程及び協議結果について町長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、企画財政課に置く。

2 事務局長は、企画財政課長をもって充てる。

3 事務局職員は、企画財政課職員をもって充てる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成28年11月1日から施行する。

8. 南部町総合振興計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	部 会 等
委 員 長	坂本 勝二	副町長	
副委員長	高橋 力也	教育長	
幹 事	佐々木 俊昭	総務課参事	
幹 事	西舘 勝彦	企画財政課参事	
幹 事	金野 貢	税務課課長	
幹 事	赤石 裕之	住民生活課参事	
幹 事	福田 勉	健康福祉課課長	
幹 事	東野 成人	農林課課長	
幹 事	久保田 敏彦	商工観光交流課課長	
幹 事	川村 正則	建設課課長	
幹 事	小山 万紀子	出納室会計管理者	
幹 事	中野 弘美	町営地方卸売市場市場長	
幹 事	佐々木 大	医療センター事務長	
幹 事	藤嶋 健悦	老健なんぶ事務長	
幹 事	中村 貞雄	学務課課長	
幹 事	佐々木 高弘	社会教育課課長	
幹 事	中里 司	議会事務局事務局長	
幹 事	松橋 悟	農業委員会事務局事務局長	
プロジェクト委員	西舘 昌男	総務課課長補佐	安全・環境部会
プロジェクト委員	松原 浩紀	企画財政課課長補佐	安全・環境部会 部会長
プロジェクト委員	野月 正治	税務課課長補佐	産業・観光部会
プロジェクト委員	玉舘 真由美	税務課主幹	コミュニティ部会
プロジェクト委員	久保 佳輝	住民生活課課長補佐	安全・環境部会
プロジェクト委員	佐々木 真理子	健康福祉課副参事	健康福祉・子育て部会
プロジェクト委員	岩間 雅之	健康福祉課課長補佐	健康福祉・子育て部会 部会長
プロジェクト委員	戸室 正樹	健康福祉課課長補佐	コミュニティ部会 部会長
プロジェクト委員	下井田 耕一	農林課課長補佐	産業・観光部会
プロジェクト委員	西塚 章	商工観光課課長補佐	産業・観光部会
プロジェクト委員	庭田 貴之	建設課課長補佐	安全・環境部会
プロジェクト委員	川門前 淳哉	出納室主幹	コミュニティ部会
プロジェクト委員	馬場 均	町営地方卸売市場次長	産業・観光部会 部会長
プロジェクト委員	嶋守 久	町営地方卸売市場庶務課長	教育・文化部会
プロジェクト委員	藤原 正利	町営地方卸売市場果実課長	コミュニティ部会
プロジェクト委員	柳久保 正弘	医療センター次長	健康福祉・子育て部会
プロジェクト委員	栃木 幸夫	老健なんぶ主幹	健康福祉・子育て部会
プロジェクト委員	夏堀 勝徳	学務課課長補佐	教育・文化部会 部会長
プロジェクト委員	金山 定美	社会教育課課長補佐	教育・文化部会
プロジェクト委員	夏坂 由美子	議会事務局次長	教育・文化部会
プロジェクト委員	佐藤 慶	農業委員会事務局主幹	産業・観光部会

9. 各種計画期間

分野	計画	年度									
		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
産業・雇用	達者村振興計画	(見直し中)									
	創業支援事業計画	H28～32									
	農業振興地域整備計画	H23～32									
健康・医療・福祉	地域防災計画	H18～ 必要に応じて見直し									
	国民保護計画	H18～ 必要に応じて見直し									
	第3次健康増進計画（すこやか南部21）	H30～34									
	第2次食育推進基本計画	H26～30									
	第2次地域福祉計画	H26～30									
	第3期障がい者計画	H29～33									
	第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画	H30～32									
	第1期子ども・子育て支援事業計画	H27～31									
	第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画	H30～35									
	第2期国民健康保険事業実施計画	H30～35									
	第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画	H30～32									
環境・生活	自殺対策計画（仮称）		H31～35								
	国土利用計画	H24策定（目標年H32）									
	森林整備計画	H27～37									
	ごみ処理基本計画	H21～30									
	橋梁長寿命化修繕計画	H23～32									
	社会資本総合整備計画（道路・橋梁）	H26～30									
	公営住宅等長寿命化計画	H23～32									
	住生活基本計画	H30～39									
	建築物耐震改修促進計画	H30～32									
	污水处理施設整備構想	H28～47									
	公共下水道事業計画	H28～47									
	社会資本総合整備計画（下水道）	H28～32									
	循環型社会形成推進地域計画	H28～32									
	公共下水道事業経営戦略	H28～37									
	農業集落排水事業経営戦略	H29～38									
教育・文化	史跡聖寿寺館跡整備基本計画・実施計画	(見直し中)									
協働・参画	男女共同参画社会基本計画	H21～30									
行財政運営・広域行政	まち・ひと・しごと総合戦略	H27～31									
	第2次行政改革大綱	H26～30									
	財政運営計画	H27～36									
	公共施設等総合管理計画	H28～67									
	八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン※広域	H29～33									

第 2 次南部町総合振興計画（2018～2027 年）

平成 30 年 3 月

発行/青森県三戸郡南部町

〒039-0892 青森県三戸郡南部町大字苫米地字下宿 23-1

T E L : 0178-84-2111（代表） F A X : 0178-84-4404

第2次
南部町総合振興計画
2018⇒2027